特区 · 地域活性化 · 規制改革小委員会 (第7回)

— 成長戦略・経済対策 PT —

1. 挨拶

2. 規制・制度改革の進捗状況について

3. グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県・北九州市・福岡市) の視察予定について

4. その他

特区・地域活性化・規制改革小委員会 国際戦略総合特区視察 (グリーンアジア国際戦略総合特区)

○ 日 程 平成24年2月27日(月)~28日(火)

○ 視察先 福岡県北九州市、福岡市

〇 行程案

2月27日(月)

羽田空港発(SF.J77便) 11:15-

北九州空港着 13:05

14:00-14:40 アジア低炭素化センター

14:50-15:20 東田スマートコミュニティ

・地域節電所

北九州エコタウン 15:50-16:30

日本磁力選鉱㈱

17:00-17:30 ウォータープラザ

ホテルオークラ福岡着 18:40

2月28日(火)

朝食・意見交換会* (ホテルオークラ福岡会議室) 7:30- 9:00

9:10-9:50 箱崎ふ頭

・RORO 船ターミナル

・JR 貨物ターミナル

九州大学伊都キャンパス 10:30-11:20

・最先端有機光エレクトロニクス研究センター

・次世代燃料電池産学連携研究センター

12:10-12:40 昼食(県庁会議室)

記者会見(県庁会見室) 12:45-13:15

福岡空港発 (ANA256 便) 14:20-

羽田空港着 15:55

※総合特区協議会メンバーとの意見交換会。出席予定者は以下のとおり。

· 小川 洋 福岡県知事

・ 北橋 健治北九州市長

・ 髙島 宗一郎福岡市長

松尾 新吾 (社)九州経済連合会会長

· 末吉 紀雄 福岡商工会議所会頭 · 利島 康司北九州商工会議所会頭

- 石原 進 福岡経済同友会代表幹事

平 成 24 年 2 月 23 日 内 閣 府 行 政 刷 新 会 議 事 務 局 規制·制度改革担当事務局

規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果

ı 目 次	
	頁
「明日の安心と成長のための緊急経済対策」 (平成21年12月8日閣議決定)中の「6(1)①制度・規制改革」	1
・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)	4
「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」 (平成22年9月10日閣議決定)中の「日本を元気にする規制改革100」別表1及び2	20
「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」 (平成22年10月8日閣議決定)中の「規制・制度改革」別表1及び2	33
・「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日 閣議決定)	36
・「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)	58
1	

<「評価」欄について>

•◎:措置済	…計1	76項目
・〇:一部措置済	…計1	51項目
•×:未措置	…計	O項目
・一:「一部措置済」、「未措置」等の評価ができないもの	…計	6項目

(注)エネルギー分野については、現在各府省と調整中のため、網掛けとした。

明	日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)	における決定内容	The site of the site		進んだ取組・	T
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管省庁	実施状況	残された課題	辞任
) 物保一体化を含めた保 育分野の制度・規制改 革		新たな制度について平成22年前半を目 遠に基本的な方向を固め、平成23年通 常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成 支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育で新シス テム検討会議」が設置され、「子ども・子育で新システムの基本制度東要綱」が平成22年6月29日 に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育で新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会 合う)の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム の3つのW下を立ち上げ、基本制度東要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、 労使代表、子育で当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、 具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチーム において、「子ども・子育で新システムに関する中間と りまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で、 ①契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する 公的契約とすること ②例外のない保育の保障の観点から市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する 仕組みとすること ②給付については、僕護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に 充てるため法定代理受領の仕組みとすること ②値格数定については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として算定すること等 が明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策金議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を競じること とされている税制技本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。 (平成23年7月29日少子化社会対策金議決定) 「子ども・子育で新システム」は、社会保障と税の一体改革例を者と十分に意見交換を行い、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		0
	(4)イコールフッディングによる株式会社・NPOの参入促進・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。	新たな制度について平成22年前半を目 遠に基本的な方向を固め、平成23年通 常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府文部科学省厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成 支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新シス テム検討会議」が設置され、「子ども・子育で新システムの基本制度案要繰」が平成22年6月29日 に少チ化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育で新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官銀会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・30つのWTを立ち上げ、基本制度緊要網に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育で当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、 具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育で新システムに関する中間とりまとめらがとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で實の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることとされ、指定制度の導入を実施することが明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を譲じることとされている税制技本改革とともに、早急に所要の法律素を国会に提出することが決定された。(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定) 「平成43年7月29日少子化社会対策会議決定」 「平成45・子育で新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられているとも、今後は、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行い、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		0

31H432K-0CM	長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			進んだ取組・	
	規制・制度改革の概要 登備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の	実施時期 新たな制度について平成22年前半を目	内閣府	(内閣府、文部科学省、厚生労働省)	残された課題	評
見値しにつ	いても、制度設計の中で検討する。	遠に基本的な方向を固め、平成23年通 常国会までに所要の法案を提出する。	文部科学省	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成 支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システムを購がした機能」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度 案要補」が平成22年6月29日 に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育で新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官都会会)」の下に ・基本制度アーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・ の3つのWTを立ち上げ、基本制度家要補に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育で新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で (①施設整備費については、運営費に上乗せする仕組みとすること (②運営費の使途範囲については、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること (3会計基準については、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること (3会計基準については、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること (7年度23年度)とするに検討を行うことが明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を課じることとされている税制技本な変をとい、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。 (平成23年7月29日少子化社会対策会議決定) 「子ども・子育で新システム」は、社会保障と限の一体改革の中でも優先課題に位置付けられているところ、今後は、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行い、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		(
も関制度の	本化の推進 における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こと 在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体 についても検討し、結論を得る。	新たな制度について平成22年前半を目 遠に基本的な方向を固め、平成23年通 常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省			

明	日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)	における決定内容	所管省庁	D#4.0	進んだ取組・	評価
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	初官省厅	実施状況	残された課題	F#1
環境・エネルギー分野 での制度・規制改革	(7)森林・林葉再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備 ・路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルー ルの整備(実効性ある関停・裁定のルール等)		展林水産省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-20を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前倒し)		
	(イ)新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応 ・工場立地法の縁地等面積の一部への太陽光発電施設の充当	太陽光発電施設の工場での導入促進を 図るため、工場立地法の線地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、 年度内に速やかに結論を得る。		工場立地法では、特定工場の新増設の際に一定比率以上の環境施設(接地を含む)を整備することを求めている。平成22年1月から平成22年3月にかけて開催された座業構造審議会工場立地法検討小委員会で検討した結果、緑地は、アメニティ効果や景観向上効果などの様々な効果を有することから、太陽光免電施設を緑地に加えることは適当ではないものの、緑地以外の環境施設に位置づけることが適当との結論に至った。同小委員会の検討結果を踏まえ、「工場立地法施行規則」(昭和49年3月29日 大蔵省、厚生省、農林省、通商座業省、運輸省令 第1号)を改正し、太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として位置づけた。(平成22年6月30日施行)		
	・地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し	工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ポイラー・ターピン主任技術 名の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る、地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。	经济连集省	「工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ポイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否か」に関しては、発電出力300kW未満かつ最高使用圧力が2メガバスカル未満等の当力発電設備については、工事計画の届出及びポイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするよう。「電気事業法施行規則」(平成七年十月十八日通適度業省令第七十七号)を改正。平成23年3月14日に公布・施行済み。「地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできる限り早期に開金を実施、よれた部分については、平成21年度中に技術的検討を開始し、平成22年度に調金を実施、その成果を踏まえ、媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備について、ポイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画の届出を不要とするように、現在技術基準等を平成23年度中に改正すべく作業中。	発電用火力設備に関する	

		改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	19
号	規制改革事項	対処方針	実施時期			73.0イルに休息	
	ノイノベーション分野						
再生で けた規 入円対	規制の見返し(小水力発電の導	一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。	平成22年度中措置	国土交通省	「河川法施行令の一部を改正する設令」(平成23年政令第8号)にて実施済み(平成23年3月1日 施行)。		
		優行水利権に従属する小水力発電に関する水料使用の許可申請手続きについて、①許可水利権に切り替えた上で、簡素化された申請手続きを行う、②慣行水利権はそのままで、通常の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい 資、河川管理者等関係者へ通知する。	平成22年度中播畫	国土交通省	「従属発電等のための水利使用の許可手続について」(平成23年2月25日水散器長及び河川環 境限長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。		
		水利権の許可に係る標準期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土交通大臣が行うものにあっては10ヶ月、各地方整備局長が行うものにあっては5ヶ月を目安とする貿明示しているが、改めて周知する。当態期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	國土交通省	「提展発電等のための木料使用の許可手続について」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に関知を実施済み。		
土地で けるり 滑化	放良区に協議が必要な水路にお 水水力(マイクロ)発電の導入円	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである管、土地改良区へ通知する。	平成22年度中指置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別長1-5を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前側し)		
けた対	可能エネルギーの導入促進に肉 原制の見値し(風力発電の導入 に係る建築基準法の基準の見値	風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学願者、專業者等の意見を聞きながら検討を行う。	平成22年度中検討	四土交通省	平成22年度中に事業者、学調者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得たため、現段階では見直しを行わないこととしたが、引き続き、事業者との間で協議を進めていく予定。		
		大臣昭定に係る機準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、 申譲者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中播畫	国土交通省	平成23年3月25日に、専務連続「東力発電機の大臣起定の審査にかかる標準期間について」により、大臣認定に係る標準期間(実績)は約1カ月であること、当該期間を超過する場合には、申 議者の求めに応じてその理由を開示することを指定性能評価機関に関知したところ。		
けた知	息制の見直し(大規模太陽光発 量に係る建築基準確認申請の不	建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4 m以下で屋内的用途が発生していないものにあっては、建築確認を不要として いるところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い。その結果を踏まえ て、建築主事及び相定確認検査機関等に周知敏度する。	平成22年度中措置		平成23年3月25日に「太陽光発電設置等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4936号)を発出し、土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を認内的用途に供しないなど、建築物に該当しないものとして扱う対象の要件等を明確化し建築基準法(以下法。)第2条第35号(規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		
		4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。	平成22年度中核計、 結論を得次第措置	国立交通省、 経済産業省	※「新成長戦略実現に向けた3段素えの経済対策」別差1-3を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前側し)		

	規制・制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	課価
番		対処方針	実施時期	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Xue wor	残された課題	5+14
	再生可能エネルギーの導入促進に向 けた規制の見面し(自然公開・温泉地 域等における風力・地熱管・の設置 許可の早期化・柔軟化等) 〇地換発電	温泉法における掘制許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。	平成22年度中検討 開始、結論を得次第 推圖	環境省	※「新成長職略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-4を参照。(「新成長職略業現に向けた3股構えの経済対策」において実施時期を前側し)		
\$		機制の許可にあたって選束事業者の同意書は許可条件となっていないこと及 平成22年月 び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを認識した上で、温 果実護の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するととも に、都道府駅における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規 定を遵守するよう周知する。			閣議決定の内容について、平成22年6月23日に各都道府県あて文書により通知(「温泉法に基づく個所の許可の申請等に当たり既存場県の所有者等の同意書を求める方式の取扱いについて」)するとともに、都道府県が出席する会議においても開知しており、諸僧済みである。		
		地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜振削について、個別に判断する際 の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による 事業計画であれば終可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。	論、結論を得次第措		平成23年6月、地熱発電事業に係る自然環境影響被討会を立ち上げ、調査・検討に着手し、平成23年度中に影響経験技術等を開査し、地熱機能に係る過去の通知を見返し、傾斜振削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる診断だに通知する。		
	けた規制の見直し(自然公開・温泉地域等における風力・地熱発電の設置	自然公園法施行規則第11条第11項について、「農堂する場合の番しい妨げ」 「眺望の対象に番しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。	平成22年度中播畫	環境省	平成23年3月31日、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を領定し公表。 http://www.env.go.je/press/press.php?serial=13843		
	再生可能エネルギーの導入促進に向 けた規制の見直し(自然公園・温泉地 域等における風力・地熱発電の設置 許可の早期化・柔軟化等) 〇共通	再生可能エネルギーの利用促進のため、展力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討 開始、結論を帯次第 排置	環境省	甲成22年度に再生可能エネルギー導入ポテンシャル顕音を実施して、服力発電及び地熱発電の設置に関連して立地上の制約となる法令に関する情報等を収集し、開発不可地域を除外した「導入ポテンシャル」及び事業採集性を考慮した「シナリオ別導入可能量」を推計した。調査報告書を平成23年4月21日に、その地図情報を「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマンプ」(http://www.nvg.jp/earth/ondanka/rep/)として平成23年5月31日に、それぞれ環境省のウェブサイトに公復した。平成23年度は、これらの成果を踏まえつつ、エネルギー資源量(賦存状況と導入に関連する自然・社会条件をマンプ化した、ゾーニング情報の整備を進めており、その成果は平成24年度の早い時期に公表する予定。		
		園立公園については、行政手様法に基づき、夏力発電及び地熱発電の許可に 係る標準処理期間を明示しているが、改めて開知する。当該期間を超過する場合には、申譲者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中接置		平成22年4月1日の改正自然公園法施行時において通知(「 <u></u> 国立公園の許可、雇出等の取扱要領」)を発出し間知決みであるが、平成22年10月1日にも再度周知を行った。		
6	けた規制の見渡し(CO。排出量削減に	CO.排出量削減に責する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる 範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の概点 からの技術的検討を選やかに開始し、結論を得る。	平成22年度中に検 計・結論	轻涛应禀省	※「新成長職略衰襲に向けた3段構えの経済対策」別表1-5を参照。「「新成長駐略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前側し)		

規制·制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	
規制改革事項	対処方針	実施時期	IN B B II	X 00 1/1/4	残された課題	評価
然料電池自動車・水素ステーション設 置に係る規制の再点後	平成17 年の高圧ガス保安法改正に基づ、水素ステーションに係る具体的な世 様等を示す「例示基準」を作成・通知する。	平成22年度中指置	接済産業省	※「新成長戦略美級に向けた3段構えの経済対策1別表1-15を参照。(「新成長戦略美級に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前側し)		
0	例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的 責を行う。	助 例示基準策定後、遠 やかに措置	調士交通省	高圧ガス保安法に基づ許可により必要な安全性が確保され、融資対策など。周辺市街地環境への配慮がなされた水素スタンドについて、建築基準法第48条に基づ(例外許可にかから技術的助資を発出した。(水業スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づ(終年の適用について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)また。技術的助資を円滑に運用出来るように技術的助資発出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を選じて周知活動を機械的に行っているところ。		
	平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全保の販点から行われている規制のうち、事業化を設置している規制について、技術返差を見極かつつ、また、国際標準の超齢にも配慮し、技術の速度に円に対応できる性能規定化を図るよう。再の機能にも配慮し、支持的必要におった。 まえた対応について、関係客庁(最速産業者・国土交通者・消防庁)間にて顕した上で、今後の具体的な工程表を作成する。			(総務省、総済定業省、国土交通省) 関係省庁と過残して工程表(「規制の再点検に係る工程表 2015年の燃料復池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」)を作成し、平成22年12月28日に公表した。現在、当該工程表に沿って、各項目ごとに検討等を行っているところ。		
スマートメータの普及浸漉に向けた量 外通信(PLC通信)援制の緩和 ⑧	高速通信が可能となる2MH2~30MHz の開波数帯でのPLGの服外利用につて、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の 証・検討を速やかに開始し、結論を得る。			PLCの屋外利用について、事業者からの授業等名被認のうえ、平成23年2月に情報通信索議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会に高速電力能製送直信設備作業取扱数は、平成23年度中に作業版としての結論を得ることを目標に、無線システムへの影響等の検証・検討 不実施中。		
スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備 (季	スマートメータの普及便道の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化な ど消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始 し、結論を得る。	計·結論	经济是集省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表3-14を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前側し)		
排制の判用拡大に向けた道路法の通	熱供給事業法の規定に基づら遺跡に設けられる熱供給事管の遺跡占用許可 については、建設省道政党第62 号を改めて周知徹底する。また、熱供給事業 法に定める競供給導管は外の競供給導管についても、温暖化ガスの排出例 を促進する傾点かる。適時法第32 条第1 項第2号に規定する占用許可対象制 件に該当する値を文書により彫知する。		企士交通省	競供航導管の道路占用の取扱いについて、平成22年7月14日に各道路管理者へ事務連絡 (「位置特定・インフラ及び影供給等管の道路占用の取扱いについて」)を発出し、調知したところ。		
	・集成材の日本農林規格第5条第1項に関する改正要望については、科学的 拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学践経験者 等による検討の結論が得られるよう速やかに検討を開始する。			※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-7を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-7を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を制御し)		

	規制・制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	
番目	100000000000000000000000000000000000000	対処方針	実施時期		矢泥认 爪	残された課題	評価
	国産木材の利用促進(大規模木造建 築物に関する構造規制の見直し)	耐火構造が観務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る 階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必 要な見直しを行う。	平成22年度中検討 開始、結論を得次第 措置		表大火災実験による木造3階建ての学校の検証等を実施中。平成25年度まで検討を行った上で、その結果に基づき、必要な規制の見直しを行うこととしている。		0
0		現在、「子ども・子育で新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するという視点に立って検討を行う。	新たな制度の検討輸 県を踏まえてすみや かに検討・結論	文部科学省	(内閣府、文部科学省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成 支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新シス テム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度来要綱」が平成22年9月29 日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官総会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度来要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育で当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、 異体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育で新ンステムに関する中間とりまとか」な手が、少子化社会対策会議において、乗用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制との指置を結べるととされている税制技本改革とともに、早念に所要の法律業を国会に提出することが決定された (平成23年7月29日少子化社会対策会議決定)。 「子も・子育で新システム」は、社会保険と我の一体改革の中でも優先課題に位置付けられているところ、今後は、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行い、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。 効料程図の基準を開発に位置付けられているところ、今後は、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行い、残された検討機関について、現在検討を行うこいをは、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへ良質な成育環境を保障するという視点に立つて検討を行う。		0
13	造とする校舎等の構造計算に関する 規定の見直し	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造 計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、 結論を得る。	平成22年度中検討 開始、結論を得次第 措置	国土交通省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-8を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前倒し)		
10	(大臣認定申請用)の試験方法の一部 見直し	外壁の屋外側に関する性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放置を脱炉状態とする方法が妥当かどうかについて再検証を行う。	平成22年度中措置	国土交通省	平成22年度中に、事業者、学議者より意見を聞き、再検証を実施したところ、現在得られている 知見の中では、現行の耐火構造の性能評価試験の試験方法が妥当との結論を得たため、試験 方法の見直しを行わないこととした。		0
13	慮じ	建築物について、措置の実効力を高める方策を張り込んだ、新たな省エネ基準を策定する。	平成23年度中措置	经济应票省、 国土交通省	(経済産業者、国土交通省) 甲成24年度中の施行に向けて、平成22年3月に経済産業省と国土交通省の共同で検討を開始 し、これまでの設備毎の基準ではなく、建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した基準を 甲成23年度中に策定すべく、技術的検討を進めているところ。		
	レアメタル等のリサイクル推進に向け た規制の見直し	広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認 定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討す る。	平成22年度中検討 開始、結論を得次第 措置	環境省	※「新成長戦略実現に向けた3股標えの経済対策」別表1-6を参照。(「新成長戦略実現に向けた3股構えの経済対策」において実施時期を前側し)		
(6)		使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための 新たな制度構築について、検討を行う。	平成22年度中検討 開始、結論を得次第 措置		※「新成長報助実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-6を参照。(「新成長観略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前側し)		

	規制・制度	食改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	李族状況	進んだ取組・	37
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期		Company of the compan	残された課題	671
(住:	宅・土地)			المساقا			- 1
Ф	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、対政負担の抑制、防災機能の向上、経 済の活性化などの限点から、地区外の環境保全など幅広い環境具能措置を評 個した脊積率の緩和、老村建築物の接替えに貴する容積率の緩和に係る具体 的施策について検討し、結論を得る。	100	國土交通省	※「新成長機略英製に向けた3段橋えの種済対策」別表1-1を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段橋えの経済対策」において実施時期を前側し)		
0	既存不適格建築物の活用のための計 要基準法の見直し	数 既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について「殖業基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見重しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結 論	国土交通省	既存不適格建築物の増築等の円滑化に向けた構造関係規定の合理化等について、平成23年5月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示(※)を施行したところ。(政令は平成23年3月30日公布、関連の告示は平成23年4月27日公布)※: 鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第432号)、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第433号)		6
	建築確認・審査手続きの簡素化	産業確認・審査手続きの商素化等について、「建築基準法の見直しに関する検 財会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結 論	関土交通省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-2を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前側し)		
3		また、本年3月に公布された建築確認手続き等の運用改善を着実に施行する。	平成22年6月措置		平成22年4月~5月に審査側・設計側に対し誤習会を行うことにより「建築確認手続き等の運用 改善」の内容を周知し、平成22年6月1日に当該運用改善を施行し、その後も着実な実施を推進 しているところ。		6
2	5イフイノベーション分野						+
0	保験外併用審養の範囲拡大	現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな仕組みを検討し、結 論を得る。具体的には、例えば、再生医療等を含めた先進的な医療や、表が関 では未承認又は適応外の医薬品を用いるものの海外では標準的治療として設 められている療法、或いは、他に代替治療の存在しない重議な患者に対する治 額中又は臨床研究中の療法の一部について、一定の施設要件を満たす医療機 関において実施する場合には、その全性・有効性の評価を厚生労働省の外 都の機関において行うこと等について検討する。		厚生労働省	要行の先達医療制度の手続等の見置しについて、中央社会保険医療協議会において、その具体的な内容について平成22年10月から平成23年5月まで8回にわたって議論が行われ、結論を得た(平成23年5月18日「医療保険における革新的な医療技術の取扱いに関する考え方について(先進医療制度の手続、評価、運用の見重し」)」。 (純論の概要) O「医療上の必要性の高い未承認薬・適広外薬検討会職」において医療上の必要性が高いとされた医療品について、新たに、海外の実績等から一定の安全性等が確認されている抗がん制については、開発企業の公募中等、長期間治験が見込まれない場合に、これに係込技術を先進医療の対象とする。 〇先進医療の対象とする。 〇先進医療の対象と様名の申請において、国内における実績を満たさない場合であっても、申請された個々の技術や医療機関の特性に応じて、先進医療の実施を認める。 〇現行の先進医療専門家会議及び高皮医療評価会議における書室の効率化、重点化を図ること等を目的として、両会職における審査を一つの会議において行う。		•
2	再生医療の推進	臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みに ついて引き続き検討し、結論を得る。その際、細胞治療・再生医療の特性を考慮 しつつ、製品の開発や承認審査をいかに効率的に進めるかという観点も視野に 入れた検討を進める。	10	厚生労働省	平成22年度の「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」において検討を行い、平成 23年2月30日に、報告書(「再生・輸跑医療に関する臨床研究から実用化への切れ目ない移行を 可能とする制度的枠組みについて」)を取りまとめ、通知により周知を関った。		6

	規制・制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 個難決定)における決定内容		质管省庁	実施状況	進んだ歌組・	27-61
番号	規制改革事項	対処方針	突施時期			残された課題	
	ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消	未来返回機構器に対する原準法の適用範囲を明確化させることで臨床研究・発験を早期に実施する環境を整備する。具体的には、医師主導の趣味研究に同いられる未来服無機を開発していては、「健床研究に同いられる未来服無機を開発した機能に乗ぶ乗っ法の適用に関する考え方」(平成22年3月)が示されているが、開発・ルーケー等が未来認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究については、業事法の適用範囲を明確にするQ&A を作成し、周知する。	等平成22年度中措置	厚生労働省	開発・カー等が朱承認の極東島又は酸像機動を複数の西廊に提供して行うような健床研究 等について、栗事法の適用能関を明確化する「「酸床研究において用いられる未承認医療機器 の提供等に係る薬事法の適用について」に関する質疑が各集(Q&A)について」を禁定し、平成 23年3月31日付けで亜食塩麻魚0331第7号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通 超を発出し、関係者に周知した。		0
		(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、 我が個のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方葉の1つとして指摘されている ことを踏まえ、事業仕分け能製「平成22 年4月27 B)に基づき、そのをり方につ いて議論を求め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する関点からその審査機 能を強化する。	100		治験相談については、審査人員の増員によりその体制の整備のさらなる充実を図っているところ。 また、従来、品目散を限定して試行的に実施していた事前評価相談制度について、平成23年度より、本格的に、可能な範囲で品目散を限定することなく実施をすることとした。 さらに、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした服養品・優乗機器開発に関する相談に応じるだめの豪事戦略相談を、平成23年度より開始することとした。	事前評価制度を開始した。 また、左記の薬事敬略相談を平成23年7月1日より開始したところ。 さらに、平成24年度予算案(平成23年12月24日開議決定)	
3		薬事の承認審査にかかる手続きの見値し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。	平成22年度中に結		優れたシーズを実用化につなげることができるよう、ペンチャー・アカデミア等を対象とした医薬 温・医療機器開発に関する相談に応じるための原等戦略相談を、平成23年度より開始することと した。 ※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において、本間議決定内容の一部の実施時 期密制御し、前側し部分については、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1— 18を参照。		0
		他に代替治療の存在しない重素な影告において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッショネートユース(人道的使用)の制度化について検討に着手する。	平成22年度検討開 始		いわゆるコンパッショネート・ユースについては、対象とする疾患の範囲や患者、医療関係者、 製薬企業及び国の責任のあり方等、制度化に向けた課題の検討・整理を平成22年度より行って おり、平成23年3月以降は、厚生科学書議会医薬品等制度改正検討部会において検討いただ いていたとうであるが、平成24年1月24日に同検討部会の報告書(「薬事法等制度改正につ いていたとうであるが、実成24年1月24日に同検討部会の報告書(「薬事法等制度改正につ いてのとりまとめ」)が公表されたところ。		0
4	未承認の医療技術、医薬品、医療機 番等に関する情報提供の明確化	未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の適正な在り方に ついて検討し、結論を得る。	平成22年度中に結論	厚生労働省	製薬企業が行う医薬品適応外使用に係る情報提供等、未承認の情報提供については、厚生 労働科学研究・医薬品適正使用のための学術情報提供に高る機制方策に関する研究」の研究 報告を適正な未承認医薬品等に関する情報提供の基本的な在り方として活用するよう周知する 等の対応をとった(平成22年10月8日付通知 医薬品適応外使用に係る学術情報提供の指針作成について(依頼)及び平成22年12月22日付通知「未承認の医療機器に関する適正な情報提供について(依頼)」)。	確化した指針を作成しているところである。	8
	レセプト等医療データの利活用促進 (傷病名敏一、診療年月日配載など模 式改善等)	レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間 シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう利活用のルールを 決定し開知する。	平成22年度中措置	厚生労働省	レセプト情報等の提供に関する有職者会議(※)の検討を踏まえてとりまとめた第三者へのデータ提供についてのガイドラインを平成23年3月31日に策定し、厚生労働省ホームページにおいて関切している。 (※平成23年11月30日時点にて7回開催)	レセプ・情報等の提供依頼について43件の申出があり、レセプ・情報等の提供依頼について43件の申出があり、レセプ・情報等の提供に関する有能者会議の審査を経て、提供依頼申出の承諾を正式に6件決定したところである。今後、平成23年度から平成24年度までを試行期間と位置づけしていることから、この間における実績等会議において、ガーベラインで定められた提供範囲等について見直しを行う事を検討している。	5
6		次期診療機構改定(平成24 年4 月)に向けて、診療側、保険者、研究者等の関係者により、審査・支払の効率性に加えてデータの利活用の観点からも検討する場と設け、filicitu コード」の採用を含めてレセプト様式(DPCレセプト含む)の見値しを検討する。	10		「振朝・制度改革に係る対処方針」を請まえて、厚生労働省内で電子レセプトの様式変更について検討しているところ。今後、中央社会保険医療協議会等の場でレセプト様式の見直しについて議論をする予定である。	平成23年11月11日の中央社会保険医療協議会において、 平成24年4月診療分から原本3名と最初9章定日を記録 して請求するものとすることについて改めて関係保険医療報 関に周知することについて議論をし、了承を得たところ。	

	規制·制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	##
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期		大悲 状况	残された課題	
	ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健 診保健指導)	遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確 化する。	連編医療が認められ 得るべき要件につい ては平成22年度中 措置、 処方せんの発行に かかる考え方につい ては平成23年度中に 結論		「情報運信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について(の一部改正について(平成23年3月31日付 医敬免0331第5号)の通知を発出し、遠隔診療が認められるべき要件を明確化した。		0
6		診療機構上の手当については、安全性・有効性等についてエピデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。	診療機構改定のタイ ミングで随時		安全性・有効性のエピデンスが得られた遠隔医療については、順次、参療報酬の手当てにつ いて診療報酬の改定に向けて検討をする。		
		特定健康に基づく保健指導におけるICT(情報通信技術)を活用した遠隔画談に ついては、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証 し、制度の見直しについて検討する。			対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の効果を検証しているところであり、平成 23年度においても引き続き、厚生労働科学研究養補助金による研究(多様なニーズに対応する ための新たな保健指導方法の開発に関する研究)により検証を行っているところ。		0
0	教急患者の搬送・受入実態の見える 化	教急働送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法に より地域における教急機送・受入状況を翻言えて実施基準を検定することとされ ている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消 防機関の保育する称為機造のデータと医療機関が保育する予後のデータキリ つさせて終る的に調査・分析することが重要であり、場直廃果におけるこれらの 取組を促進させるための方策について総務省と原生労働省で検討を進める。	始	総務省、厚生労働省	(殺務省) 〇平成23年11月末現在で46都道府県が改正消防法に基づ大実施基準を策定しており、年内には全ての都道府県が策定する予定。 〇実施基準を実効的なものとし、販急搬送及び医療機関における受入体制を強化するために、厚生労働省と協力し、金国の実施状況を調査し、情報提供を行うなど改善のためのフォローアップを行っている。 〇件せて、別防機関の保有する景魚搬送データと医療機関が保有する予後データの総合的な調査・分析の取離状況について、全国の都道府県における実態調査を行っている。 〇今後、実態調金の結果が取りまとまり次第、詳細な分析を行う予定。 (原生労働省) 平成22年度厚生労働科学研究費補助金により、教急搬送データと医療情報であるDPCデータを受合する手法について研究をし、同研究において、一部の地域で試行的に実施したところである。 また、平成23年度及び平成24年度予算(案)において調査経費を針上し、消防法改正により都道府県に義務づけられた実施基準に基づいて受入れを行った医療機関等について、都道府県による実施調査を行う予定。		•
	「内外に開かれた医療先達園・日本」 に保る査証免給長件等の護和・外国 人医師の国内診像等 一医療のために来日する外国人を受 け入れる国際医療交流への取組等一	短期滞在ビザにおいて、商用、機光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外間人本人の他に、必要に応じ同行者にも免給の侵宜を図る。	平成22年度中措置	外務省	※「新成長歌略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-17または別表2-15を参照。(「新成長歌略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前側し)		
8		医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手練の簡素化や2年間という年 限の弾力化を図るなど、制度・運用を見直す。また、国内での診像について、臨 床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同 研究目的の場合にも認めるための制度改正を行う。	結論	厚生労働省	※「新成長眼睛要現に向けた3段標えの経済対策」別表1-25を参照。(「新成長眼路実現に向けた3段標えの経済対策」において実施時期を前側し)		
		看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手 練の簡素化を図るなど、制度・運用を見直す。	平成22年度中検討、 結論		※「新成長機略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-25を参照。(「新成長職略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前側し)		11/19

規制・1	制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	实施状況	進んだ取組・	129
規制改革事項	対処方針	突旋時期			残された課題	1."
EPAに基づく要譲跡、介護福祉士 補者への配慮(受験回数、試験間 の漢字へのルビ等)		平成22年度中播置	法传省、外表省、厚生労働省	(厚生労働者) 養體: 第100回看護師国家試験(平成23年2月20日実施)において、「看護師國家試験における用語に 関する有業者検討デームとりまとめ」(平成22年2月24日公表)に基づき、試験の質を担保した上 で、日本店を配置話としない看護師候補着にとっても、わかりやすい文章となるよう問題作成し、 健解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 介護: 第23回介護福祉士国家試験(平成23年1月30日実施)において、介護福祉士國家試験委員会 による検討の軸景に基づき、利用者の安全確保や関係職種との連携に支障が生じないか等を 考慮した上で、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。		•
	受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。	逐次検討		(法務者) 実施済み (厚生労働者) 「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福征士候補者の 滞在期間の延長について」(平成23年3月11日間議決定)において、平成20年度及び平成21年		
9				度に来日と香養師・介護福祉士候補者については、一定の条件の下に、滞在期間の1年延長を認めることを決定したところ。また、「経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針、「平成23年6月20日人の移動に関する後針グループ決定)において、小護福祉士国家試験の複数回の受験機会の提供等については、介護福祉士制度やそれらの国家試験制度の根本的な変更を惹起するものであることから、その過否について、当該制度の趣旨や利用者等への影響、実現可能性等も踏まえつつ、検討を行うこととしている。		(
	既に就労・研修を行っている看護師候補名及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。	平成22年度中措置		(外務省及び経済産業省) 平成23年来日した機構者については、既存予算を活用し、238名(フィリビン134名、インドネシア 104名)を対象に、平成23年2月から3か月間、追加的に現地で訪日前日本語研修を実施した。平 成24年来日予定の候補者については、各国最大200名の応募予定者を対象に追加的に現地で 6か月間日本語研修を行うべく、「元気な日本復活特別終り要望における国際交流基金の海外日 本語教育拡充の一環として呼及23年度予算計と(45億円)インドネシアは200名名分割に平成23年10月から6か月間の研修実施中。また、フィリビンは平成24年1月から3か月間の研修を実施予定。平成24年度予算家には、両省が約日前日本語研修「国際交流基金運営費交付金)及び訪 日後日本語研修「日本再生業点化措置」の必要経費を計上している。		
				(厚生労働省) 看機: 甲成22年度において、受入れ施股における日本語学習及び研修指導に対する経費の支援のほか、国家試験受験に向けた学習支援(eラーニング学習システムの提供、模擬試験及び集合研修の実施・日本語及び看護専門家の返回訪問による対面での学習指導等)を実施した。平成23年度においても、同様の支援を実施している。		
				介護: 日本語習得支援、集合研修、教材配布等を平成22年度予算で措置したほか、平成23年度予算 においてはそれらに加え、受入施設における候補者の継続的な学習を支援するため、介護福祉 士として必要な専門知識や技術等を学ぶ集合研修等を措置した。		
ワクチン政策の見直し	予防接種法の核本的な見確しの中で、予防接種の目的や基本的な考え方、予 防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方に ついて検討する。		厚生労働省	・厚生科学書議会予防接種部会(平成21年12月設置)において、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方等について、議論を行っている。 ※現在19回開催済み(底近では、平成23年11月7日に開催した。第18回(同年9月29日)においては、厚労省より予防接種制度の見直しの方向性についての検討案を提出した。)・引き続き、予防接種部会において議論を深め、ワクチン政策の適切な推進を図る。		

	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	276
号 規制改革事項	対処方針	実施時期			残された課題	
要行為の範囲の明確化(診療者護師 責格の新設) D	「特定者護師(仮称)」刺皮化に向けたモデル事業を早急に実施するとともに、 特定者護師の業務範囲、自特的な判断が可能な範囲等について並行して検討 する。		厚生労働省	平成22年3月19日に「デーム医療の推進に関する検討会」において取りまとめられた報告書 (「デーム医療の推進について」)を受けて、平成22年5月12日に「デーム医療権進会闘」を設置 し、特定者提飾(仮禁)の東影範囲や教育・研修の内容について検討を行っている。 平成23年度は、平成22年度に引き続き、養成環場における試行事業を実施するとともに、平成22年度の表成課程の修了者における業務の実施状況等について情報収集するための試行事業(平成23年度予算(元気な日本復乏特別終)「デーム医療実証事業)しま実施したところ。 今後、「デーム医療権進会舗」における議論等を踏まえ、検討を進めてまいりたい。		0
医行為の範囲の明確化(介護機によ 都後の吸引、胃ろう処置の解禁等)	護療安全が確保されるような一定の条件下で特別要履老人ホームの介護職員 に実施が許替された整行為を、広介護施設等において、一定の知識・技術を 修得した人間職員に解決する方向で検討する。また、介護職員が実施可能な 行為の拡大についても併せて検討する。	結論、結論を得次第	厚生労働省	「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立を受けて、省 今を改正し、たんの吸引等の業務を行う事業所の登録基準や、新修機関の登録基準を定めてい るところ。今後は、制度の施行(平成24年4月1日施行)に向けて、必要な準備を行ってまいりた い。 医療行為の範囲の拡大については、たんの吸引等の施行状況や関係者による議論等を踏まえ ながら、今後、検討をするべきであると考える。		0
	リハビリなど医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理する。	平成22年度中權置		「子―ム医療推進会議」等における議論を踏まえ、医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理することとしている。		0
特別表版老人ホームへの民間参入も 大(運営主体規制の見直し)	特別要観老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論 を得る。	平成22年度中検討・ 結論、結論を踏まえ 対応に着手	厚生労働省	平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する 法律」において、平成22年6月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」を設ま え、社会医療法人に限り特別養護を人ホームの設置を可能とする旨の条項が強り込まれていた ところであるが、園会修正により当該条項が削除された。		0
	また、特別要認老人ホームの運営について、利益追求・利益処分の在り方、措置入所の在り方や、基幹となる役割の在り方、廃棄の際の残余財産の処分等の在り方に関連し、特別差据老人ホームを社会福祉法人が担っていることの意識・社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と問程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是まについて検討する。	開始		第28回社会保障審議会介護保険部会(平成22年7月30日)において、議論・検討が行われたと ころ。		0
介護施設等の総登規制を後押しして いる参酌標準の撤廃 B	参酌標準を撤廃し、第5期介限保険事業計画(平成24~26年度)から、各都道 府県が地域の実情に応じて策定可能とする。	平成22年度中検討・ 統論、統論を得次第 措置	厚生労働省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-2を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前側し)		
	平成21年4月からの基準緩和施行後の状況を検証するとともに、モデル事業 (の実施触果も踏まえて、IT活用状況や事務補助員等による支援によって管理 可能な範囲を明確化し、次期介護報酬改定(平成24年4月)に向けて、サービス 提供責任者の配置基準の緩和が可能かについて検討し、結論を得る。	植油	厚生労働省 経済産業省	(厚生労働省、経済産業省) 経済産業省予算において、介護サービスにおける、バックオフィス部分(報酬請求事務、リソー 大管理)の効率化等について調査事業を変能中であり、当該調査事業の結果を踏まえ、次期介 履報副敵を「平成24年4月)に向けて検討し、創論を得る。1月末に開催予定の社会保険書議会 介護給付費分科会において検討結果の結論がでる見込み。		0
高齢者用パーソナルモビリティの公達 での使用	国内メーカーの開発動向、利用者のニーズ等を踏まえ、また、特区での実証実験結果を検証しつつ、対応の要否について検討を開始する。	平成22年度検討開 始	警察庁、国土 交通省	(曹察庁、閩土交通省) 平成23年1月21日の節鼬決定(「橋達改革特別区域基本方針の一部変更(こついて」)により構造 改革特別区域基本方針の一部が変更され、指条型活動支援ロボットの公道実証実験事業が定 められたことから、平成23年3月に「内閣府関係橋造改革特別区域法第二条第三項に規定する 告示の特別に関する措置及びその選用を受ける特定事業について定める件(「平成23年内閣 府告示第12号。平成23年2月22日直行。)及び「国土交通省関係積金本等別区域企工等別で表示 第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」(平成23年国土交通省等第14号。平成23年3月22日施行。)を制定するなど、置策庁と国土交通 省で選携しつつ、実施実験を行うに当たり必要な措置を譲げた。		0

	規制・制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	樂施状況	進んだ取組・	
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期	7(16,107)	失記状况	独された課題	評価
3.	章分野			- 100			
1	農業生産法人の要件(資本、事業、役 員)の更なる緩和	改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人 についての出資規制が一部維利されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産 法人の参入状況、企業の出資税状況で変態調査、及び参入した法人からみ た農地利用に係る問題点の有無等の把遺を行い、現行の農業生産法人要件 が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検 証し、結論を得る。	平成23年度中検討 開始、できる限り早 期に結論	農林水産省	改正農地法施行後の農業生産法人の参入状況や企業の出資状況、参入した法人からみた農 地科用に係る問題点の有無等を抱着するための実際調査の準備に着手している。		0
	展業審興地域の整備に関する法律の 見直しく最優法施行規則第4条の4 第1項第27号の廃止の検討>	地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を請する。		農林水産省	市町村が展業振興地域の整備に関する法律施行規則(以下「最後法施行規則」という。)第49 の4第1項第27号の規定に基づき策定する計画については、農用地区域からの除外の厳格化 図る観点から。 (1) 同計画に定める施設を農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なもの 限度すること。 (2) 同計画に定める施設が農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否か ついて定期的に検証すること 等の新たな異体を、最後法施行規則の一部を改正する省令(平成21年12月15日施行)により近 かたところである。 市町村が行う定期的な検証に係る農林水産省による確認については、当該検証の実施状況。 請まえ平成23年度以降行っていく予定である。	をいるものもあり、当該検証の実施状況を踏まえ、可能なものから、検証内容について確認していく予定である。	0
	展業委員会の在り方の見違し(客覧 性・中立性の向上)	優良農地の保全と有効利用の報点から、展業委員会が、より一層、農地の保 会に資する容観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となる よう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方につ いての検討に早期に着手し、結論を得る。	開始、できる限り単	農林水産省	展業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査の準備に漫手している。 なお、農業委員会の活動の実効性を上げる観点から、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)に基づき、各農業委員会に詳細な議事等の作祭・公表、活動の点検評価、活動計画の策定・公表を行わせるとともに、その取組版されるよう、「農業委員会の活動状況の予算配分への反映について』(平成23年10月12日付け23経営第1970号農地政策課長通知を発出し、各農業委員会の取組状況を確認した上でその結果を平成24年度予算の配分に反映することとしている。	Δ [¢]	0
4	農地の賃借の許可の迅速化	意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点から、 農作業のタベニングを送しないよう、機準処理日数等の短縮及び必要、総会の 舞力的な開催等により、最地法の許可一般について、農業委員会の手続きが 迅速に行われるよう指導を徹底する。	平成22年度中措置	農林水産省	「農業委員会の確正な専務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長) 知を平成22年12月に改正し、標準見理期間の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等など農 法第3条の許可について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底した。	直 左記の通知を発出後、標率処理期間の公表状況や設定日 教 等についての顕査を行い、取組が不十分な農業委員会に 対して追加指導を実施した。その結果、平成22年6月末と平 成23年7月末を比較して、標準処理期間の設定日散が約1 日短館(278日ー271日)されるとともに、標準処理期間を公 表している農業委員会数が349から1589に増加した。	ž

規	JI・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		斯管省庁	実施状況	進んだ取組・	39-60
計号 規制改革事項	対処方針	実施時期	- ME HI		残された課題	arm.
農業協同組合等に対する独占 の適用除外の見直し	禁止法 独禁法のすべての適用除外についても、農業の確全な発展が阻害されるお 等に対する独禁法の適用除外についても、農業の確全な発展が阻害されるお それがないか、公正取引委員会は農林水底省と連携して、実態の把握と検証を 早急に開始し、親論を得る。なお、その際、適合会や1乗1機協となるようなケー スについても、同様に実態把握・検証を行う。	結論		公正取引委員会) 公正取引委員会は、農林水産省と連携して、農業協同組合等の農畜産物の販売事業及び生産質材の開買事業の取引実態についてヒアリングを行うなど、実施の把握と検証を実施した。その結果、農業者は依頼として大企業に伍して競争し又は大企業と対等に取引を行うことのできる状況にはないこと、農業者や単位組合は農畜産物販売及び生産資材開発人について自らの判断で取引先生選択できること、適用除外額度があるために規制できない農業協関組合等の問題行為は特殊認められなかったこと等から、平成23年4月までに、当該検証の結果としては、適用除外制度を晒らに廃止する必要はないとの結論に至った。 ただし、農業分野において競争政策上の問題が生じないようにするため、農林水産省に対し、行政指導等により農業分野における事業者の公正かつ自由な競争を制限又は租害すること等のないよう適正な対応を要請した。		
				(農林水産省) 農林水産省は、公正取引委員会と連携し、農業の働金な免疫が阻害されているおそれがない かという機会から、平成22年度中に実態の把握と検証を実施し、公正取引委員会は、農業協同 総合等に対する独占禁止法の適用除外制度を包ちに廃止する必要はないとの結論に至ってい る。 また、農林水産省は、公正取引委員会からの指摘を受けて、「品目別生産コスト縮減職略」を 移正し、コスト縮減の取組としての農協系統の取扱商品の例示をより一般的なものとした。		•
5	現行でも独雑法の適用除外とはならない農業協同組合等による不公正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発書及活動により、その未然防止を図るとともに、適反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。	- 15 SHE		(公正取引委員会) 公正取引委員会は、従来から、農衆協同組合等による独占禁止法意反行為に適切かつ迅速に対処しているところである。平成22年7月14日には、農衆協同組合の組合員で構成される生産出済処しているところである。平成22年7月14日には、農衆協同組合の組合員で構成される生産出済組合に対して、投占禁止法第6条第4号(平成22年改正前の第8条第1項第4号)に違反するおされがあるものとして警告を行った。また、従来から、『農業協同組合の活動に関する独占禁止法との指針」に係る股明金等を制備するなどして、農業協同組合等による不公正な取引方法などの未然防止のための股明等を行っているとして、自業分野における独立禁止法連守撤延のための関係者への譲渡・適切な対応要訴。億本水産省との連携による「平成23年度最終指導・一斉調査担当合会議」(8月10日)及び各地方農政局ブロック会議(10月17日以降計4件)並びに商系事業者団体への説明(10月5日以降計1件))を行うなどの啓発者及指置を請した。(農林水産省と、必正取引委員会と連携して、地方農政局及び都道府県並びに農協系統組織に対し、農業分野における第45条単に表して競争を教主の留意事項の問知能度を図るとともに、行政指導等により最来分野における事業の企正な競争を教工の留意事項の問知能度を図るとともに、行政指導等により最来分野における事業の企正な競争を制限とは旧書すること等のないよう適正な対応を受請することにより、容免者及指置を満近た(平成23年度都道府県版指等担当者会議(平成23年度都道府県版指等担当者会議(平成23年8月10日)及び各地方農政局プロック会議(平成23年日の一11月計8か所))。		0

	規制・制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	实施状况	進んだ取組・	27-61
番4	130-11-01-1-31	対処方針	実施時期	1	The state of the s	残された課題	1
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	震協に対する金融庁検査・公認会計 士監査の実施	書館の収割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の選加にながバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を認まえてつ、金融庁が農協の個用事業の検査を円滑に実施するという提点が、現金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等連中態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、想道府規划等の要素の受験の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。		金融庁、農林水産省	(金融庁、農林水産省) 金融庁、農林水産省が修道府県と連携して検査を行うための「農業協同組合法で 変める原稿(教務局)及び農林水産省が修道府県と連携して検査を行うための「農業協同組合法で 変める原稿(教育の検査体制の整備に関しては、当該検査に対応するため平成23年度 に財務局定負が増資された。 農林水産省においても、金融庁及び都道府県と連携して検査を行うため平成23年度に検査官 が増資された。 平成23年度によい、同基準・指針に基づき、金融庁の検査ノウハウも活用しつつ、貯金者保護及 び組織の適正ながパナンス確保の観点から、農協検査の実効性を高めた。		0
6		併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、機協に対する監査の独立性、客類性及び中立性の強化を図る。	平成22年度中楷置		(金融庁、展林水産省) 農林水産省は、全国農業協同組合中央会が平成20年12月に策定・公表した『行動計画』に即した取組が確実に実施されるよう指導を行っている。その結果、平成22年度中に措置することとしていた公配会計士の増長(5人→10人)、連合会の監査に係る全国本部での専門チームの設置は、平成22年8月に措置済である。		
	農地を所有している非農家の組合員 資格保有という農協法の理念に達反 している状況の解消	総合員責格の確認を行い、確認時に違反状態が判明すれば、早急に適正化を 個名。	1年に1回以上資施	農林水産省	農業協同組合法施行規則(平成17年展林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公市)し、業務報告書に「組合員資格確認日」と「組合員資格確認方法」の欄を追加した。 また、「農業協同組合、農業協同組合連合会会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの 総合的な監督指針((信用事業及代決等事業のみに係るものを除く。)平成23年2月28日付け 22程営第6374号経営局長通知」を策定し、1年に1回以上組合資資格を実期的に確認し、資格を満たさない者については資格変更手続等を行うことを求めるなど監督手法を規定した。	催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところ であるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催され たブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農	n
0		土地待ち李農家を正総合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、 当該土地待ち李農家を正総合員として留めておくことの必要性について、個々 に検証を行う。	亚次实施		原業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公市)し、業務報告書に「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第32条第1項に基づく特例措置の適用状況」の概を追加した。また、「農業協同組合主強力」を表し、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知」を策定し、定款に上記特例措置の規定を置くことについて、組合員の意向や動向等を踏まえてその必要性を個々に検証することを求める旨を規定した。	催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところであるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催されたブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農	
8	新規農協設立の弾力化(地区重複展 協設立等に係る「農協中央会協議」条 項)	農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設立等にかかる中央会 協議条項を廃止の方向で見直す。	平成22年度中検討- 結論	農林水産省	廃止の方針を決定であるが、法律改正事項であることから、改正の時期等を検討している。 なお、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの 設合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)平成23年2月28日付け 22経営第6374号経営局長通知)」において、「規制・制度改革に係る対処方針」を踏まえ、地 医量複農協設立の認可に際しては「あくまで最終的な判断は行政庁が下すことに留意する必要 がある」旨を規定した。		0

	規制・制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	194
番号		対処方針	実施時期			残された課題	
9	展業協同組合・土地改良区・農業共済 組合の役員への圏会議員等の就任禁 止	政治的中立が確保された遺営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。	平成22年度中措置	農林水産省	議業共済総合連合金及び農業共済組合を所管する都連府県に対し、平成22年1月に「農業共 宗団体における政治的中立性の確保について」(平成22年1月15日付け21総置第5390号総営局 長通知)を発出しており、同通知の趣旨が働応されるよう国主催の会議(平成22年4月15日、平 成23年5月20日)等を通じて、農業共済団体を招導している。 また、全国上地改良事業団体連合会に対し、平成22年1月15日に「土地改良区等における政治 的中立性の確保について」(平成22年1月15日付け21農振第1733号農林水産省農村振興局長 通知)の通知を発出し、同連合会に適切な対応を求めるとともに、会員たる都連府県土地改良事 東団体連合会及び土地改良区等に同通知を開知したところ。	政局を通じて、土地改良区等を指導する都道府県に、平成 22年1月下旬に文書を発出するとともに、国主催の金融(平 成22年5月18日から6月11日にかけて開催)において周知し	
0	農業共済の見直し(コメ・要に係る強 制加入制の見直し)	保険母集団を確保して危険分散を図る機点、展集者の選択肢を拡大する拠点 等の要額も踏まえ、戸別所得権償制度の本格実施の検討と併せて展果共済制度のあり方を検討し、頼齢を得る。	戸別所得補援制度 の本格実施の検討と 併せて検討開始、で きる限り早期に統論	, Treel	農業共済制度については、平成22年度予算編成の際に行われた4大臣合意において、戸別所 得捨償制度の本格実施に併せて、共済制度のあり方を抜本的に見識すこととされており、戸別 所得補償制度の法制化を前提として、検討を行うこととしている。		-
10	地肥の流通自由化等に向けた肥料取 輸法の改正(音示の改正)	家畜接せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚ぶん、 食品残渣を化成肥料の原料に加える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行 い、結論を得る。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平底22年度中目途 に結論	農林水産省	たい肥(牛ふん、豚ぶん、食品残渣)を化成肥料の原料として使用する際の安全性について、 「食品健康影響評価について(回答)」(平成23年5月12日付け府食第380号)において食品安全 委員会から「食品安全基本法第19条1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度 が明らかであるときに該当する」と示され、適切に施用される限りにおいて、食品を通じて人の健 順に影響を与える可能性は無視できると結論づけられたところ。現在、告示の改正に向け、所要 の手続を行っている。		c
0		市新化票登区域の直売所の面積用途制限について、開発審査会ごとの市街化 調整区域内の直売所の取り扱い状況、成功事例などを調査する。また、開発計 可制度の運用について、最業種勇及び市新化の抑制を両立させる観点から、 必要な考え方を示したガイドラインの作成に着手する。		国土交通省	ガイドラインとして「市街化調整区域における農産物直先所の開発行為に係る開発許可の取扱 いについて(技術的助置) (平成23年5月25日付け関都開第3号) を各開発許可権者あてに発 出し、園の考え方(技術的助置)と、各開発許可権者の運用状況を示した。		C
(3)	展地法の規制機和について〈展案書 興目的(体験型展素施設駐車場等)で の転用規制の緩和〉	展林水産省は、昨年12月に施行された改正屋地法の施行状況等を勘案し、 素護要及び展地の保全を高立させる親点から、農業最美目的での最地転用に ついて不運切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手 し、その結果に基づいて必要な措置を繋ずる。	至次卖施	農林水産省	「最地法関係事務処理長領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21最優第1599号風林水 度省酸營開長・最計議展局長型高速加第4の80(1)の規定に基づき、報道府県知事等が行う 2〜クタール以下の最地転用許可事務の実態について、国の担当者が各等道府長に出向き、 康地転用許可に係る決載書類を閲覧する調査方法により、平成22年度に引き続き、平成23年度 においても実施中である。		c
0		直走(長豚所等)の新規事業を立ち上げる際の補助事業(強い農業づり交付金)について、強い農業づり交付金実施要領に事業採択を行う都道府景知事や市町村長など地域を所管する行政協局と事業の実施者が周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整することに関する規定を追加し手続きの明確化を図る。	平成23年度中播置	農林水産省		本措置については、都道府県に対して、平成23年度の実施 に当たり周知を図ったところであるが、毎年度周知に努めて いく。	
130	食品表示制度の見直し(食用油に係る 原料原産地表示の導入等)	食用油の原料原産地表示の養務化について、生産者・販売者の負担にも配慮 しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を 得る。		消費者庁	食用植物油の原料原産地の義務化に関する検討のため、その原材料の主要産地や輸入量等の減減状況について消費者委員会食品表示部会に報告を行った(平成22年7月21日)。原料原産地表示全体については、消費者庁の食品表示一元化検討会の中で、消費者・学線経験者・事業者の委員によって、義務化の是非について議論しているところ。		C

	規制・制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容	1	所管省庁	实施状况	進んだ取組・	24.0
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期			残された課題	
		採の年底・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。			(消費者庁) 平成22年10月から玄米及び精米品質表示基準の見直しを開始し、平成23年7月1日に最産物検 差の有無にかかわらず都道府県名等の表示ができるよう玄米及び精米品質表示基準を改正した。産年・品種については、最産物検査法に基づく証明以外の証明方法に関する実際調査を実施するなど、引き続き検討を行っている。		0
100		登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、途やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。	平成22年度上期措置		董の公正かつ円滑な検査の実施について」(平成22年8月5日付け22総食第423号総合食料局 長通知)を発出した。	(機林水底省) 従来より登録検査機関に対する監査において、検査請求に 対し避滞なく機産物検査が行われているか確認し、不適正 な事項があれば是正措置等を行うこととなっており、引き続 き、填査前の指導等を近いた関知徹底と併せ、監査におけ る確認を行っていくこととする。	
4。 ⁴	その他分野						
•		貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行う こととされている輸出申告を、適正運関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入 前に行えると持続する。その際、不正範出及び消費税の不正適付抑止の観 点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地 域散入後に行うこととする。 関連して、お主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ誌がし、輸出通関すること についても可能となるよう検討する。 保税地域能入前の輸出申告を可能とすることに伴い、一層の迅速通関につな がるよう、効果的、効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関 の体制整備等を併せて検討するものとする。	*	財務省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-22または別表2-26を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前側し等)		
@	内航海運管定措置事業の廃止	国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航 海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。 また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消		国土交通省	平成22年11月に内航海運暫定措置事業の早期解消に向けて代替連進の促進を図るため「内航 海運代替建造対策検討会」を設置し検討を実施した。同検討会では平成23年3月31日に「内航 海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」及び「内航海運暫定指置事業の資金管理 計画」を取りまとめ、同日公表した。		0
		に向けた方策について検討し、結論を得る。					0
3	外航海運に関する独占禁止法適用除 外制度の見直し	国土交通省は、荷主の利益、日本経済への影響、諸外国の外航海運に保る独 占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析、検証し、設が国の同制度の見値 しについて、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。	平成22年度検討	国土交通省	公正取引委員会と協議した結果、以下のとおり結論を得た。 左記の視点を分析、検証した結果、わが国の外航海運に関する独占禁止法適用除外制度は 維持する。 なお、国土交通省は、同制度に係る今後の部外国の動き、新主の利益、日本経済への影響等 を踏まえ、同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、平成27年度に再度検討を 行う、(平成23年6月17日国土交通省ホームページ上にて公表)	同型・協定と荷主との間で、双方に有益で効果的な対話・協 値が実施されるよう環境を整備するため、オープン参加方式 の「コンテナ貿易フォーラム」を開催(毎年1回程度開催予 定、平成23年は12月20日)。同制度の適切な運用を促進。	8

	規制・制度	改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	庁 実施状況 進んだ取組・		194
号	規制改革事項	対処方針	実施時期		XIII Y W	残された課題	"
金剛							
	特定融資枠契約(コミットメントライン) の借主の対象範囲の拡大	特定販資枠契約(コミットメントライン)に関する借り手側の理解度・二一ズについて、借り手側の属性(事業体・規模等)別に副級借り手間を形まする団体及びリチ票側の集職機を活情する省庁からヒアリング等を実施するとともに、併せて貸し手側からもヒアリングを実施し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。	計計·結論	金融庁、法務省	(金融庁、法務省) コミットメントラノ・の信主の範囲を大会社等以外にも拡大する「資本市場及び金融業の基盤強 化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(平成23年5月17日)・公布(平成 23年5月25日)。 平成24年4月1日能行予定。		0
0	「新しい公共」を支える金融スキームの 拡充(NPO/シクを通じたNPO等の 資金調連円滑化)	「新しい公共」を担うNPO等の資金調達を円滑化するために以下の措置を行う。 ① いわゆるNPO/ シクが行う生活国際者向けの責付け及び特定非営利活動 (特定非営利活動促進法第二条第一項)として行われる貸付けについては、一 定の要件の下に、指定個用情報機関の個用情報の使用・提供義務を免除し、 設置規制の適用除外とさる。 ② 一定の要件を実たすNPO/シクについては、代替的な体制整備を要件に貸 付業務経験者確保義務を免除する。		金融庁	「資金集法施行規則等の一部を改正する内閣府令1(平成22年内閣府令第32号)において、 「資金集法施行規則等の一部を改正する内閣府令1(平成22年内閣府令第32号)において、 (D)一定の要件を満たす資付けを行う者として開出をしたNPOパンクの当該責付けについては、 指定信用情報機関の信用情報の使用・提供施務を免除、お意無制の適用を除外、 (2)一定の要件を満たすNPOパンクについて、代費的な体制要値を要件として、初回の登録については、資付業務極股金資保養務を全除 (平成22年6月18日施行)		0
3	「新しい公共」を支える金融スキームの 拡充(いわかる信用生協の業務範囲 等に関する規制緩和)	一定の要件を満たす資付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和することとし、省令改正を行う。	平成22年度措置	厚生労働省	平成22年5月21日付けで省令(消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令)を改正 し、一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について、県域規制を提和した。		0
4	金融商品取引法による四半期報告の 簡素化	四半期報告書の記載事項の簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・報論	金融庁	四半期キャッシュ・フロー計算書を第2四半期のみ義務化し、第1・3四半期は任意とする等の簡素化のため、四半期連結財務酬表規則等を改正(平成23年3月31日能行)。(企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成23年3月25日に四半期財務論表に関する会計基準等を改正)		0
(2 0)	(他)						+
11-	石油機器等における特定提外貯蔵タ	容量1万M以上の新法タンクについて、連続板厚測定により、資金の進行をより	川平成22年度中検討・	旅器省	「量外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る顕査検討会」の勧節を踏まえ、危険物の規制に関	<a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><	and the call
	ンクに係る開放検査の合理化	正確に影響した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、輸施を得る。			する政令の一部を改正する政会(平成23年政令第13号)により、連続板厚測定を実施したタンクの開放開展の延長について制度化した。 (平成23年4月1日施行)	危険物規制事務担当者会議(平成20年3月開催)において、 地方公共団体の担当者に対して制度改正額要を開加したと ころ。今後も様々な機会をとらえて制度改正額要を開知して いく予定。	
0		また、その成果を確定え、専門的知見を有する者との情報交接・連携に努かながら、特定屋外貯蔵タンクに係る保安接査の開放展開の在り方について総合的に検討する。	平成22年度中核計 開始		平成22年底に実施した「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」において、旧法タンクの保安検査周期の課題について施諭されたところ。(平成22年12月) さらに、「旧法屋外タンク貯蔵所の保安検査のあり方に係る調査検討会」を平成23年8月13日に 発足し、旧法タンクの保安検査周期の課題のうち、基礎地盤の整置さについて開査検討を進めているところ。		
2	PFIの拡大に向けた制度改善	PFI事業において、民間の前意工夫やノウハウを十分に活用するため、PFI制度の中に、多段階遷接・競争的対話を明確に位置付けることについて、PFI法の法改正を含め検討し、結論を得る。	平成22年度検討・軸 論	内國府	多段階高級・競争的対話方式については、平度22年度から検討を開始したが、改正法や会計制度と必要合性を回りつつ、公共工事の入札制度の改善の取組と参議をあわせ、運用につき検討を進めている。	平成23年11月30日のPFI法改正法全面施行に合わせた検 附を進めているところ。	0

	規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				実施状況 連んだ取続・		評価
番号	規制改革事項	対処方計	実施時期			残された課題	87.38
		第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとしている。 現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の倭遇制度の導入について検討し、結論を得る。	平成22年度中検討・ 結論			(法務省) できるだけ早期に本制度を開始できるよう。近日中に法務省 告示案に関するパブリック・コメントを実施し、その後所要の 手続を経て公布する予定。	0
3		また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能な在留資格が付与されない高度外国人材についても、ポイント明を活用することなどにより要付を見底し、就業可能な在留資格が付与できる制度の導入について、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘楽しつつ検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始·平成23年度中結論		(法務省) 経済産業省からいわゆる外國人クリエーター受入れについての実情や要望を聴取し、検討を 行っているところである。 (厚生労働者) 数が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、法務省を中心に当省を含む 関係省庁と連携して検討を行っているところ。	(法務省) いわゆる外間人クリエーターの活動内容、活動分野、緩和 すべき在間資格の要件が判然としていないため、引き続き 要望の聴取を行う。	

	長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評
号 事項名	規制改革の標婆	実施時期			72C1UL67RB	
表1 既定の改革の実施時	期を前倒しする事項					
都市再生・住宅>						1
1 容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広に製資資料置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	措置		・地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和」に対して、都市再生特別地区の運用な普として都市計画運用指針を近に(平成22年9月15日都市・地域整備局長通知)。 ・老朽化したオフィス等の建築物が集中している地区に特徴的な1000㎡程度の街区において合理的な設計のもと一定の高度利用が可能となるように総合設計の基準を見直し技術的助言を発出した。(建築基準法第59条の2の規定の運用について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)) また、技術的助置を円滑に運用出来るように技術的助置発出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を通じて周知活動を機様的に行っているところ。		(
2 建荣献版申請·申請平标 迅速化	で 建築確認・審査手続の陶素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」に おける検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまと めた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結 論、可能な限り早期に錯 置	国土交通省	「建築基準法の見正しに関する検討会」(平成22年3月〜10月)における講論等を踏まえ、平成23年3月25日に建築施設・審査手続き等の合理化を内容とする建築施設手続き等の運用改善(第二弾)をとりまとめて公表したところであり、平成23年5月1日に当該運用改善に係る政省令告示(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)、建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第37号)等)を施行したところ。(数令は平成23年3月30日公布、省令・告示は平成23年4月27日公布)		(
環境・エネルギー> 3 再生可能エネルギーの 3 入促進に向けた規制の	Amを超える太陽光頻電胶機の建築基準法の取扱いについては、電気高泉法令であ			(経済産業省) 関土交通省において、「建築基準法施行令」を改正し、4mを超える太陽光発電設置について		
	設 とを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に指置を講じる。	要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置		は、建築基準法の工作物の対象外となった。それに任い、「電気股側の技術基準の解釈」の関係部分を改正済み(平成23年7月1日改正、平成23年10月1日から適用)。 (国土文通省) 平成23年10月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示を施行し、建築物に該当しない太陽光発電設備については、他法令の規制を受けることをもって建築基準法の規制の対象となる工作物から除いたところ。(政令は平成23年3月30日公布、告示は平成23年9月30日公布)		
再生可能エネルギーの表 入促進に向けた規解の引 直し(自然公園・温泉地・ 等における風力・地熱発 の設置許可の早期化・ 承 化・等)		平成22年度中核計構 始-平成23年度中を目並 に結論・搭置		平成23年7月、地熱貴重開発に僕る温泉・地下水への影響検討会を立ち上げ、調査・検討に清 手し、地熱発度を推進するため温泉法における運網許可の判断基準の考え方を示すガイ・ライン について書願中。今後、検討会においてガイ・ライン(第)をとりまとめ、中央環境書譲会自然環境部会温泉小委員会における意見魅取やパブリックコメントを実施し、平成23年度内に結論を出し、ガイドラインとして通知する予定。		
入促進に向けた規制の				「出力20キロワット来演のもの3から「出力50キロワット来演のもの」に拡大した。 また、太陽電池発電股機以外の小規模分散型発電股機についても、平成23年3月14日の改正 により、小水力発電股機の一般用電気工作物となる範囲を、「出力10キロワット未満のもの」に ま いるが、運を有さず出力20キロワット未満及び最大使用水量毎秒1立方メートル未満のもの」に 推大した。	成23年3月14日に一定の要件を満たす未利用エネルギー 5円した小型の水力差階及側及び大力発電設備につい 重集事業はの規制の見流しを行うため、電気事業と第38 第20億 第43条 第1億 第44条 第1億 第48条 第1億	の

	WIND.	股略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容	3	RC 602 /V rds	chab40 vn	進んだ取組・	
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	実施状況	残された課題	評価
8	レアメタル等のリサイクル 推進に向けた規制の見値 し	①広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が報途した同種の要品であっても認定の対象とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に搭載を讃じる。	①平成22年度中核計 - 結論・措置	環境省	自社製品に付随して回収する程度の他社製品についても認定の対象とすることとし、廃棄物の 処理及び清緒に関する法律の改正内容等を含めて、平成23年3月に「広域認定制度申請の手引き」の改訂を行った。		
		②使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的、効果的に行うための新たな制度構築について、平成22年度中に検討を開始し、平成23年度を目途に結論を得、結論を得次緊指置を講じる。	②平成22年度中検討開始、平成23年度を目途 に結論、結論を得次第 搭置		環境大臣の結同(平成23年2月9日)に基づき、中央環境書籍会農業物・リサイクル都会に設置された小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済銀品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において平成23年3月31日から検討を開始し、現在、小委員会を月1回程度開催し、平成23年度内を日地に制度化の結論を得るべく検討をすすめているところ。		
7	成材の日本農林規格」に係	業成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論を得た上で、その結論を踏まえて農林物資規格調査会総会の審議に付す。	平成23年度中に学興経 験者等による検討の結 論・措置	農林水産省	「ハトミミ・com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政副新会議報告)、規範制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)を受けて、平成22年7月22日から学職経験者等による検討を開始しており、新成長戦略変現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を受けて、平成22年1月16日に開催された無成材の日本農林規格の改正に係る原案作成委員会において学職経験者等による検討の結論を得たところ。その結論を踏まえて、平成23年度中に、農林物資規格調査会総会の審議に付すこととしている。		0
8	の併用構造とする校舎等	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算語合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し来を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結 論、可能な限り早期に推 置	国土交通省	鉄防コンクリート走と木造の泥構造建築物において、簡便な構造計算により安全性の確認が可能であることが専門家による技術的検討の結果明らかとなった範囲について、構造計算適合性対定の対象がとする各示改正(※)を行ったところ(平成23年5月1日施行)。 ※: 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件(平成23年国土交通省告示第428号)		· •
9	統一化について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体 的対応を行うべ、(平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を請 じる。	平成22年度被討·輸輸。 平成23年度捨置		マニフェスト交付等状況報告書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、既に全国統一的な様式を定めているところである。しかしながら、自治体によっては、当該事務の実施に当たり独自に条例を制定しているところもあることから、伊成23年3月31日付事務連絡(「産業廃棄物管理原交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の活付書類に関する書類の統一について」)により、各自治体に対し、法定の統一様式の遵守について、改めて依頼したところ。		
10		多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、平成22年度中に必要な措置を携ずる。	平成22年度指置	環境省	当該事項については、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報過程の技術の利用に関する法律施行規則第5条(別表第2)及び第7条の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		
11	数令で定める市等に提出 が義務付けられている座業 農業物収業運搬業の許可 申請手続の簡素化	事務面や経費面の効率化の既点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都遠府県単位での許可制に改めること等許可の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年疫精匯	環境省	現在国が示している計可申請書の標準書式の使用について、平成23年3月31日付事務連絡 (「産業農業物管理集文付等状況報告書及び産業廃棄物処理業計可申請等の素付書類に関す 含書類の統一についていたより、各自治件に対し、改立が依頼したところ。 また、一の政令市の区域を認えて広域的に収集運搬する場合の許可の合理化については、廃 業物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条第1項の改正により措置済み。(平成23年4月 1日施行)		
12	高業物処理施設の変更高 の要件緩和	廃業物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続について、平成22年度 中に軽微変更居出とする。	平成22年度搭置	環境省	当該事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行機則第12条の8の改正により 措置済み。(平成23年4月1日施行)		
13	更以外の事後脳出の見頂	発着、変電、送電等の電気事業に係る意気工作物の重要な変更以外の事故届出(電 氨等業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の視点から、情報の利用状況及 び情報獲得の代替措置等を勘案の上、平成22年度中に速やかに届出対象となる範囲 等を見直す。	平成22年度中に適やか に措置	経済産業省	「送電線の名称変更」、「送電方向の変更」についてもこれまでは届出の対象としていたが、平成 2年9月に運用の弾力化を認り組出と不要とした。 なお、電気工作物に係る設置の場所の区間」、「経由する発電所又は変電所の名称」等に関 する更なる見度しについては、電気事業分科会制度環境小委員会にて検討後、電気事業法施 行規則を改正(平成23年3月)した。		

	新成長	戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容	3	所管省庁	实施状况	進んだ取組・	評価
6号	事項名	規制改革の概要	実施時期	mean	央部状况	残された課題	0T 10
	スマートメータの普及促進に向けた制度環境登儀	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「スマートメータの普及促進の超点から、電力使用量等の需要素データ制用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメト機能向のインターフェースの選単化など消費者の選択技拡大に向けた制度的課題について、速やがに検討を開始し、結論を得る(平成22年度中に検討・結論)」とされている。本年5月よりスマートメーター制度検討会を立ち上げ、これまで4回の検討会を開催しているところであるが、結論を得る時期を平成23年2月に前側す。	計・結論	経済産業省	平成22年5月より「スマートメーター制度検討会」を立ち上げ、スマートメーター情報の取扱、スマートメーターの者及の拠点から10回にかたり開始を行い、平成23年2月に報告書「スマートメーターの書本要件・募入に向けた課題及び政府や電力会社等における今後の取扱等について結論を考た。なお、スマートメーターと家庭の機器との通信インターフェースについて、標準化に向けた実務的な検討を開始している。		
		「規制・制度改革に係る対処方針」において、「平成17年の高圧ガス保安法改正に基づ 大水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。(平成 22年度中機劃)」とされているところであるが、検討を制備しし、平成22年度中達やかに 指置を行うこととする。	に指摘	起声度录名	平成22年12月8日付けで公布・施行済み(「一般高圧ガス保安規制の機能性基準の運用について及びコンピナート等保安機関の機能性基準の運用についての一部を改正する規程(平成22・11・22開除第2号)」)。		
16	保安法令の適用方法	差界から個別の具体的要望を踏まえ、労働安全衛生法に基づく許可申請の一層の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	厚生労働省	特定防災区域内における第一種圧力容易であって一定のものに対して労働安全衛生法上の 発成検査を省略することとして、「「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」に係る措置の 実施について」(平成23年3月30日付け基安発0330第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長 通道)により措置した。		
<医	泰·介護>						
	国・日本」に係る査証発給 要件等の緩和・外国人医師 の国内診療等 - 医療のた	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期 滞在ビザについては、受診する外間人本人のほかに、必要に応じ同行者にも発輸の名 宣を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。 また、入院して治療を受けるなど入間当初から長期間の滞在を予定している外間人の 在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入間できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。		外務省法務省	(外籍省) ・平成23年1月より「医療滞在ビザ」の適用を開始した。 ・外国人患者に付添う同伴者にも、必要に応じ同じ条件のビザを発給することとした。 (法務省) 実施済み	(外務省) 当該制度の実施から1年間の発給状況に関してレビューを 行い、必要な見直しを行っていく。	0
	ドラッグラグ、デバイスラグ の更なる解消	薬事の承認審査に係る手続きの見直しについて検討し結論を得た上で、平成22年度4 に薬事・食品衛生審議会の規程の必要な改正を行う。	中平成22年度中検討・結 論・措置	厚生劳働省	葉等・食品衛生審議会の分利会と節金の手続きのあり方については、「薬事分利会における 離認事項」の改正を平成23年3月25日に行い、節金書議の充実等を図った上で、分利会で審議 が必要な品目の一部を報告で良いこととするなど、薬事の承認に関する分利会・部会の審議の 対象範囲を見直し、「分利会における確認事項」の改正を行ったところ。		0
	負う航空事業者に対する消	ドクターヘリに搭載されている消防用無線及び医療・福祉用無線について、消防・救急 活動における一元的な指揮による効果的な活動体制が组保されることを条件として、 消防組織以外の者に対しても平成22年度中に消防用無線局の免許を与えることを可能とする。	平成22年度措置	総務省	消防組織以外の者であるドクターへリの運航を鎮け負う航空事業者が、消防用無線局の免許の 主体となることが可能となるよう、電波法関係審査基準(平成13年総務省期令第67号)の改正を 行った(平成23年4月27日に施行)。		0
<観:	光振興をはじめとした地域活	 性化>					
		路朝登録に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある副帝・裁定のルール等)につき、早急に検討に著手し、平成22年度中に結論を得た』で、平成23年通常国会に法案を提出する。		農林水産省	路網等の設置のために必要な他人の土地について、土地所有者等が不明の場合でも使用権の 設定を可能にするよう。「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)において措置 (平成23年4月22日成立、平成23年7月1日施行)。	都道府県の事業担当者との打ち合わせ等の際に「森林法の 一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)について情報 提供を行った。	
21	通訳案内士制度の発査し	報酬を得て通訳案内を集として行う通訳案内士になるには、「通訳案内士試験」に合格 して、都道府県に登録する必要があるが、訪日外国人旅行者の念地等を受け、有償力 「作を通訳案内士以外にも認めることについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を 標作上で、できる限り早期に指置する。	できるだけ早期に措置	國土交通省	平成23年度は、外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応するため、通影案内士以外の 者による有償ガイ・行為を可能とするための特例指置を規定した「総合特別区域法」の看案な実 施を図るとともに、適駅案内士に対する専門性名高めるための研修等ガイドの質の向上に関する 事業を行い、引き続き防日外国人旅行者3,000万人時代の実現に向けて通駅案内士制度の充 実を図る。		0

	新成長	殿略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容			★ 44.50	進んだ取組・	25年
14	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	実施状況	残された課題	871
書を	上開〈経済戦略>						
	輸出運動における保税機 入原剤の見直し	①貿易円滑化の権運等の概点から、顕視法上、保税地域に貨物を輸入後に行うこととされている輸出申告を、適正透開を確保しつつ、保税地域への貨物膨入前に行えるよう検討する。その際、不正衛出及び消費便の不正適付卸止の現点から、役間による申告受退及び貨物検室・許可は、コンテナヤード等保税地域散入後に行うことする。 間違して、前主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。 上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。	論·平成23年通常關会	財務省	輸出申告を、適正連្ を確保しつつ、係税地域への貨物搬入前に行えることとする内容を強り込 がご開税法改正条が、平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より実施している。あわせて、 輸出のコンチナ鉄いの申出の規定を続止し、青生の界なる貨物を保険地域がマコンテナ詰めし、 輸出通関することについても可能とするよう、同年8月10日に「開税法基本通達(昭和47年3月 1日前開第100号)」を改正し、同年10月1日より実施している。	東の効果及び関腫点について注視している。	0
		②保税地域搬入前の輸出中告を可能とすることに伴い、適正通關を確保しつつ、一層 ②平成22年度検討 丸迅速通関につながるよう、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる 共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制 要働等を併せて検討するものとする。	10		各税関における品目分類の検討結果についてシステムへの登録を完実すること等により、各税 関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化等を措置済み(平成23年6月実施)。		0
100	差における第三国の航空	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に 促成しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物 チャーター使の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な 限り早期に指置	国土交通省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-7を参照。(「円高・デフレ対応のため の緊急総合経済対策」において実施時期を前側し)		
12	差におけるフォワーダー・	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に 配成しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター(利用運送事業者によるチャーター)の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な 限り早期に指置	國土交通省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-8を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		
9 9 9	■・日本」に係る査証免給 要件等の緩和・外国人医師	・医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年間の弾力化を図るとともに関内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技能の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めるとについて、制定運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に輸施を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を満する。		厚生労働省	日 臨床修練の許可申請書の添付書類の簡素化や臨床修練の許可に係る審査期間の短縮等を行うため、平成23年2月10日に外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律能行規則(昭和62年厚生省令第47等)の改正等を行い、平成23年4月1日から施行したところ。また、①臨床修練制度の手続の簡素化、②年限(現行2年間)の弾力化を行うこと、③国内での診察について臨床修練制度の手続の簡素化、②年限(現行2年間)の弾力化を行うこと、③国内での診察について臨床修練目的の場合だけでなく医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めること、について平成22年度末に厚生労働省としての見直しの方針を取りまとめ、結論を得たところである。 原生労働省としては、今後も広く関係者の御意見を聞きながら、さらに詳細な制度設計を進め、所要の捨置を譲しることとしたい。		0
		・者護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の 簡素化を図ること等について制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結 論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の指置を講ずる。			□ 文が旧屋で向しもここしたい。		©
保育	育その他>		13.8				
	公開質付期間中における 自己責付け	公開資付代理人が資付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券 取引所業務機程第60条に定める責付け(通鑑訂正等のための責付け、顧客の注文を 執行する際に生じた通識による責付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を 行い、平成22年度中に総数を得る。		全融庁	「株券等の公開貢付けに関するQ&A」の追加を行い、公開買付代理人等が、公開貢付者の特別関係者である場合でも、別途買付禁止の適用除外の対象となる旨を明確化(平成23年4月6日追加)。		0

	T	戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容 T		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	押备
制	and the second second	規制改革の概要	実施時期	100	XIEVU.	残された課題	471
27	トックオブションに係る有価	開示会社の完全係会社の役職員を対象としたストックオプションの付与について、有価 証券届出書の周出職務を免除することが可能か、投資家保護の拠点も踏まえ検討を行 い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「金融商品取引法索二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平 成23年内閣府令第19号)により企業内容等の関係に関する内閣府令を改正し、関示会社の完全 張会社の役職員を対象とレストックオブションの付与について、有個証券居出書の居出業務を 免除することとした(平成23年4月6日公布・施行)。		
28	発行者による上端株券等 に係る公開覧付居出書の 記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、平成22年度中に結論を得る。		金融庁	「発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」(平成穴年大蔵省令第九十五号)を改正し、公開買付届出書の記載等項のうち、公開買付者の有価証券報告書等に記載されている「終理の状況」などについては、当該有価証券報告書等を提出した旨の記載に替えることを可とし、その場合には、当該有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を公開買付届出書の添付書類とすることとした(平成23年4月6日公布・施行)。		•
29	発行者以外の者による株 券等に係る公開買付届出 書の記載事項の簡略化	公開資付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開賃付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、結論を得る。		金融庁	「発行者以外の者による株券等の公開責付けの開示に関する内閣府令(平成23年内閣府令第 28号) Jを改正し、公開責付配告の記載事項のうち、公開責付告・対業者の有額証券報告書等 に記載されている「経理の依以書」を返ぶ年間の損益状況等は必じたついては、当該有額証券報告書等を提出した旨の記載に替えることを可とし、その場合には、当該有額証券報告書等の 該当箇所を記載した書面を公開責付届出書の案付書類とすることとした(平成23年4月6日公布・施行)。		0
30	ストックオプションの開示模制の適用除外	会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した後(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社等の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合を開示規制の連用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討を行い、平成22年度中に結論を得る。		金融庁	「金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令」(平成23年取令第961 号)により金融商品取引法施行令を改正し、新体予約権証券の取得勧誘・売付け勧誘等が募集・売出しに該当するか否かを判定するための人数通算について、過去(取得勤誘の場合は6月以内・売付け勧誘等の場合は1月以内)に行われた当該新水中約権証券と同種の有額証券に該当する新体予的権証券(ストック・オンラン)の取得動誘・売付け勧誘等の相手方(免行会社の役員・使用人)の人数を通算しないこととした(平成23年4月6日公布・施行)。		9
31	公開買付属出書における 「対象者の状況」の「その 他」の記載事項の簡素化	公衆被策されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載をする必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一覧性にも記慮しつつ、検討を行い、 平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討·結論	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、プレスリリース等がなされた場合に必ず「その他」標への記載: 訂正届出書の提出が求められるものではなく、応募の是非を判断するために必要と判断される情報や有価証券報告書等に記載されていない重要な事実を知っている場合における当該事実に該当する場合に限り、記載・提出すれば足りる旨を明確化(平成23年4月6日追加)。		©
	質付者又は対象者による 有価証券報告書等の提出 が公開買付届出書の訂正	四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ& 私(平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の異動等、一定の重 大な事由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付雇出書 に保る訂正層出書の提出事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報 告書の提出についても、投資者保護に配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論 を将る。	平成22年度検討・網論	金融庁	「株券等の公開買付付に関するQ&AJの追加を行い、 ・公開買付期間中に公開買付者又は対象者が有価証券報告書を提出した場合、訂正届出書の 提出が必要であること ・公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がな されている場合、訂正した公開買付提明書の交付は不要であること を明確化(平成23年4月6日追加)。		0
33	自動車の保管場所証明申 請時における所在図の廃 止	自動車の保管場所の位置と自動車の使用の本機の位置が異なる場合を除き、自動車 保管場所証明申請書への所在図(自動車保管場所証明書の交付の申請に係る使用 の本機の位置並びに当該申請に係る場所付近の道路及び目標となる地勢を表示した 当該申請に係る場所の所在図)の遂付について、平成23年度上半期中に不要とする。	平成23年度上半期搭置	警察庁	自動車保管場所証明の申請等を行うに当たり、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置 が同一である場合には、申請書等への所在図の添付を省略することができるよう「自動車の保 管場所の施保等に関する政律性行規則」の改正を行った(平成22年国家公安委員会規則第6 号、平成22年11月5日公布、平成23年7月19日施行)。		0
34	自動車保管場所標準の受領方法の見直し	自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、 自動車の保管場所の位置を管轄する要緊書に出環しなくても自動車保管場所標準を 受領できることとするため、申請代理人が自動車保管場所標準を都進府県警察本部で 一括して受領することについて、平成22年度中に可能とする。	平成22年度措置	警察庁	節府県曹寮に対し、「OSSを利用した自動車保管場所証明に係る申請に対する自動車保管場所 標準の交付方法について」(平成22年5月21日付け曹寮庁丁規免第29号・警察庁交通局交通規 制限長通道)を発出し、自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われ た場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する曹家書に出頭しなくても、申請代理人が自動 車保管場所構革を都府県曹寮本部で一括して受領する仕組みとすることを可能とする措置を講 じた。		•

	新成長	股略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 層麓決定)における決定内容				進んだ取組・	
計号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	実施状況	残された課題	1946
35	交通事故証明書に係る利 用者負担の軽減	交通率收益明書の交付に関しては、既に平成22年4月1日に手数料を一割引き下げた ところであるが、平成22年度中に更なる利用者の負担軽減を図る。	平成22年度指置	業祭庁	利用者の負担軽減指置として、インターネットを利用した申請を拡大するため、HPの利便性向上のための改修(平成22年12月17日指置済)と広報用ポスターの掲示(平成23年1月実施済)を行った。		0
36	格機関投資家の公表方法 における該当条項を示した 専用のリストによる個社名 での公表	酒格機関投資家に験当するために居出(年4回)を受する者については、当該者が適格機関投資家であることを市場に対して周知志國る観点から、当該者を金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内國府令第1の東第3項に基づき、首領に公告するとともに、市場に対して一層の関地を図る観点から、金融庁のホームページにおいて程度で公表している。一方、金融商品取引業者、銀行及び保険会社等についても、適格機関投資家であることが一覧性をもって容易に確認することができる方策について、早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に推置を譲ずる。	平原22年度模計·報勤· 機能	金融庁	届出を奏せずに適待値関投資家に該当する者についても、金融庁のウェブページで公開することとした(平成23年3月1日より実施)。		0
		個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券層出書 の記載上の注意(企業内容等の関示に関する内閣庁舎)において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定することについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中推置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令』(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令及び外国優等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令を改正し、売出人が個人である場合、有価証券届出書等に記載すべき売出人の住所については、詳細な記載を求める一方で、有価証券届出書等を公乗継覧に供する際は、市区町村までの表示とすることとした(平成22年12月28日施行)。		©
	届出書等における記載内 存(第三者割当等による取	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の親点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中搭置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58 号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、株式公開前に従業員に対して新株予 的権が付与され、かつ、その個数が少ない場合における、新規公開時に提出する有価証券届出 書の【株式公開情報】【第三者割当等の取得者の概況】の記載については、これらの従業員の人 数及び新株予約権の総数のみの記載とすることとした(平成22年12月28日施行)。		©
39	る事業等のリスクの記載時 点の見載し	現行、総統開示書類に配載すべき「事業等のリスク」のうち重要事業等については、① 有価証券報告書は事業年度末日現在、②四半期報告書・半期報告書は提出日現在の 内容を記載しなければならないこととされている。「事業等のリスク」については、できる 限り最新の情報を開示することが投資者保護の観点から重要であると考えられること から、対象とする事業年度、会計期間等における状況について開示を求める観練所 書類としての性格、提出会社の事務負担等を踏まえつつ、「事業等のリスク」の記載時 点についての継続開示書類における統一的な取扱いについて、平成22年中に所要の 情報を満する。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令』(平成22年内閣府令第58 号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、四半期報告書・半期報告書に記載す べき「事業等のリスク」の記載時点を、有価証券報告書(事業年度末日)と同様に、提出日現在 から「四半期連結会計期間末日」・「中間連結会計期間末日」とした(平成22年12月28日施行)。		0
	る記載上の注意(自己株式 の処分)の明確化	平成22年4月1日に施行された金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府等(平成21年内閣府等引令)により、会社法策199 条第1項に基づく自己株式の処分等を取得勧誘類似行為と規定したことを踏まえ、有価証券届出書に配載すべき有価証券の手取金の使途が新規発行による有価証券に限らなくなることから、有価証券届出書等の様式における「手取金の使途」に関する記載上の注意の表現の見値しについて、平成22年中に所受の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58 号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、有福証券階出書等の構式において 「新規発行」と表記されている部分(例えば、「手取金の使途」)(には、「自己株式の処分」が含まれる旨を明確化した(平成22年12月28日施行)。		0
	ている受益証券発行信託 の受益証券にかかる、信託 財産状況報告書の交付義	個託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実證を把握した上で交付義務の免除について検討し、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を譲ずる。		金融庁	「信託来法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第48号) において、受益証券発行信託のうち、上場受益証券発行信託について、一定の条件を満たす場合には、信託財産状況報告書の交付養務を免除(平成22年11月19日施行)。		0

	新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容 事項名 規制改革の概要 宰施除期				実施状況	進んだ取組・	274
号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	关肥认尤	残された課題	6771
表2	5分野を中心とした需要	·雇用創出効果の高い規制·制度改革事項					9 8
都市	再生・住宅>						
15	アンション建替え円滑化法 よける最低住宅面積の 最和	マンション建替え円滑化法を活用した建替えには、各戸あたりの最低面積が定められており、戸当たり面積の小さいワンルームマンションの建替えが困難となっている。このため、建替え前の1戸当たり面積が50㎡未満のワンルームマンションに限り、建替え後の最低住宅面積および房室数の条件を緩和し、マンション建替え円滑化法の適用を可能とするよう早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度に措置を講じる。	措置	国土交通省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第30号)を公布し、マンション建替組合の設立の認可権者である都道府県知事等が、地域の住宅事情の実態に応じて、現行の最低住宅面積を緩和できることとし、また、居室数要件を撤廃した。 (平成23年3月31日公布、平成24年4月1日施行)		(
	も下鉄等軌道上の市街地 5開発事業の推進	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一模市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄 助道等に区分地上権が設定されている場合についても、全員同意を得ずして権利変持 が可能となる方策について早期に検討し、鉄道事業者との調整等を図った上で、平成 23年度中に結論を得る。	平成23年度中に結論	国土交通省	平成22年9月より、方策について検討するため、鉄道事業関係者等との意見交換を実施し、継続 している。		C
3 #	也發調査の積極的推進	土地情報の基礎である地類脚変を積極的に推進するため、民間法人の活用を図るため に必要な省令改正や運用通知の発出等を平成22年度中に講じる。	平成22年度中措置	国土交通省	「国土棚査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令(平成二十二年 国土交通省令第五十号)」を平成22年10月12日に公布し、同日施行した。		(
4 3	大街区化の推進	載災復興事業等によって一定の基盤が整備されている街区などを対象に、複数の街区に細分化された土地の集約を進めるためのガイドラインを平成22年度中に作成する。	平成22年度措置	国土交通省	地方公共団体、民間都市開発事業者等から意見を募集し、パブリックコメントや有業者検討会を 経て、「大街区化ガイドライン(第1版)」(平成23年3月30日付国都市第297号、国住街第192 号)を公表した。		(
	た適密集市街地における 住宅等の建替え	木造密集市街地における建替えには、前面道路幅員が狭いことにより接道条件を満た さない等の課題がある。そのため、敷地が接する道路幅員等に係る建築基準法上の表 行の緩和措置について、積極的な活用が図られるよう、地方公共団体宛に周知義能を 図る。	1	国土交通省	敷地の接道条件に係る建築基準法上の緩和措置について、積極的な活用が図られるよう、地 方公共団体宛に技術的助置を平成22年11月30日付で発出した。 (密集市街地における建築基準法第42条第3項の規定の活用について(平成22年11月30日住宅 局市街地建架課長通知))		
	·エネルギー>						
ク田均	人促進に向けた規制の見	連貫又は海岸保全区域における風の発展開発を管理するため、「港湾の利用・保全に 着し、影響を与える。評価基準に通過。) や海岸保全区域における許可基準(海岸法)の 明確化について平成22年度中に結論を得、平成23年度のできるだけ早期に指置を強 る。	論、平成23年度早期に				
7 18 9	、促進に向けた規制の見 10(事業用電気工作物に	電気事業法第48条により、事業用電気工作物の設置または変更の工事であって経済 産業含令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届けな ければならない。この規定により500kW以上の大陽光発電設備に関しては工事計画の 届出が必要とされているが、工事計画届出、書景等の対象分となる太陽光発電設備の 範囲の拡大について、平成22年度中に進やかに安全性の技術的検討を開始する。	に検討開始	経済産業省	平成22年12月8日に開催した第23回電力安全小委員会において検討を開始し、現在、工事計画 < IB出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大に向けて、安全性についての技術 的検討を実施中。平成23年度中に結論を得て、その後速やかに、必要な措置を講じる予定。	残された課題 > 省令の改正作業。	

	新成長	戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
1	事項名	規制改革の概要	実施時期			残された課題	at III
8	入促進に向けた規制の見 直し(水力発電股備の一般	技術選歩を踏まえ、経済対策として再生可能エネルギーへの投資を促進する概点から、小型の水力発電設備(600V以下、かつ、ダムを伴わないもの)について、一般用電気工作物の範囲を、最大使用水量1m ³ /s未満という条件を課した上で、出力10kW未満から出力20kW未満に拡大する。	平成22年度中に連やか に搭置	経済産業省	電気事業法施行規則(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)を改正、平成23年3月 14日に公布・施行。これにより、水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲について、「出力 10キロワット未満のもの」から「ダム・増を有さず出力20キロワット未満及び最大使用水量毎秒1 立方メートル未満のもの」に拡大した。		
		新工・股側(太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備)、有工本股債(ヒートポンプ、コジェネ施設、燃料電池等)を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い(容積、高さの不算入対象)について明確化し、平成22年度中に勝知する。		DIXE	(春積率級和) ・公共団体の許可による容積率の緩和対象として、新エネ、省エネ設備について整理を行うとともに、太陽光パネルの設置された屋外駐車場等が対象となること及び手続きの迅速化について 技術的助意を提出した。(後襲逃進生法別22余年14項第1号の規定の運用等について(平成23年3 月25日住宅局市街地連筆駅長通知)) また、技術的助意を円滑に運用出来るように技術的助意発出以降、地方整備局。地方公共団体等に対する設明会や、建築行政会議等を通じて開知活動を継続的に行っているところ。 (高さ算定) ・平成23年3月25日に「太陽光発電影備等に係る連繁基準法の取扱いについて」(平成23年3月 25日建築指導展長通知、国住指第4930号)を発出し、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る配抵い等を明確化し建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政行及び法第77条の21に規定する特定行政行及び法第77条の21に規定する特定行政行及び法第77条の21に規定する特定行政行及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		
0		位・電力量単位)等に係る取扱ルールを明確化し、平成22年中に連やかに周知徹底す		経済産業省	完電サービスについては、ガソリンスタンドやコンピニエンスストアなどの敷地内において行われる場合については、現時点においても電気事象法の対象外と判断される。なお、当該券え方については、平成24年1月に開催された電気事象分科会制度環境小委員会においても整理済みであり、当該資料をHPにおいて広く公開している。		
1	整備(電気自動車の充電ス	エコカーの普及を促進するため、充電スタンドの設置にあたって、設置場所(床面から の距離確保)及び管理体験(目視監視・監視カメラ設置)等について、地域により取扱い が異なることから、平成23年度中のできるだけ早期に技術面・安全面に関する規制の 適用を明確化し、統一的なルールを定める。	平成23年度中のできる	総務省	「電気自動車用急速充電設備の安全対策に保る調査検討会」を発足し、第1回(平成22年12月17日)、第2回(平成23年4月28日)を開催した後、実証実験を実施した上で、平成23年11月21日に開催した第3回検討会において、必要な安全対策のあり方について検討を行った。12月12日に開催する第4回検討会において結論を得た上で、当該結論を踏まえて、速やかに所要の措置を講ずる予定である。		
2		火力発電所のリプレースは温室効果ガスの削減にも賞することから、これらの事業のうち環境負債が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための方策の検討に平成22年度中に着手し、平成23年度中に増置を漢ずる。		環境省	火力発電所のリプレースについて、専門家から成る「火力発電所リプレースに係る環境影響評価 の技術的事項に関する統計会」において検討し、環境負着が現状よりも改善するケースについ て、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための「火力発 電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」を平成23年3月に取りま とめた。		
3	関する規定の見直し	発生した電力を電力会社へ売電する場合、設置する発電設備容量により低圧連系・高 圧連系に分けられているが(50kW未満が低圧(200V)、50kW以上は高圧(86kV))、設 重する発電設備の容量が基準となるため、所内電力消費などにより実際に電力会社配 電線へ流れる電力が50kWを下回る場合にも高圧での連系が要求されてしまい、コスト 域に繋がっている。したがつて、低圧進えできる電力の大きさの提相、もしくは電力の 大きさの基準を設備の容量ではなく、実際に系統に流れる可能性のある最大の電力の 大きさを基準とするよう、平成22年度中に必要な措置を調する。	その後遠やかに搭置	経済産業省	「電力品質確保に係る系統連系技術要件がイドライン」の見直しを行うための顕音検討委員会を 平成22年11月に開催。同委員会における検討に基づき、「ガイドラインの解釈」を平成23年3月に 関係者に周知するとともにHPにて公養している。		
THE REAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PARTY AND		木質パイオマスを火力発電所等でポイラー燃料として利用する場合の廃棄物処理法に 基づく規制の在り方について、実態を十分に把握した上で必要に応じ検討を行う。	平成22年度開始	環境省	平成22年12月に、木質バイオマスをボイラー燃料として利用している施設を対象として、廃棄物 処理法の規制が木質バイオマスをボイラー燃料として利用している施設を対象として、廃棄物 景、顕音時点においては、廃棄物処理法が木質バイオマス利用の支障となっている具体的な事 例は確認されなかった。(ほとんどの施設では木質バイオマス・調入しており、それらは廃棄物処 理法の規制の対象となっていなかった。)今後、新たに支障となるような事例が発生した場合に は、必要に応じて検討を行っていく。		

				所管省庁	実施状況 進んだ取組・	評価
掛号	事項名	規制改革の概要	実施時期		残された課題	WT (AM
医療	寮·介護>					-
	国・日本」に係る査証免給 要件等の緩和・外国人医師 の国内診療等ー医療のた	短期溶をビザにおいて、商用、税光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期 溶在ビザについては、受診する外国人本人のほぼかに、必要に応じ同行者にも完給の世 宮を図るよう、平成22年中に所要の精査を行う。 また、入院して治療を受けるなど入園当初から長期間の滞在を予定している外国人の 在窗資格の取扱いを明確化し、円滑に入園できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。		外務省法務省	(外務者) ・平成23年1月より「医療滞在ビザ」の運用を開始した。 ・外国人患者に付添う同件者にも、必要に応じ同じ条件のビザを発給することとした。 (法務者) 実施済み	· •
	東要件の緩和(一人開業の)	訪問看護ステーションが適切にサービス接供を行えるよう、現行のサテライト事業所や 特例居宅介護サービス費の仕組み、専業形態の在り方等、看護師等の人員基準を含 め、訪問者護ステーションの在り方について平成22年度中に検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討・総 論	厚生労働省	訪問者護ステーションの開業要件の離和については、「規制・制度改革に係る適加方針」(平成 20年7月22日間識決定)において、「病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問者護ステー ションと適切に適焼を囲ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安 全性の環保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問者護事業所の人員基準の見直し(1人 又は2人)「ついて検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問者護事業所の人員基準を満たさない事業 所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見重 しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。〈平成23年度検討・勅論〉」」とされ たところ。	0
	光振興をはじめとした地域活	性化> 哲学の表示を活用した宿泊施設について、玄関幡場の設置義務など旅館果法に定				
	リス・ロス等で合格した相当を設定対する旅館業法の規制緩和	司水で日底水で沿州した伯治地配について、弘明教権の仮施電物がよど旅館来流に定 あかある構造設備基準を機和することについて、平成22年度中に機計を開始し、本年 特区で措置した事例の検証を行い、平成23年度以降早期に輸輸を得る。	平成22年度模計·平成 23年度以降早期結論	厚生労働省	「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において平成22年12月21日から検討を開始し、これまでに、営業者や消費者等の意見を聞き、玄関機場等構造設備基準について検討してきたところであるが、「町家・古民家に係る規制緩和(案)」についてパブリックコメントを実施し、12月14日に開催する検討会において検討会としての意見をとりまとめることとしている。	0
	農林漁家における「民宿」と 「民泊」の区分の明確化	有機で不特定多数の他人を簡治させる場合には民宿開業に伴う旅館業の許可が必要であるが、 敬育旅行など生活体験等を行い、無機で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。	平成22年度措置	厚生労働省	平成23年2月24日付けで、自治体及び旅館業の全国団体に対して、従来より、名称の如何をと わず客機的にみて信泊料にあたるものを徴収しない場合は旅館業法の適用対象にはならない 旨を再周知している。 ※厚生労働省融幣第0224第1号・健衛発0224第2号(無償で宿泊させる場合の旅館業法の適用 について(平成23年2月24日健康局生活衛生課長通知))	0
- 13	農業体験時の収穫野菜等 調理における食品幣生法 の規制緩和	展案体験で収穫した野菜を料理して有貨で提供するためには、食品衛生法上の許可を 取得する必要があるが、滞在中に提供する食事が全て自炊や展家と共同調理の場合 には許可不要として取り扱い、明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中 に結論を得る。	平成22年度検討·結論	厚生労働省	展林漁東体験時に提供される食事が全て自炊の場合や展林漁東省等との共間調理の場合に は、営東許可は不要であることを明確化し、その旨都道府県等宛に通知「農林漁東体験時の収 機野菜等の調理における食品衛生法の規制能和について」平成22年11月15日付け食安監免 1115第1号)を発出した。	0
	エコツア一等の事業者による参加者輸送に対する道	有價で旅客を運送する事業を行う場合には、道路運送法上の許可が必要であるが、宿 泊旅設が送迎の間に宿泊客を周遊案内する行為及びエコツアーなどの事業者によるエ コツアー実施場所までの送迎については、一定の条件の下に道路運送法上の許可を 不要とする範囲を明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得 る。	平成22年度検討・結論	国土交通省	福泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う透迎のための輸送については、一定の条件の下に道路運送法上の許可は不要とする範囲を明確化し、その旨各地方運輸局等宛に通知を発出した。(「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」平成23年3月31日付け園自旅第239号)	0
		本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の量複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-3を参照。(「円高・デフレ対応のため の緊急総合経済対策」において実施時期を前側し)	
19	#・森林計画図の民間利用	民間事業者による能業集約の促進のため、意欲や能力のある事業体に対して森林の 能業集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、平成22年度中に都 道府県に助言を行う。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-6を参照。(「円高・デフレ対応のため の緊急総合経済対策」において実施時期を前側し)	

	新成長	戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内署	F			進んだ取組・	
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	实施状况	残された課題	評价
23	コンテナ型データセンター 設置に係る規制の見直し	コンテナ型データセンターの設置について、無人運転が基本である等。その利用実態を 諸まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成 22年度中に措置を譲じる。	平成22年度中検討+結 論・措置	国土交通省	平成23年3月25日に「コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3 月25日建業指導限長温知。国住指第4933号を長出し、コンテナ型データセンタについて、機器の重大な障害発生時事を扱いて内部に人が立ち入らないなど、建築物に該当しないものとして 扱う対象の要件を明確化し建築基準法(以下「法)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法 第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		0
	就展研修資金の資付対象 に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その 貸付対象から除外していないことについて、開知する。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-4を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前側し)		
	館等の施設におけるけん	けん鉄は、登録を受けていない場合には、原則として公務員が運営・管理する博物館 等の施設に限って展示(所持)が認められ、民間で運営・管理する施設においてはこれ が禁止されているところ、民間で運営・管理する博物館等の施設においても展示できる 範囲・方法等について早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に必要な措置を演 ずる。	措置	養察庁	民間で運奮・管理する博物館等の施設においてけん妹を展示(所持)することができる範囲・方法 について検討した結果、けん競は危険性が極めて高いものであり原則所持許可の対象とはされ ていないこと、厳格な就器規制は我が国の治安の視弊を支えるものであることなどにかんがみ、 民間事業者である指定管理者が管理・運営する傾物館等の施設においても、国又は地方公共 団体が職員を活選したり欄託員を置くほか、万一に備えてけく飲の免替機能を失うわせる処置を 行うなど、危険性を排除しつつ、国や地方公共団体が最終的な管理責任を負う形でなければ展 示を認めるべきでないとの結論を得た。 この結論にしたがつて、本件の発端である高知県の博物館でのけん銃の展示については所要 の措置を講じたところであり(平成22年9月末)、今後、同様の案件についても同様の措置がとら れるべきこととし、都道府県警察にもその皆周知した(平成22年12月7日措置)。 以上により、平成22年9月10日閣議決定により措置すべきとされた必要な事項は全て譲じたも のである。		0
< 3	を酬く経済戦略>						
26	る的、他のから出 動出連関における保税搬 入原剤の見直し(再掲)	①貿易円滑化の権連等の親点から、顕税法上、保税地域に貨物を輸入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ。保税地域への貨物機入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正適付卸止の税点から、税関による申告受理及び貨物検査・所可は、コンテナヤード等保税地域験入後に行うこととする。関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。 上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常関会に法案を提出する。	論·平成23年通常国会	財務省	輸出申告を、適正適関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えることとする内容を盛り込 実施後の変んだ関税法改正案が、平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より実施している。あわせて、輸出のコンテナ扱いの申出の規定を廃止し、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ貼めし、輸出通関することについても可能とするよう。同年8月10日に「関税法基本通連(昭和47年3月1日蔵関第100号)」を改正し、同年10月1日より実施している。	泉及び問題点について注視している。	0
W. 100		②保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、適正通関を確保しつつ、一層の迅速通関につながるよう。各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	論		各税関における品目分類の検討結果についてシステムへの登録を充実すること等により、各税 関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化等を措置済み(平成23年6月実施)。		0
	内航機・外航機の取扱いに ついて	現在、国内線運航便と国際線運航便は、同一の機体であっても内変、外変といった変 更手続きが必要であり、この更新手続に時間がかかるため、効率的な機材活用に支 を来している。したがって、効率的な事業運営のための手続の簡素化について、平成28 年中に措置を讃する。		財務省	平成22年9月26日に、NACCS(輸出入・港湾間連情報処理システム)のプログラムを変更し、航空 機変格変更手続の完全電子化を図り、これにより手続の簡素化・迅速化を措置したことによっ て、利用者の利便性が向上した。	泉及び問題点について注視している。	©

	新成長	戴路実現 に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内轄				進んだ取組・	
番号	事項名	規制改革の報要	実施時期	所管省庁	実施状況	残された課題	評価
28	及び自治体の行政手続窓 口の整備	企業の事業円滑化のため、海外からの対日直接投資の促進も視野に入れつつ、複数の分野又は事業において必要な回数と自治体の行政手続の窓口の一元化(ワンストップ化)及び装設対応の窓口の設置について、平成22年度中に検討を行い、結論を得る。その後速やかに指置を行う。	平成22年度検討・結論。 その後速やかに措置	經濟產業省	【内閣府、経済産業者】 海外からの対日直接投資促進の観点からは、国及び地方自治体のホームページ、投資相談窓 □の美語対応、ワンストップ対応の整備状況について調査を実施したところ、以下のとおり。 ①国の対応状況については、すでにJETROが情報のハブの機能を有し、適切な機関の紹介等 にあたっている。また関係府省庁及びJETROに「対日直接投資総合案内窓口(Invest Japan)」が 平成15年度に設置され、担当者が常設し、外国企業からの投資に関する褶鎖の受け、情報提 供等及びこれらに係る担当駅との連絡調整を実施しているため、ワンストップ化の取り組みが進 んでいる。平成22年12月に内閣府がフォローアップ調査を行ったところ、平均して年間1000件 超の間い合わせを受け付けており、その中には英語での間い合わせも含まれている。 ②地方自治体の対応状況については、各自治体の置かれた状況により程度の差があるもの の、外国企業の一次投資の環種的な受入れる型ることが可能な自治体については、情報を一元 化・大国企業の一次投資の環種的な受入などのことが可能な自治体については、情報を一元 化・大国企業の一次投資の可能的な受入などのことが可能な自治体については、情報を一元 に大田の変配を取まった。 実施している状況。それ以外の自治体については、外国企業の二次投資の呼び込みを図るため に実施版ホームページ等を整備済みであり、自治体によって濃淡はあるものの、美語対応の取 り組みは進展している。		0
29	のためのポイント制度の導入	①第4次出入國管理基本計画において、今後5年程度で検討することとされている、現 行の基準でも就乗可能な在置資格が付与される高度外間人材に対するポイント制を活 用した出入園管理上の優遇制度について、平成22年度中に検討し、結論を得る。 ②上途の優遇制度のうち、配偶者の就業・家事使用人の善同等については、平成22年度中に検討を開始する。	論 ②平成22年度検討開始	厚生労働省	(法務省) ポイント制については経産省、厚労省等と検討を行い、平成23年12月28日に検討結果を公表したところ。(制道発表資料・ http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00020.html) (厚生労働省) 法務省において、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の導入に向け、当省を含む関係省庁と調整を行っているところ。	(法務省) できるだけ早期に本制度を開始できるよう。近日中に法務省 告示素に関するパブリック・コメントを実施し、その後所要の 手続を経て公布する予定。	©
30	給の容認を含めた利便性	経済連携協定に基づ、原産地証明制度の電子化に関し、経済産業大臣の指定免給機関である日本商工会議所にしか免給及び印刷が認められていない特定原産地証明書の申請者制備出業者)での印刷を含めた利便性の向上策につき、産業界等の意見を踏まえ、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討・輸輸	極済産業省	特定原産地証明書システムの利便性の向上については、原産地証明制度改革検討会において 産業界等とも騰騰を行い、当面は平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提 機会、「電子化に係る実証事業を行うこととしたところ。平成24年月の雑価を目指し、 現在、「原産地証明書情報の電子的提供事業」に必要なシステムを開発・景価中。また、経済連 携協定の対象間当局に対し、「原産地証明書情報の電子的提供事業」について逐次説明し、平 成23年度内の利用開舱に向け調整中。 なお、同事業及び協定・交渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、引き続き更なる利便性向上 の方策について検討していく。		0
31	改善	AEO制度について、適正道間を確保しつつ利用者の利便性向上等を図る視点から、ベネフィットの追加を検討する。その際、AEO制度の運用面の簡便性等も踏まえつつ、例えば利用者のコンプライアンスやセキュリティーといった点に応じた取扱いについて考慮する。	TOWN CONTRACTOR STATE	財務省	AEO制度について、AEO事業者のコンプライアンス及びセキュリティ確保の現状を勘案し、以下のベネフィットの通知を実施。 ①輸出通開における保税酬入原則の見直しに伴い、「関税定率法等の一部を改正する法律」 (平成23年26年3月 を制定(平成23年3月31日公布)し、AEO通関票者、AEO製造者が関与する輸出中着について保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とした。(平成23年10月 1日施行)。 ②「関税法基本通道等の一部を改正する通達」(平成23年6月30日財関第746号)を制定し、以下のベネフィットを追加。 - AEO事業者の役員変更層がAEO担当部門に提出されている場合には、同一税関の保税担当部門への提出を省略可能とした。 - AEO事業者がAEO蔵置場において保存することとなっている帳簿の保存期間を5年間から1年間に短続した。 - AEO事業者の内部体制等に関する要件をより具体化・明確化し、利用者の利使性向上等を図った。 - 特例輸出貨物について、輸出許可後にシステムを使用して許可数量等を変更する場合に、あらかじめ設例へ申し出ることを不要とした。 ③「AEO制度に保るシンボルマーク使用規程について」(平成23年7月11日財関第792号)を制定し、AEO制度の普及を目的とし、利用者の貨物のセキュリティ確保とコンプライアンスの啓免を図るAEO制度に係るシンボルマークをAEO事業者も使用可能とする形で制定した。		•

	明机铁	新成長機略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容		The state of the state of	and the laws	進んだ取組・	
号	事項名	規制改革の概要	实施時期	所管省庁	実施状況	残された課題	274
- 1		物震の効率化などの拠点から、既に、船社等からの要望を踏まえ、当該外国船舶に不 書な点が認められないこと。航行完全上の問題が生じないこと等が確認できた場合に は、領海内で外国船舶が背役券機の急に企事等を長が動行ができることとしているとこ うであるが、今後更なる要望等を受けた場合には、その方策について早期に検討し、 平成22年度中に結論を出すこととする。	平成22年任被討·報 論	国土交通省	翻別具体の要望は受けていない。		0
1	が就労可能な在留資格を	間学生の就職支援のため、専門学校を卒業した留学生が単純出国してしまった場合で も、既に取得している「専門士」の資格をもって就労可能な在留資格を申請することにつ いて、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度後討・範囲	法務省	実施済み		0
	国際航空運賃規制の緩和	表が個におけるLCCの争入促進等の機点から、国際航空運賃の認可等度について、 あらかじめ認可を受けた上機械の範囲内であれば、機動的に運賃の設定・変更が行え るようにするための運用の緩和を、平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な 限り早期に推置	国土交通省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-9を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		
保料	すその他>						
	意波の有効利用のための 制度の見産し	(1)割り当て済みの電波について、より必要性の高い用途に利用できるよう、既存の利用者を他の周波数へ退やかに等行させ、迅速かつ円滑に周波数を再編するための方策について来段2年度に検討・総施を等、平成23年度に指揮する。 (2)再鑑に要するコストについて、再編後の周波数を新たに利用する者が、市場原理を活用して負担する等、オークション制度の考え方も取り入れた機量について平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に機置する。		都務省	「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の取りまとめ等を讃まえて平成22年 12月に決定した「「光の道」構想に関する基本方的」に基づき、開波散の再編を迅速に行うことを 可能とすること等を内容する、電波法の一部を改正する法律業を第177回園会に提出し、平成 23年5月に成立した(平成23年8月31日に施行)。		0
	「砂データベースの民間に Sける利用・活用	統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関 し、対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得 る。	平成22年度検討・結論	総務省	各省会議の開催、有識者や民間企業からの意見聴取、諸外国の状況の把握などにより検討を 行った總果、調査裏情報を中心とする事業所做集団データベースの民間利用には多くの懸念が あるとの方向。他方、「社会保護・投碁号大側」(平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本 部決定)において、法人書号とともに、名称・所在地といった法人の情報が広く一般に公開され、 官民を問わず利活用されることが決定された。		0
		公的個人問題サービスについて、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認 証・確認ができる仕組みを整備することについて、平成22年度から検討を開始する。	平成22年度検討開始	総務省内閣官房	(総務省、内閣官房) 民間事業者の具体的な利用ニーズの把握等のため、「國民本位の電子行政の実現に向けた電子証明者の活用ニーズに関する調査研究」検討をを平成22年11月から平成23年3月まで開催し、その具体的なニーズを把握。 また、「社会保障・祝養号大側」(平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定)において、民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大することが明記されている。		0
9	の促進に資する企業総合	現在の企業結合規制(審査手続及び審査基準)について、企業が国際競争力を向上させるために観略的な事業再継を機動的に行うことができるよう、グローバル市場の動向も踏まえつつ、平成22年8月に行った機能結果を請まえ、早期に見直しを行い、結論を得た上で、平成22年度中に所要の接置を携ずる。	平成22年度楷置	公正取引委員会	平成22年6月に行った検証結果等を踏まえ、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を一層高めるとともに、国際的整合性の向上を図る観点から、審査手線及び審査基準の見直しを行い、平成23年3月4日に見直しの原案を公表し、パブリックコメント手続に付した。 その後、同年6月14日に企業結合計画の居出に係る公正取引委員会規則や企業結合ガイドラインの改正等の成業を公表し、同年7月1日から新制度に移行した。 (実施済み)		0

	新成長	戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内閣				進んだ取組・	State State
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	実施状況	残された課題	評価
	安心こども基金を活用した 効保一体化に向けた機制 改革の推進	子ども・子育で新システムの基礎整備として、幼祭一体化に向け、安心こども基金における認定こども圏の権助要件について以下のとおり機和を進める。 ① 認定こども開発信事業費権助について、基金の期間中に幼保連携型の要件を満たす保育所型、幼稚園型に合植助対象を拡大するとともに、年齢要件の観和(1歳児以上を受け入れれば可さする)を進める。 ② 認定こども関本業費権助について、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。			(文部科学省、厚生労働省) ①総定こざも圖豊僧事業費補助要件については、幼保連携型の要件を満たす保育所型、幼稚 園型にも植助対象を拡大するとともに、幼稚園型設定こども間の保育所機能部分については、 対象児童における1歳以上の全年前の子どもを受け入れる場合も補助対象とし、平成23年1月 17日に年齢要件の優和を行った。 ②限定こども闘事業費補助要件については、幼稚園型認定こども間の保育所機能部分の対象 児童における1歳以上の全年前の子どもを受け入れる場合も補助対象とし、平成23年1月17日 に年齢3要件の銀利を行った。 (「平成20年度予育で支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(第六次改 正、平成23年1月17日22文科初第1354号・雇児発の117第1号 文部科学省初等中等教育局長、 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))		0
40	家庭的保育事業(保育ママ)の連携先機関の拡大	家庭的保育事業(保育ママ)については、現在、連携機関として認可保育所又は児童 福祉施設長低基準を満たす認可外保育施設を確保することが求められているが、家庭 的保育事業の普及促進を図るため、一定の条件を満たす幼稚園等についても、連携機 関として認めることとする。具体的な条件については、平成22年度中に輸輸を得る。			(文部科学省、厚生労働省) 平成22年11月12日に保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0600001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部改正を行い、家庭的保育事業の連携機関 として、一定の条件を満たす幼稚園等についても、連携機関として認め国庫補助の対象とするこ ととした。		0
41	短時間動務保育士につい て	保育所における短時間勤務保育士の活用については、一定の条件の下で常勤の保育 七に代えて短時間勤務保育士を活用できる普通知されているところであるが、平成22 年度中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年度中措置	厚生労働省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合統済対策」別表1-1を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前側し)		
42	ホワイトスペース活用の実 現について	いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが地理的 条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波敷のこと)活用の実現に向け て、平成22年度に「ホワイトスペース特区」などにおいて地域特性に応じたサービスやシ ステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を確まえ、平成23年度に環境整備を 行う。	平成23年度措置	総務省	平成22年度からホワイトスペース特区において、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を 目指した実証などを進め、ホワイトスペース活用の環境整備に向けて無線設備の技術的条件や 周波数共用条件について統計を進めているところ。このうち、エリア放送型システムについては、 現在、情報通信実施条件協連個技術分科会において、地上テレビジョン放送等の販売システム に設備を与えないことを前提に技術的条件等を検討しているところであり、今後、制度家につい てパブリックコメント等を行い、23年度中に整備する予定。		0
	資等を行う場合に障壁とな	海外不動産投資を含む投資を行う保険金社の従属業務予金社の要件緩和につき、「編 決権の総数の保有」に代わる基準の検討を行い、結論を得た上で平成22年に必要な指 数を講じる。		金融庁	現行の基準(議決権の総数保有)を満たさない場合であっても、「資金関連の総額の50%以上が 保険金社及びその100%子会社により供給されている」場合には、従属業務子会社として認める ことを内容とする告示改正を実施。(平成22年12月28日金融庁告示第136号。同日適用。)		0
		銀行の投資専門子会社による、ベンチャービジネス会社及び事業再生途上の一般事業会社への資金供給の方法に劣後ローンによる資金供給を認めることにより、ベンチャー企業の育成、企業再生等を通じ、経済活性化を関るため、平成22年に必要な措置を講じる。	平成22年措置	金融庁	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第57号)において、銀行等 の投資専門子会社による資金供給の方法について労徒ローンを含む資金の貸付けを追加(平成 23年1月4日施行)。		0

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)

	円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	
	事項名	規制改革の概要	実施時期			焼された味風	299
	既定の改革の実施時期を						
1	短時開動務保育士について	保育所における短時間動務保育士の活用については、一定の条件の下で常動の保育士に代えて短時間動務保育士を活用できる普通知されているところであるが、平成22年10月中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年10月中措置	厚生労働省	「「保育所における短時間勤務の保育士の導入について(通知)」の周知撤底について」(平成22年10月1日 屋児保勢1001第3号)を発出し、一定の条件の下で常動の保育士に代えて短時間動務保育士を活用できる旨、改めて周知徹底を図った。		0
	介護施設等の総量規制を 後押ししている参酌標準の 撤廃	平成22年10月を目処に参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画(平成24~26年度)から各都適府県が地域の実情に応じて繁定可能とする。	平成22年10月中措置	厚生労働省	平成22年10月7日付けで介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第314号)を改正し、参酌標準を廃止した。		0
3	展地村用集積円滑化事業の要件の開知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年中措置	優林水産省	「農地利用集積円滑化事業規程の承認要件について」(平成22年11月4日付け22経費第4204号 経営局長通知)にて、市町村が農地利用集積円滑化事業規程を承認するにあたり、農地利用集 採円滑化事業の事業実施地域が豊富することとなっても、豊穣する地域における農用地の利用 の集積を図る上で支障が生ずるものでなければ、事業規程の承認をすることができる旨の通知 を行い、最地利用集積円滑化事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複 が認められていることについて、より一層の層知を図った。	左記の通知については、当省ホームページに掲載し、更なる周知を図った。	0
4	就展研修資金の貸付対象 に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年中搭置	農林水産省	就感研修資金の運用を担う各都連府県に対して、民間企業が行う研修についても貸付対象から 除外していないことを内容とした通知文書(「就農支援資金(就農研修資金)の貸付対象となる研 修について」(平成22年11月30日付け22経営第4849号経営局人材育成課長通知))を発出した。	間企業が行う研修を受達したい健康必望者に対する健康研	0
5	土地水良区に協議が必要 な水路における小水力(マ イクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集務等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年10月中籍置	農林水産省	平成22年10月28日付けで地方農政商長に対し「土地改良区が管理する施設に係る水力発電施設の設置の取扱いについて(平成22年10月28日付け22農扱第1502号農林水庄省農村振興局長高知)」を発出し、当該通知の趣管を都道府県を通じて、土地改良区に開知したところ。		
60	施業集約化の権運(森林 第・森林計画図の民間利用 の拡大)	民間事業者による施業集約の促進のため、意欲や能力のある事業体に対して森林の能業集約に必須である森林薄及び森林計画図が開示されるよう、平成22年中に 都道庁県に助言を行う。	平成22年中措置	農林水産省		おいて、市町村は森林の経営の受託又は委託に必要な情	0
	送における第三国の航空	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る概点から、相互主催の健保 に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物 チャーター便の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り 早期に捨置	個土交通省	従前、第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航申請に際しては、本邦航空会社がにれ に反対しない省の書面(ソン・オブジェクションレター)を必要としていたが、平成22年10月31日よ り、相互主義の確保がなされていることを前提に、ノン・オブジェクションレターを廃止し、第三国 の航空企業による貨物チャーター便の運動を容易化した(「本邦を発する国際チャーター便の 運航について」(平成22年10月22日園空園第1789号・国空事第463号)。		0

	円高・デ	フレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内	円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容			進んだ取組・	10
善号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	实施状况	残された課題	194
8	送におけるフォワーダー・	国際航空物波の活性化により、物流コストの転減を図る概点から、相互主義の確保 に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター(利用 運送事業者によるチャーター)の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実 施する。		图主交通省	従前、フォフーダー・デャーターの運航については、荷主の突発的輸送需要に対応する目的のものであること等を要体としていたが、平成22年10月31日より、相互主義の職保がなされ、かつ、航空自由化が実現している国・地域との間については、フォフーダー・チャーターの運航を認めることとした(1本邦を発着する国際デャーター使の運航について」(平成22年10月22日間空間第1769号・間空事第463号))。	な突発的かつ大量の輸送等のニーズに柔軟に対応すること	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
9	国際航空運賃減制の緩和	表が国におけるLCCの参入促進等の視点から、国際航空運賃の認可制度について、あらかじめ認可を受けた上限機の範囲内であれば、機動的に運賃の設定・変更が行えるようにするための運用の緩和を、平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り 早期に措置	憲土交通省	平成22年10月31日より、左記「規制改革の概要」のとおり、あらかじめ認可を受けた上版機の範囲内であれば、自由な運賃の設定・変更が行えるように、上級認可制に移行した(「國際航空運賃等の取扱いについて」(平成22年10月29日國空國第1855号・國空事第485号))。		0
)表:		 中心とした機制・制度改革事項		IA SPRINGER			
		本年1月1日から重越的地位の重用が新たに既確金納付命令の対象となったこと等 主職まえ、優越的地位の重用規制の考え方を明確化すること等により法理用の透明 性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、「優越的地位の重用に 関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表する。		公正取引委員会	全「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定し、公表した(平成22年11月30日)。 (実施済み)	平成22年11月30日に東定・公表した「極趣的地位の蓋用に関する社合禁止法上の考え方」を広く開始することにより、 優越的地位の蓋用行為の未然防止を超る視点から、全国 各地で事業者や事業者団体等に向けた説明会等を実施した。	
2	公共空間における収益能 設の設置等に係る規制級 和	地下街について、地方公共団体等に対し情報提供等の技術的支援を行うとともに、 民間事業者が駅前広場等の公共空間の利用を可能とする手法を提示する。また、 間・地方公共団体が都市公園事業について意見交換・協議する会議において、立体 都市公園制度の活用等に関する情報を簡知徹底する。		加土交通省	地方公共団体に対し「官民連携による地下衙の整備の推進について(通知)」(平成23年3月30日間報貨第146号省路交通施設課長通知)及び「駅前広場の上空利用について」(平成23年3月30日間報貨第151号省路交通施設課長通知)をそれぞれ見出した。 「平成22年度 関東甲信能都市公職担当課長金融」(平成22年10月21日)等の金融において、資料の配布・説明により立体都市公園制度の活用等に関する情報の間知を行った。		0
3		下水処理施設の改築時に施設の省スペース化等を実現できる原処理技術について、その導入のためのガイドラインを作成し、普及を促進する。	平成22年度積置	加土交流省	ガイドライン(下水道への観処理技術導入のためのガイドライン(第2版))を作成(平成23年3月)・公表済み(平成23年6月8日)		0
4		技が国港湾の国際競争力強化を図る拠点から、港湾の選択と集中を進め、公設民 世の考え方のもと港湾の軽賞に関する業務に民の拠点を取り込み、港湾の一体経 営を実現するため、「港湾経営金社(仮称)」制度を創設する等、港湾法等所要の法 改正を行う。	平成22年結構・平成23年 通常圏会への法案提出	爾土交通省	「港湾法及び特定外質埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成23年法律第 9号、第177回通常国金において成立。)により港湾法等所要の法改正を行った。また、本改正を 受けて、港湾法施行令等の関係取省令の登録を行っているところ。国際最略港湾(医神港、京 浜地等において、民の視点により港湾の一体運営を行う「港湾運営会社」に係る規定は、平成 23年12月15日に施行済み、		6

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 開輸決定)における決定内容		所管省庁 実施状況		進んだ取組・	神傷	
事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省厅	英胞状况	残された課題	Pin
			原土交通省	平成22年10月31日より、左記「規制改革の報要」のとおり国際旅客テヤーターの番札販売(航空 像のパラ売り)比率を緩和した(「本邦を抱着する国際テヤーター使の運航について」(平成22年10 月22日間空間第1769号・國空事第483号))。		0
実現のための運航管理補	画等の機長への伝達等を行う航空会社の運航管理補助者について、航空会社の事	平成22年政治	国土交通省	運航管準備制度の配置について配額されている「運航規程審査要領領制」(平成12年1月28日空航第78号)を改正し、平成23年4月1日より、路線、運行回数、運航時間帯、使用航空機等を考慮し、必要に応じて航空会社の事業計画等で運航管理権助者を置くことができることを明確化した。(「「運航規程審査要領額則」の一部改正について」(平成23年3月30日國空航第1421号))	・改正された通達については、国土交通者の「音示・通達 データペースシステム」に登録し、(社)全日本航空事業通会 会等の関係者に対し選知するなどして関知を行った。 ・運航管理補助者の配置方法が明確化されたことにより、新 基準に基づき、1社が2空港において運航管理補助者を配置しないこととして航空運送事業の許可を取得した。	
			金融庁	外国企業等による美文勝示の範囲拡大等を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布。 平成24年4月1日(予定)の施行のための関係政府令家についてパブリックコメント中。		0
銀行本体によるファイナン ス・リースの活用の解禁			金融庁	銀行本体によるファイナンスリースの活用を解禁する「資本市場及び金融業の基盤強化のための ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		0
の質収等を行う場合に障壁	社等の業務範囲規制のあり方について、法改正を含めた必要な法制面での対応も	平成23年度以降結論・措	金融庁	平成23年6月28日より、金融書題会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループにおいて職論を行い、平成23年12月2日にワーキンゲ・グループ報告書を取りまとめたところ。今後、報告書の内容に沿って、必要な制度整備を行う予定。 〈見恵し内容〉 頂収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として一定期間、子会社業務範囲規制の適用を除外する。		0
保険会社における資産運 用比率規制の撤廃の検討	保険会社における資産運用比率規制に関し、その撤廃も含めた規制のあり方につ いて、平成22年度に法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて検討し、その検 討結果を受けて、平成23年度以降必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	全敞庁	「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月)において、 資産運用比率規制(保有する資産の種類ごとに総資産額に一定の比率を乗じた額を上限とする 規制)を平成23年度中を目途に撤廃する方針を公表しており、年度内を目途に関係内閣府令の 改正を行う予定。		0
プロ投資繁を顧客とする投 資運用業の援制緩和			金融庁	プロ等に限定した投資通用業の規制緩和を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金 騰商品取引送等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立・同月25日公布。 当該法改正に伴い、金融商品取引法施行令(昭和四十年九月二十日政令第三百二十一号)、 金融商品取引集等に関する内閣府令(平成十九年八月六日内閣府令第五十二号)等の関係政 府令(第)について、パブリックコメットを実施(平成23年11月4日~12月5日)。 平成24年4月1日施行予定。		0
	事項名 国際派客チャーター便の個 対販売(航空券のバラ売り) 比率の一層の緩和 しCC等の延コストな運航の 実現のためで、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	事項名 規定所です。一一での個 計立自由化が実現していない国・地域内の地点との間において、定期便の乗入用 共販所(航空等のバラボリ) 定地点間か否か名間かず、一條、能産産数の50%来演まで、国際能等チャーターの 機械服务を有能する。別中では、2000年の10年の10年の10年の 2000年の10年の10年の 2000年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年	事項名 - 現態所能等チャーター便の額 対定自由化が実現していない間・絶域内の地点との間において、芝脂便の嫌入相 対照死(他立身のハソラウ) 定地点間からから初けす。 一条 総産産業のの30%未満まで、国際産等ケャーターの 定用の一層の値和 対定地点間がられたがおけず。 一条 総産産業の30%未満まで、国際産等ケャーターの 受用の国際化にあかせて、表現を制制時所は、30%用とを制度・多様に、別は 受用の国際化にあかせて、表現を制制時所は、30%用とを制度・多様に、別は 受用の国際化にあかせて、表現を制度・制度・制度・制度・制度・制度・制度・制度・制度・制度・制度・制度・制度・制	事項名 規制改革の概要 規則改革の概要 規則改革の概要 対策元化(包含のパッカリ) だ地域の一角のでは、一	事業を 関係を示しています。	第二個

	規制·制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	証価
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期		All Maria	残された課題	1110
1, グ!	リーンイノベーション分野						
1	市苗化調整区域における風力発電機 付随投機に係る設置許可の柔軟化 ・	再生可能エネルギー導入の重要性に重み、風力発電機に付随する管理施設及 び変電設備を設置する施設である建築物であれば、市街化開墾区域における 都市計画法に基づく開発許可は不要である旨明確化する。	平成23年度中指置	國土交通省	研究計可制度の技術的助賞である「開発許可制度運用指針」(平成13年5月2日付け国総民第 6号)を改正(平成23年9月28日付け)し、風力発電機の付属施設である管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付属施設の建築を目的とした行為でないため、それ自体としては開発許可を要しない官を明確にした。		
2	小水力に係る使風発電に関する許可 手続の見言し	展集用水の水路など既計可水利機の許可水量の範囲内での従展発電散機の 2 設置に係る水利使用許可については、河川の流量への影響が少ないことから、 手続の間素化や碾準処理期間の遵守の徹底等の手載の見直しを図る。	产成23年度中措度	国土交通省	手続の簡素化及び標準処理期間について、「総合特別区域法」(平成23年8月1日施行)にて対 応済み。 また、「総合特別区域法の施行について(河川法の特例等関係)」(平成23年8月29日水管理・国 土保全局長通知)にて、標準処理期間1ヶ月を目安とすることを河川管理者等関係者に周知を 実施済み。		
3	ダム水路主任技術者の取扱いの見直 し	ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが 小さいと考えられる小水力発電所については、一定の条件の下、外部の有資格 者をダム水路主任技術者に退任すること(いわゆる派遣)を可能とする。		経済産業省	「主任技術者制度の解釈及び運用(内燥)」を改正し、ダム水路主任技術者についても、電祭主 〈 任技術者と関標に、自家用電気工作物については外部委託が可能となるように、内規改正作業 中。平成23年度中に公布・施行予定。		
	線化地域等における太陽光発電設備 導入に係る取扱いの明確化	都市静地法に基づく機化地域等において、太陽光発電の導入促進を図るため にも、太陽光発電設備を設置する建築物について市町村の判断で緑化率の種 掛付けの適用を除外することが可能であることを開知する。	平康23年度中播畫	面土交通省	「平成23年度 全国都市公園・機化・耕地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成 23年7月)。		
\$	都市公園における地域冷暖房施設の 取扱いの明確化	既存の都市公園の地下に地域沖護房施設を設ける場合にあっては、公園管理 若 (地方公共団体)と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙実や冷却塔を設けることが可能である旨、周知する。	平成23年度中措置	国土交通省	「平成23年度 全国都市公園・鉄化・鉄地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成 23年7月)。		

	規制・輸	制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
番号		規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	BTR
(a)	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	水産省、経済	事業者の利便性に配慮し、平成23年9月に「漁港区域に風力発電施設を設置する場合の占用 等の許可基準等の参考指針」(平成23年9月1日付け23水港第1538号水産庁長官議知)を策		
		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上 記の結果や民間事業者等からの要望等を除まえ、見直しを検討し、結論を得 る。	平成23年度中検討・ 結論		(国土交通者) 資源エネルギー庁に平成23年5月に設置された「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効 利用に関する研究会」における検討結果等を踏まえ、平成23年度中に、河川水熱利用に係る通 速の見重しを検討し、結論を得る。		
		また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとする。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置		(農林水産者) 上段参照 (経済産業省) 上段参照 (環境省) 経済産業省が立ち上げた熱エネルギーの有効利用に関する研究会に参画し、連携を図っている。		
0	着数回収型給湯器ドレン様水処理に 関する行政手続の統一化	自治体が潜熱回収型給湯器ドレン接水の南水管への排出を認める条例を制定 する際の判断材料として、水質や公衆衛生の観点からガイドラインを策定する。	平成23年度中措置	国土交通省	ガイドライン策定について、平成23年度中の措置に向け、現在関係業界団体や地方公共団体と の調整中である。		
(8)	温室効果ガス排出量に関する報告の 一元化・統一化	事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球 温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性 が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。	平成23年度中措置	経済産業省、環境省	(経済産業省、環境省) 自治体に対して、温室効果ガス排出量等の総合に関して条例の制定又は改正を行う際には、事業者負担に配慮し、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律の整合性に留意いただくよう、経済産業省及び環境省から自治体に対し、会議や面談の場で要請文を発出した。		
	遺路への設置許可対象の範囲拡大	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、 道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・ 結論	国土交通省	道路構造又は交通の安全に与える影響を勘察し、占用許可対象物件への追加の可否を接討中であり、平成23年度中に結論を得る。		
9		電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例を紹介するなど、道路区域内に設置可能対象物件であることを各道路管理者へ周知徹底を図る。	平成23年度中措置		電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例を開査中であり、平成23年度中に設置事例と併せ、道路区域内に設置可能対象物件であることを各道路管理者へ周知徹底を図る。		

D.	規制・制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	3平価
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	37100
10	る電力契約の規制の緩和	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境)小委員会)等において、電気自動車に係る急速充電場については、設置により契約種別が低圧から高 圧に変更される場合へ他の事業者が設置する場合には、新たな契約に際して 追加的に発生する費用の負担の在り方・安全性の確保に配慮しつつ、同一数 地内において「複数の需給契約」が対立可能となるよう必要な見直しを行う。そ の上で、一般電気事業者に対して早期対応を促し、あわせて、その盲を国民に 広く周知する。	平成23年度中結婚、結論を得次第措置	经济產業 省	現在、同一敷地内における複数契約を可能とするに当たって、造加的に必要だなろうき込み線の責用負担の在り方、約款上の規定について、電気事業法上における制度的対応を含め検討の責用を指数である。 の。 の。 では、 では、 広く国民から意見を募る観点から、パブリックコメントに付し、 平成 23年度内に結論付ける予定。		
	選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化	需要家開からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、あわせて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済建業省と公正取引委員会により定められた「適正な電力取引における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業をグリーンPPSの両者を活用したグリーン第1の利用が前能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(市場監視小委員会)等において明らかにし、国民に広く周知する。			(公正取引委員会、経済産業者) 国民から広く意見を伺うため、部分供給の取扱いを明確化するための資料についてパブリックコメントを実施した上で、国民に広く周知を行うため、経済産業省HPへの掲載を平成23年度中に実施する。		
BRY	及促進に向けた規制の見直し、高圧	電気主任技術者の外部委託制度について、平成21年度の制度改正後の保安 確保の定着状況等に係る調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、マンション高 圧一括受電サービスにおける点検の在り方について検討する。	平成23年度中調査 開始、調査データを 収集次算検討	経済産業省	平成23年度中に平成21年度の制度改正後の保安確保の定着状況等に係る調査を開始し、調査 < 残 データを収集し、検討しているところ。「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、高圧「主任:一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分の点検の頻度を一般 電気工作物と同程度にするようにする予定。平成23年度中に公布・施行予定。	された課題 > 技術者制度の解釈及び運用(内規)」の改正作業。	
(3)		総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、 需要家の省CO2化等を推進していく観点から、一般電気事業者に対して、料金 メニューの変更が可能な旨を周知し、電気自動車やスマートメーターも含めて需 要家のニーズに柔軟に対応する観点から、動たな料金メニューの検討を促す。 あわせて、その旨を国民に広く周知する。		経済産業省	スマートメーターやこれを活用にした季軟な電気料金については、「エネルギー需給安定行動計画」(平成23年11月エネルギー環境金騰)において、スマートメーターも活用した豪軟な料金メニューの拡充や契約電力の引下げ等の取組を維持・拡大する方針が示され、また、第3回電気料金の関係・運用の見直しに係る有識者金騰(平成23年12月)において、「各電力会社が、季節別料金の供給約款メニュー化や選択約款における時間帯別料金の多様化、三段階料金の負直し等について検討を進めていくことが適当」と機能がされており、各電力会社に対しても検討を促している。		
10		総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、特定規模電気事業者又は特定電気事業者による再生可能エネルギーの導入 円滑化の観点から、低圧も含めた託送について検討し、結論を得た上で速やか に措置する。	結論、結論を得次第		特定規模電気事業者、特定電気事業者が調達する電源について、発電機が低圧、需要機が高 圧以上となるケースでは一般電気事業者のネットワーク利用(託送)が可能となるよう、託送供 給約款、電気事業法上における制度的対応も含め検討中。なお、実施に当たっては、広く国民 から意見を募る観点から、パブリックコメントに付す予定。		
(3)	路占用許可	省エネ・省CO2化に費する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設 円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の製点から、経済産業省及 び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係適路管理者 に情報提供することにとどまることなく、両省が協議の上、遺路占用許可が円滑 に取得できるよう検討し、結論を得る、その上で、国上の場合と、 者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者にお いて周知徹底されるよう取り組むこととする。	結論·措置	經濟產業省、 国土交通省	(程済産業者) 円滑な道路占用許可が行えるための方策について、現在、国土交通省と協議・検討中である。 協議、検討結果を確まえ、国土交通省から関係道路管理者に対して事務の取扱いについて通知するとともに、当該通知が道路管理者において周知徹底されるよう、平成23年度中に措置を護することとしている。 (国土交通省) 円滑に道路占用許可が受けられるための方策を現在、経済産業省と検討中であり、平成23年度中に結論を得る。 その上で、道路管理者に対して当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組む。		
	託復旧費用の抑制	道路管理者が自ら道路の占用に関する工事(ガス工事・通信工事跡等)を行う 際には、その費用負担について工事の落札状況に応じた適正な額となるよう留 意する旨を平成20年3月に各道路管理者へ周知しているところ、当該通知以 除、取扱いが選正に行われているがについて各道路管理者への要を実施 し、実態把握を行う。その上で、不適切な取扱いがなされている場合には速や かに改善策を関じる。	平成23年度中措置	國土交通省	平成20年3月の通知以降に道路管理者が自ら遺跡の占用に関する工事を行った場合の費用負担について調査したところ、事後精集を行っていない事例が教見されたため、当該通知の懲旨の理解を促すため、平成23年7月27日付けで、各道路管理者あて再度間知を行った。		

規制	制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評
号 規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された味起	
ガス季素託送的軟料並具正規則 ける減価債却費算定方法の緩和 即	にお ガス供給網の教院促進及び低廉な肝透射金水準による需要家利益の 図。観点から、一般ガス事業者が供給区域外で行うガス事等事業に用の実態を踏まえた上で、ガス導管事業者と同様に託送料金の算定計上採用している減価償却とは別の託送料金算定方法(30年の適用することが可能かどうか検討し、結論を得た上で、遠やかに措置する、	ついて、運結論、結論を得次第二に財務会・措置		ガス事業者のうち区域外導管を所有している者に対して、運用実態を確認し、区域外導管に関する運備償却要の償却年数について検討を行った。その結果、通常の託送供給料金算定と同様に、法人税法の定めによる減価値知年数(13年)とした場合には、供用開始後の数年間の託送料金が高額になると見込まれること、また、当該措置を行うことにより当該事業者の投資回収期間が長期化しても規制需要率への悪影響が回避できることについて、客観的・合理的に説明可能であれば、財務会計上用いている耐用年数とは異なる期間を採用して享定することは可能であるとの結論に至った。しかしながら、区域外導管を所有する全てのガス事業者が本措置を望んでいるものではないことから、長望したガス事業者に対し、省令改正による対応ではなくガス事業法第22条第3項ただし書きによる特例来認により対応する旨の考え方を示したところ、当省の考え方に納得している。		
準工業地域におけるパイオガスの 造の適用除外 (3)	東地域におけるバイオガスの製 適用除外 適用除外 で、水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に 資する政策的課題の実現の軽点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純料 除法等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生のバイオガス ついて、建築基準法施行令の適用除外・技術的指針の明示等により、立地を引 易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに搭置する。		國土交通省	下水処理場におけるバイオガス製造について特定行設庁や関係省庁からのヒアリング等の実施 調査を実施しているところ。その結果を踏まえ、下水処理場内のバイオガス製造工場の立地を 容易にする方向で検討し、結論を特た上で、選やかに指置する。		
ガスパイプラインのインフラ整備に する占用許可要件等の柔軟化・明 化		平成22年度検討開 始、平成23年度中結 始、平成23年度中結 論 、河川の規 確化する	国土交通省	河川の線断占用に関するニーズ調査を実施するとともに治水上問題とならない要件を検討中。		
	また、河川区域内での防護技能についても、二重構造と同程度の安 る一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。	全性を有す 平成22年度検討開始。平成23年度中結論		二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて、文献調査を実施中。		
®	○道路 〈港湾施設としての道路〉 社会インプラの整備に係る港湾施設としての道路の占用許可要件に 土交通省は、港湾管理者が行っている事務についての実際調査を行 法の取扱い(機務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能とな 検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務 を通知する。	行い、道路 でる方向で		「港湾法第37条第1項の占用許可等に係る事務処理について」(平成23年5月6日付 国港総第 67号)にて、港湾管理者に対して当該事務の取扱いを通知済である。		
	〈高速連路の占用許可要件〉 高速連路については、連路法に基づく蓋務的占用の対象であり、許可 続・技術的基準)も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係 理者に対して、層知する。			高速道路におけるガスパイプラインの取扱いは一般道路等と同様の取扱いとなることについ - て、平成23年度中に関係道路管理者に対して周知する。		
	○公共用地等 <公共用地等 <公共用地等における占用許可要件> 社会インフラの整備に係る都市公園の占用許可要件等について、手 化を図る観点から、公益的事業に係る施設による都市公園の公益性 した占用許可の考え方を公園管理者(地方公共団体)に周知する。			『平成23年度 全国都市公園・線化・緑地保全主管課長会議資料』として配布し、周知した(平成 23年7月)。		
売業物処理施設に係る建築基準 51条の適用除外	法第	する必要が 結論・搭置	国土交通省	焼却や理立てを伴わないリサイクル施設について処理工程や騒音等の周辺環境への影響等に ついて実態把握のための調査を実施しているところ。その結果を踏まえ、都市計画が関与する 必要がないかどうかについて関係部局と検討を行い、結論を得た上で、遠やかに指置する。		

	792 (64) - 101	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
19	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	3.750		残された課題	
. 5	イフイノベーション分野						
	医療法人の再生支援・合併における 搭規制の見直し	國民皆保険制度を守ることを前提として、以下を行う。 ① 医療法人と他の法人の役職員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確 化を図る。	平成23年度措置	厚生労働省	医療法人と他の法人の役職員を素務して問題ないと考えられる範囲の明確化について、社会保 障害議会医療都会において議論を行っており、平成23年度中に措置する予定。		0
D		② 医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性 について検討する。	平成23年度検討、結 論		医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性については、社会保障審議会医療部会において議論を行っており、平成23年度中に結論を得る予定。		0
		③ 法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について検討する。	平成23年度検討、結 論		法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併 する場合の手続の迅速化については、社会保障書機会医療部会において議論を行っており、平 成23年度中に結論を得る予定。		0
@	医師不足解消のための教育規制改革	基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏ま え、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、中長期的な医師養成の 計画を策定する。	平成23年度措置	文部科学省、厚生労働省	(文部科学者) 基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域欄在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、とりまとめた論点整理について、国民の意見募集を実施。 医療提供体制の見直しの議論等の社会保障改革の動向を踏まえて検討を進めている要がある。 (厚生労働者) 基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域欄在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、とりまとめた論点要理について、国民の意見募集を実施。 医療提供体制の見直しの議論等の社会保障改革の動向を踏まえて検討を進めている。	(文部科学者) 基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域標在と いった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新 飲も含め検討し、とりまとめた論点整理について、国民の意 見募集を実施。 医療提供体制の見重しの議論等の社会保障改革の動向を 踏まえて検討を進めていく必要がある。	1
9	医療行為の無過失補償制度の導入	誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補債を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をするため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度核討開 始	厚生労働省、 法務省	(厚生労働省) 平成23年8月に「医療の質の向上に資する無過失補債制度等のあり方に関する検討会」を立ち上げ、検討を開始した。 (法務省) 厚生労働省において行われている上記検討会に参加している。		0
9		また、同制度により補償を受けた際の免責制度の課題等を整理し、検討を開始 する。	平成23年度検討開 始		(法務省) 同上		0
4	希少疾病用語像被響の市場導入促進 に向けた制度の整備	希少疾病用医療機器については、患者のベネフィットとリスクのバランスを勘察 し、申請から承認までの期間のうち行政側として審査に要する期間を1年以内と すべく、国内外の安全性データと有効性データ(非臨床、臨床、文献)を基に承 認審査を行うことについて検討する。	平成23年度検討、平成24年度措置	厚生労働省	国内外の安全性データと有効性データ(非臨床、臨床、支献)を基に承認審査を行うことについて、国内外の情報を収集しつつ、平成24年度に措置することを目標に、現在検討しているところである。		0
5	医療機器の改良改善に係る一部変更 承認申請不要範囲の拡大	医療機器における改良改善については、承認書の記載が求められる事項について、一部変更承認を不要とし、軽微変更層の提出にて手続か完結する、者しくは届出が不要となる範囲の更なる明確化を検討することにより、実質的な範囲の拡大を図る。あわせて、軽微変更端による変更の適正な実行を担保するとともに、類似品目で共通の変更がある場合の合理的な運用について検討する。	平成23年度検討、結 論	厚生労働省	一部変更承認申請及び軽微変更屬を要する範囲のより一層の明確化に向けた検討として、医療機器業界からの意見聴取を実施しているところ。その結果を除まえ、当該範囲のあり方について検討し、結論を得る予定。		0
	医療機器における品目ごとのGMS調査制度の見重し	企業機及び調査機双方の負担を軽減するため、医療機器における品目ごとの GMS調査の中で、調査手法や提出資料の見直し及び、PMDA、都道府県、登 録認証機関といった複数の調査機関の調査結果の相互活用など調査の改善を 図る。		厚生労働省	平成22年10月1日に、企業の負担経滅を考慮して、CMS調査の改善を検討するために、医療機器の象界団体との間でWGを設置した。 その検討結果を踏まえ、品目ごとのOMS調査の改善、調査権者間の調査結果の相互活用等、 より適切なOMS調査が行えるように、平成23年4月1日付及び平成23年5月30日付で通知等を 発出し、運用の改善を図ったところ。	度改正検討部会において検討をいただき、平成24年1月24 日に同検討部会の報告書(「薬事法等制度改正についての	
D	医薬品・医療機器におけるイノベー ションの適切な評価の実施	診療報酬点数や保険医療材料の價速価格については、平成24年度の診療報 酬改定においても、関係学会の要望や、業界との対話、価格調査等を踏まえ、 引き続き細分化や機能区分の適正化について検討を行う。		厚生労働省		平成24年度診療報酬改定に向けて薬価制度および材料価 格制度のあり方について検討中。	0

	規制・制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	24
番号	73001 01000-0-1-7-7	規制・制度改革の概要	実施時期		XIII) NO	残された課題	
	施設・入所系サービスの再編	介護保険施設等の施設・入居系サービスと居宅系サービスの在り方について、 介護保険施設等の機能の現状と、「ケア付き住宅」の最近の動向を踏まえ、諸 外国の例も含めて調査研究する。	平成23年度中檢討 開始	厚生劳融省、 国土交通省	(厚生労働者) 平成23年度老人保健健康増進等事業を活用し、左記の内容について調査研究を行っているところ。		0
8		高齢者専用住宅等については、保証されるサービスが不明確になっているので、「ケア付き住宅」を、常時ケアが提供される体制のもの、あるいは、24時間策駐・見守りのある体制のものと、そうでないものについて整理する。			(厚生労働省、国土交通省) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施 行により、従来の高齢者専門責責性宅制度等を廃止し、少なくとも日中は職員の常駐により、ま た、職員が常駐しない時間帯は緊急時通報システムにより状況把欄サービス及び生活相談サー ビスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅制度」を創設。(平成23年4月28日公布、同年10 月20日施行)		•
9	暦モサービス事業所における統合 サービスの運営	居宅サービス事業所を統合運営できるように人員基準を緩和し、基幹の施設 サービスや居宅介護サービスに開帯して、単体では人員基準を満たさない場合 でも、介護保険サービスとして提供可能とすることについて検討し、結論を得 る。		厚生労働省	平成23年6月に成立した介護サービスの基質強化のための介護保険法等の一部を改正する法 (体(法律第72号)により、小規模多機能型局宅介護と訪問者置など復散の居宅サービスや地域 (法管型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを制設したところ。(平成24年4月1日 施行) 複合型サービスの具体的な人員配置基準、報酬については、現在、平成24年度介護報酬改定 に向けて検討しているところ。		0
		小規模多機能型居宅介護の地域密着型4施設併設で認められている職員の行き来(策務)や、施設・設備の兼用などを、適正な範囲でその他のサービスに拡大することについて検討し、結論を得る。					0
10	特別養護老人ホームの医療体制の改善	特別養護老人ホーム等の医務室は医療法上の診療所であり、その構造等が全ての被保険者に対して開放されている等必要な要件を満たす場合には、保険 医療機関として指定を行うことが可能であるとの解釈の周知徹底を図る。	平成23年度中措置	厚生労働省	特別養護老人ホーム等の医務室についても、必要な要件を満たす場合は保険医療機関として 指定を行うことが可能であるとの解釈の周知の方法について検討中。		0
0	介護保険の指定を受けた事業所の活用	設備資源をいかすため、「デイサービス」の終了後に学童児童の延長学童として利用するなど、適切な目的で介護保険サービス指定事業所を活用することは可能であることを周知徹底する。	平成23年度中措置	厚生労働省	左記の内容を平成23年度中に周知する予定。		0
12	給付限度額を超えて利用する場合の 利用者負担の見直し		結論、結論を得次第	厚生労働省	社会保障審議会介護給付費分科会における平成24年度介護報酬改定の議論の結果、訪問看 護の特別管理加算及び緊急時訪問看護加算を区分支給限度基準額の算定対象から除外する 見電しを行うとの審議報告が12月7日にとりまとめられた。 現在、平成24年度介護報酬改定に向けて当該審議報告に基づいた具体的な改定案について検 討中。		0
(3)	「介護サービス情報の公表」制度の見 直し	介護サービス情報公表制度を見直し、調査の義務付けを廃止するなど、事務の 経滅を図り、手数料によらずに運営できる新しい情報公表の仕組みを構築す る。	平成23年度中措置	厚生労働省	必要と認めるときに調査を行うことができるなどの旨を愛り込んだ「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年通常国会において可決成立し、平成24年4月1日に施行される。		0
10	訪問介護など唇宅サービスにおける 運営基準等の解釈の標準化	各サービスにおける法解釈に係る判断基準の明確化を図り、標準化に取り組む。	平成23年度中措置	厚生労働省	選営基準等の解釈の標準化のため、自治体の指導監督担当職員の研修(平成23年度は10月) 在実施した。また、平成24年度介護報酬改定に向けて、解釈通知の改正を予定している。		0
13		移動支援の在り方に関する議論を踏まえつつ、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護等のサービス提供時間内に移動支援事業に従事することを可能とする方向で検討し、結論を得る。		厚生労働省	現在、平成24年度報酬改定に向けた「障害福祉サービス等報酬改定検討テーム」において、 サービス提供責任者の配置基準の見重し検討を行っているところであり、当該検討と既定事項 である居宅介護事業所のサービス提供責任者の移動支援の時間内従事は密接不可分の関係 にあることから、検討チームにおける検討と並行して検討・結論、結論得次第措置することとして いる。		0

	規制・审	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	1.00		残された課題	87 90
10	障害者の雇用・就労促進のための多様な働き方の支援策の強化	雇用・飲労を促進するため、多様な働き方を支援する環境整備を行うための方 策について検討し、結論を得る。	平成23年度中検討、平成24年度中を目途に結論	内閣府、厚生	(内閣府) 平成23年8月に障害者基本法を改正し、それに基づく障害者基本計画を平成24年中日途で策定予定、その計画中に、労働及び雇用の分野における施策の基本的方向を記述するとともに、当該基本計画に基づき、障害者政策委員会が施策の実施状況を監視していく予定。 (厚生労働省) ・障害者の雇用促進を図るため、企業に対する雇用率速成指導を実施するとともに、障害者に対して政事者の雇用促進を図るため、企業に対する雇用率速成指導を実施するとともに、障害者に対して政事権やに応じたきめ細かな就労支援を行うため、ハローワークを中心に「デーム支援」の実施や、「障害者就集・生活支援センター」の拡充などに取り組んでいる。また、在宅就業する障害者を支援するため、平成23年度は、事業主及び地方自治体に対するリーフレット配布等により在宅就業支援制度の周知・啓発に取り組んでいるほか、平成24年度予算案に、在宅就業障害者に対する受法拡大等に責する取組や職業講習等を積極的に実施する団体等の活動を支援するため、その費用に対する助政を産り込んでいる。 ・障害者の職業能力開発の促進を図るため、個々の障害者の特性にきめ細やかに対応しつつ、障害者職業能力開発施設で職業副線を実施するほか、事業主等を活用した障害者の態様に応じた多様な要託開線を実施している。		0
0	安心こども基金の補助対象範囲の拡大等	各自治体における神機児童解消に向けた取組が更に進むよう、安心こども基金の助成対象、事業内容、補助基準等の在り方について、保育サービスの質の確保に留意しつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・ 結論	厚生労働省	平成22年11月にとりまとめた「特機児童解清「先取り」プロジェクト」に基づき、安心こども基金においても、保育所緊急整備等の補助率の常上げ要件の緩和や土地債料補助等の事業についても新たに実施することとした。また、平成23年度予算において必要な予算を確保し、子育で支援交付金において児童福祉施設長低基準を満たした窓町外保育施設の運営費補助など新たな取組を行った。これらの事業を養実に実施することにより、特権児童の解消を図るための「子ども・子育でビジョン」の目標の遠成に努める。		0
100	放謀後児童クラブの開所時間の延長	放課後児童クラブの開所時間の延長等、地域の豪情や保護者の就労状況に即 した放課後児童クラブの促進について、平成23年度より実施する。	平成23年度措置	厚生労働省	地域の実情や保護者の就労状況に即した関所時間の延長を促進するため、平成23年度予算に おいて、関所時間の延長にかかる国庫補助の充実を図った。平成24年度予算案においても、引 き続き計し、 →18時を超えて開設する放課後児童クラブの割合が増加【51.9%(平成22年)→55.4%(平成23年)】		0
1	駅中保育施設整備に係る機制緩和	既存の駅舎に保育所などの子育で施設を増築する工事の円滑化に向け、構造 耐力規定を柔軟に見置すことを検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、できるだけ早期 に結論	国土交通省	阪存不適格應築物の増業等の円滑化に向けた構造関係規定の合理化等について、平成23年5月1日に産業基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示(※)を施行し、構造耐力上の安全が確かめられれば鉄筋コンクリート造等の柱の小径基準等の仕様規定を適用しないこととしたところ。 ※ 鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第432号)、鉄筋コンクリート造の柱の構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第433号)		•
3. 1	農林·地域活性化分野		TRACE OF				
0		EU諸国からの牛、草、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止について、解除に向け 検討し結論を得る。	平成23年度中検討・ 結論	厚生労働省	レンネットに関する海外の規制や製造方法、流通実態等を調査した上で、平成23年12月9日に輸入禁止の解除の方針について、薬事・食品衛生警備会食品衛生分科会伝递性海綿状脳症対策部会で専門家から意見を聴き、EU内での規制の状況等について追加調査が必要との指摘を受けたので、今後速やかに調査を行った上で、再度検討を行う。		0
2	探動中の産業遺産の世界遺産への登録	稼働中の産業遺産の世界遺産登録に関して、関係府省会職や有業者会議の 設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、関係府省は、現行の 文化財保護法に基づく保全方策以外の方策について遠やかに検討を開始し、 できる限り早期に結論を得る。	計を開始し、平成23 年度中できる限り早	内閣官房、文 部科学省、超 済産業省、国 土交通省	平成23年3月7日、内閣官房に「産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁連絡会議」を設置 し、関係省庁の連携のもとに、稼働中の産業遺産の保護管理の在り方等について検討を開始。	(内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省) 文化財保護法の保金方策以外の方策の在り方について、 海外専門家の意見を踏まえ、内閣官房が具体的提案を行 い、関係省庁と協議の上、年度内の取りまとめに向け調整 を進める。	0

規制	制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況 進んだ取組・	
#号 規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期		元された映画	評領
かやぶき屋根等木造建築物に関す 接条基準法の緩和 3	6 日本の伝統構法を用いたかやぶき屋根等・木連線系物の文化的資産を継承し、 地域活性化を図る観点から、電繁基準法第22条に基づき特定行政庁が指定す る区域内の施設物の屋根の模型及び区域の指定の在り方等について検討し 施を得た上で、地方公共団体に技術的助置(ガイドライン)を発出する。	油·推置	國土交通省	特定行政庁における諸領基準法第22条に基づく指定に係る実態等の確認を行い、指定の在り 方等について検討をしているところ。	0
河川護岸の整備や人道橋の設置に ける仕組みの整備等	お 地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川景観の形成・保全と治水上 必要な諸基準との関係を定めた國土交通省「河川景観の形成・保全と治水上 (平成18年10月)及びロ・小河川に関する河道計画の技術基準」(平成22年8 月に沿って良好な河川景観の整備が進むよう。これらの周知徹底を図るとと に、河川空間の景観や利用快速度を評価し、健岸、人道橋等の施設の整備・管 理にフィードバックする仕組みを検討する。	」 始	国土交通省、農林水産省	(国土交通省) 担当省会議等において、関土交通省「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月)及び 「中小河川に関する河道計画の技術基準」(平成22年8月)の周知徹底を図るとともに、河川空 間の景観や利用快適度の評価手法について検討を進めているところ。	•
•	また海岸景観に関しても、「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取組が適切に 行われるよう、併せて関知徹底を図る。	平成23年度措置		(農林水産省、国土交通省) 当該がイドラインについて、海岸部局のHPに掲載を行い、一層の周知・徹底を図った(平成23年 HI用掲載)。 11月掲載)。 (農林水産省、国土交通省) HI規範の他、今後とも無岸担当者会議等にお 援形成ガイドラインに高づく取組が適切に行わ 6なる周知に努めることとしている。	いて「海岸景れるよう、さ
着地型観光に即した各種業種制の 直し一旅行集法 第3種旅行集者の 適用除外等一	見 着地型観光の高まる中、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定 の条件の下に、旅行果法第3種旅行業者の適用除外や第4種として新たなカ テゴリーを創設するなど、消費者保護の観点も踏まえつつ、地域のリソースをも いやすくする方策について、検討し、結論を得る。	油	御土交通省	消費者保護の観点も踏まえつつ、地域のリソースを使いやすくする方策について検討し、平成23 年度中には結論を得ることとしている。	0
酒類の卸売業免許の要件緩和	酒税の保全上問題を生じさせないことを前提として、地域資源(最産物等)を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の負件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の弾力的な運用を行うことを検討し、結論を得る。	1	財務省	地域資源(農産物等)を原料とした酒類の販売を行う場合における即売業免許取得に係る年間 販売基準取量については、酒類業界の現状を踏まえた上で、酒税の保全に与える影響等に留 意しつつ、弾力化する方向で検討を行っているところであり、平成23年度中に結論を得る。	0
6	酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和(免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等)し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、西税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討し、結論を得る。また、申請手続に関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ることを検討し、結論を得る。	論		酒類卸売業免許については、新規参入に関するニーズや酒税の保全に与える影響等を把握するため、事業者や団体からのヒアリング等を実施中であり、その結果を踏まえつつ、需給調整要件については、免許枠の拡大や新たな免許区分の設定を念頭に、平成23年度中に結論を得るべく検討を行っているところ。また、申請手続に関しても、免許枠に保る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図る方向で検討を行っているところであり、平成23年度中に結論を得る。	0
道路使用許可等の弾力的運用及び 調手続の簡素化	・申 歩道・車道空間を活用した地域の各種イベントを開催する場合、道路使用及び占有許可が取得しやすぐなるよう、既に発出済みの道路使用許可及近占開計可の取扱いに係る通知等や道路占用許可に係る申請書の推式の統一化について、改めて周知徹底を行うとともに、申請手続の簡素化及び一層の弾力的選用を図ることについて、検討し、結論を得る。		國土交通省、 警察庁	(国土交通者) 地域の各種イベントを開催する場合の道路占用許可が円滑に行われるよう、申請手続きの簡素 化及び一層の弾力的運用について検討中であり、平成23年度中に結論を得る。 (警察庁) 道路において各種イベント等を実施する際の道路使用許可の手続について、「イベント等に伴う 道路使用許可の適正な取扱いについて」(平成23年4月28日付付警察庁 71 規密第75号)を発出 し、これまで売出した。過速等の周知を図るとともに、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請 手帳の簡素化及び一層の弾力化について」(平成23年7月4日付付警察庁丁規発第102号)を発出し、申請手練の簡素化及び一層の弾力化について」(平成23年7月4日付付警察庁丁規発第102号)を発出し、申請手練の簡素化及び一層の弾力化と図るための措置を誘いた。	0

	規制・制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	中华 4.77	進んだ取組・	T
番号		規制・制度改革の概要	実施時期	- MISTON	実施状況	残された課題	評価
89	アーケードに添架する装飾等の運用の緩和	各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助賞(ガイドライン)を発出する。	平成23年度検討・範論・推動	国土交通省、 総務省、警察 庁	(国土交通者) 事業者や特定行政庁にアーケードに落架する装飾等の実態についてヒアリングを実施。それら が結果を認まえつつ、建築基準法第44条に関する技術的助言の内容および発出方法について 検討をしているところ。 (総務省) 関係省庁においてアーケードに係る許可に関する取扱いについて検討中であり、消防庁として は、当該検討の結果を踏まえて、各消防本部に通知等により周知を図る予定である。 (登駅庁) イベント等に伴うアーケードへの装飾については、道路使用許可が必要となる場合があるが、道 路使用許可の手続について、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一 層の弾力化について」「年度23年7月4日付け書架庁下規発第102号)を発出し、申請手続の簡素化及び一 層の弾力化について」「年度23年7月4日付け書架庁下規発第102号)を発出し、申請手続の簡素 素化及び一層の弾力化と図るための特置を続けた。		0
9	商店街振興組合の活性化	商店街においては、近年、経営者の高齢化、後継者種等により店舗を第三者に 賃貸し商店街運興に携わる専例が増えていることから、このような不動産賃貸 を行う事業者も定款で組合員資格を付与すれば組合活動に参加できることを周 知する。	平成23年度措置	经济座集省	○ 平成23年3月、不動産賃貸を行う事業者も商店街振奏組合の活動に参加したいと要望して	では2,354組合あるため(平成22年3月31日現在)、今後も 引き練き説明会やホームページ、広報誌等で周知を行って いべこととする。	
(0)	中心市街地活性化基本計画における 計画期間の緩和	中心市街地活性化基本計画に関する都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、事業が長期にわたるものが多い実態に鑑み、当初から5年を超える期間にて策定されている場合、当初計画と再認定計画の間に輸 関が生じないよう、円滑に再認定を行うことについて、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結 論	内閣府	平成23年7月22日に中心市街地活性化基本計画の認定自治体に対し、「認定中心市街地活性化基本計画の期間終了後の取り扱いについて」を送付し、当初計画と連続して新たな計画の認定を受ける場合の留意点について層知した。	中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルを改正し、 当初計画と連続して新たな計画の認定を受ける場合の審意 点について違記した。	0
0	大規模集客施設の郊外立地抑制(こついて)	平成18年の「まちづくり3法」の改正等が大規模集害施設の立地に与えた影響や、自治体による最地転用許可が大規模集客施設の立地に与えた影響など、大規模集客施設の立地励向に係る全国的な実態調査を行い、調査結果を公表する。	平成23年度措置	軍土交通省	大規模集客施設の立地動向に係る全国的な実態調査を行っているところ。		0
0	観光目的の船舶(20t以上)の検査及び設備の設置要件の緩和	20に以上の遊覧船や屋形舟において、航行区域が平水区域に限定される場合には、船舶の安全性への影響を考慮しつつ、検査及び設備の設置要件の緩和について、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結 論	国土交通省	船舶の不具合データ等を解析し、安全性を確保しつつ、緩和可能な措置を年度内に特定する予定。		0
1	旅客船事業における航路申請に係る 匿出範囲の拡大	平水区域内を航行する遊覧船や歴形舟に係る航路申請において、一定区域内 における航路変更に乗款に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れるなど、 弾力的運用の在り方について、検討する。	平成23年度検討開 始	国土交通省	計可に当たっての安全審査を行う現場部署との間で、ゾーン管理の仕組みを導入した場合の具体的審査方法等につき、検討中。	満内、港内等の一定の限られた水域における安全航行の延 保のため、安全書査に当たっての航路障害物、無機海域の 航行、岸壁の使用調整等について、具体的な担保方等を検 財の必要あり。遊覧船事業者等関係者との調整が必要。	

	規制・領	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	100.00
番号	提制·制度改革享項	規制・制度改革の概要	実施時期	- METH	大是认 从	残された課題	評価
10	調達の多様化	地域住民の有する貯蓄を域内で直接的に活用し、商店街等を中心とする地域 コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化を図ることにも資するよう株 式会社等として社賃を発行する場合の金融商品取引法上の位置付けについて 明確化を図り、周知する。	平成23年度措置	金融庁	企業が社債を発行する場合の金融商品取引法上の位置づけを平成24年3月までに金融庁ウェブサイトに公表し、明確化する予定。		0
(3)	得る特定工場の立地段階に必要となる手続の迅速化	グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60日の審査期間を短縮する 措置を実施するよう地方公共団体に周知するとともに、事業者との相談体制の 整備や都道府県での審査事例の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応 を行えるよう必要な方策を講じる。	平成23年度措置	環境省	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法で定められた施設の設置・構造変更等に係る層出の審査 に当たって地方公共団体から限会が多い事例や、地方公共団体における審査期間短縮に資す る取組等の収集・整理を実施しているところ。とりまとめた事例集等を地方公共団体へ情報提供 すると共に、これを参考として審査期間の短縮を図るよう通知等により平成24年3月頃周知する 予定。		0
1	面積率規定の在り方	国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、量で替え阻害の要因となりうる、飛び輸地や壁面線地及び重上線地に対する面積算入範囲の拡大、線化のための植栽規定の見重し、地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定の在り方について検討し、結晶を得る。	10	经决度来省	平成23年1~4月に工場立地法検討小委員会を開催し、その結果を受け、工場立地法施行規則(各令)の改正により、植栽規定の面積や木の本数の要件を撤廃、小規模な縁化を推進している事例を適正に評価できる仕組みの導入などを行った。また、地域事則を積極的に活用させる方家として、地域學則等を定める際の自由度の拡大(緑地面積率の下限を594拡大等)や新たな区域区分を追加し、自治体が実際の土地利用のあり方に応じた地域準則の割合を決定できるよう告示の改正により措置した。さらに、緑地として認められる屋上緑地等の重接緑地の算入率を、自治体の判断で緑地面積の25%から50%の間で設定できるよう告示の改正により措置した。(平成23年9月30日改正)		0
0	める上で障害となる規制の見直し	近隣の事業所間を埋設配管以外の配管で接続する場合、万一の事故時に延 焼防止を図るとともに安全かつ適切な消防活動ができるように空地を設けて設 置する必要があるが、配管経路や配管の構造によっては、省エネ効果の低減 等、課題が生じる場合もあると考えられる。事業所間を接続する配管のうち、当 該事業所内の部分については、事業所ごとの実態に合わせて、万一の事故時 に延焼防止に有効でありかつ消防活動が安全かつ違切に実施できる措置がと られていることについて事業所が検証し市町村長等が適切であると確認した場 合には、必要な空地を減ずることができる(空地を不悪とすることを含む。)旨を 通知により明らかにするとともに、その具体的な方策について例示する。		総務省	地上に設置された移送取扱所の配管の空地について、万一の事故時に延焼防止に有効でありかつ消防活動が安全かつ適切に実施できる措置がとられていることについて事業所が接証し市 町村長等が適切であると確認した場合には、必要な空地を減ずることができる旨を年内に通知 する予定。また、この際に空地を減ずることができる具体的な方策として、水密構造で両端を閉 悪した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効な塀等の工作物を周 囲の状況に応じて保安上有効に設置した場合を例示する予定。		0
	PPP/PFI制度の積極的な活用	PFI制度の一層の活用を図る観点から、以下について検討し、結論を得る。 ① SPCの株式の譲渡	平成22年度検討·平成23年度結論	内閣府	SPCの株式の譲渡については、平成22年度に委託調査により関係者からのヒアリング等を実施し、平成23年度は改正PFI法との整合を図りつつ、検討を行っているところ。	関係者の意見のヒアリングを踏まえ、今後、ガイドラインの 改正等に反映する。	0
10		② 公物管理権の民間への部分開放	平成23年度措置		第177回通常国会において、公共施設等運営権の導入、公務員の派遣等についての配慮規定 等を盛り込んだPFI法改正法が成立し、6月1日に公布された。	23年6月1日にPFI法改正法が公布された(11月30日第 行)。	0
		③ 公務員の民間への出向の円滑化	平成23年度措置	3			0
(1)	中国人訪日査証の要件等の見直し	国際観光書読致のため、中国人についての査証の完結要件など、訪日査証の 在り方について、検討する。	平成23年度措置.	外務省	平成23年9月1日より「中国人訪日観光ビザ」について、さらなる緩和を実施した。今回の緩和で、これまでの発給要件の「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」から、「一定の職業上の地位及応能済力を有する者」から、「一定の職業上の地位」を除き、「一定の能力を持ちる者」とし、「漁在期間はこれまでの15日のみであったが、旅行日程に応じて15日もしくは30日とした。当該緩和措置は、平成22年7月から平成23年6月までの施行期間レビューを踏まて、決定したものである。また、平成23年7月には沖縄を訪問する中国人観光客に対する製次査証の発給が開始された。本件査証は沖縄を訪問する中国人観光客及びその家族を対象に発給され、有効期間は3年間であり、一度の表献で最大90日間日本に滞在することができる。発給開始から平成23年11月末日までに7203件発給されている。	つ、必要な見直しを行う。 また、沖縄を訪問する中国人観光客に対する数次査証に ついても、発給開始から一年間の適用状況のレビューを行 い、必要な見直しを行っていく。	
20	国際線の入国時の税関検査の簡素化	人国時の一連の税関検査に関して、申請書提出の有無や旅券提示の有無を含め、諸外国の対応状況を調査した上で、改めて、当該税関検査の合理性について検証し、結果を公表する。		財務省	請外国における旅券、税関申告書の提出の有無や核査体制等についての調査結果をとりまとめ つつ、検証を進めている。		0

	規制・制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
委号	提制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	宴集時期			残された課題	
	プラア経済戦略、金融等分野						
	-1. 人材分野 インターナショナル・スクールに関する 制度の改善	各種学校の設置認可の弾力的な取扱いを促すよう措置を講じる。	平成23年度措置	文部科学省	外国人学校について、学校経営の安定や我が国に在住する外国人の子どもの適切な就学等を図るため、平成23年9月16日に「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査研究委員会」を設置し、各種学校の設置認可・準学校法人の設立認可等に関する実施と課題等に係る調査を行ったところであり、委員会における検討を踏まえ、インターナショナルスクールの各種学校設置を認可の弾力的な扱いを促進するため、平成23年度中に都道府県に対して通知する等、措置を講じる。		0
2	萬度外国人材が両親を帯向させることができる制度の整備	在審資格「家族滞在」の対象にするなど配偶者・子供に加え、高度外国人材本人あるいは配偶者の両額を含め、帯問させることができるようにすることについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、厚生	(法務省) ポイント制を達じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の検討の中で経産省、厚労省等と検討を行い、平成23年12月28日に検討結果を公表したところ。(報道発表資料: http://www.mcj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00020.html) (原生労働省) 現在、法務省を中心に、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の中で検討中。	(法務省) できるだけ早期に本制度を開始できるよう、近日中に法務 省告示案に関するパブリック・コメントを実施し、その後所要 の手載を軽て公布する予定。	
	海外大学新卒者への在習資格認定証明書交付手続の迅速化	海外の大学を卒業する外国人学生についても、卒業見込証明書の提出で、在 留資格認定証明書の交付書金を開始し、その他の要件が満たされていれば、 卒業証明書の提出をもって在留資格認定証明書を発行することについて検討 し、結論を得る。	平成23年度検討・結 論	法務省	検討中		0
	「バッケージ型インフラの海外展開」に 対応した、在留資格「研修」の見直し	パッケージ型インフラの海外展開のために、現地のパートナー企業から人材を 受け入れる企業により行われる研修が適正かつ円滑に実施できるよう関係省 庁間で協議の上、「非実務研修」の範囲を具体的に例示し、公表する。	平成23年度搭置	法務省、厚生	(法務省) 検討中 (厚生労働省) 現在、法務省を中心に検討中。		0
	表が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労可能となる制度の登機	EPAに基づき受け入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、EPAに基づく介護福祉士候補者以外の外国人が、我が国の大学等を卒業する等により、我が国の介護福祉士貨格を取得した場合、介護福祉士として我が国で献労できるように在留資格を新たに創設することについてその可否を含め検討する。	麦次核計	法務省、厚生 労働省	(法務者) (法務者) (法務者) (法務者) (大子シア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の潜在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、平成23年3月11日の閣議決定(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福社士候補者の海在期間の延長について、リケ交的配慮の拠点から、特例的に再度の受験機会を得させるものとして、一定の条件の下、海在期間の延長を1年に限り、認めることが決定されたところである。 (厚生労働者) (厚生労働者) (厚生労働者) (厚生労働者) (原生労働者) (原生労働者) (原生労働者) (原生労働者) (原生労働者) (原生労働者) (「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福社士候補者の海在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、平成23年3月11日の閣議決定(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福社士候補者の海在期間並長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、平成23年3月11日の閣議決定(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人者護師・介護福祉士候補者ので、第在期間の延長を1年に限り、認めることが決定されたところ。 介護分野における外国人の受入れについては、EPAで受入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用制出分野と位置付けられていることも踏まえながら、教が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の国家資格を取得した外国人の受入れの可否について逐次検討する。	一定の国家資格を取得した外国人の受入れの可否について で基次検討する。	t b
6	在個責格(投資・経営)の基準の明確 化	2名以上の外国人が共同で起来し、他に従来員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、当該外国人全員に在留責格「投資・経営」が付与できるような案件を具体的に例示し、公表する。	平成23年度福置	法務省、厚生	(法務省) 検討中 (原生労働省) 現在、法務省を中心に検討中。		0
0	査証の発給要件の見重し等	時代の状況や査証免銘実務の実態を踏まえ、免給要件の見直し、一部の査証 免給に要する期間の適正化及び相談窓口対応の向上など、査証免給を円滑化 することについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結 論	外務省	査証発給体制の強化(査証WANシステムの整備)により、円滑な査証免給に努めている。また、 特に防日観光客数の多い中国においては、例えば、在中国大使館では中国人団体査証の標準 処理日数を5日から3日に短縮するなど、申請から査証免給までの期間短縮を実施している。	引き続き在外公館と緊密に情報を交換し、査証免給業務の 一層の効率化に努める。	(D)

	規制・何	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
番号	接割·制度改革專項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	
4-	-2. 物流・運輸分野 リターナブルパレット等の関税免除手 級の改善	リターナブルバレット等反復利用される容響について、環境面及び企業のコスト 削減に資することから、普及に向け、輸出入時の免税予能についてより簡素化 させる。具体的には、全での種類に対してリターナブルバレットを一欄にまとめ て申告する方法、提出書類の簡素化、提出書類の重複を防ぐための税関同士 の情報の共有化と連携強化等につき、関連事業者の意見を贈まえ、検討し、結 論を得る。	平成23年度検討・結 論	財務省	リターナブルバレット等に係る機構免除手続を開業化等するための施策について、関連事業者からの意見も踏まえつつ、平成23年度中に検討の結果、結論を得る。		0
	認定事業者(AEO)制度の改善	特例輸入者が特別申告を利用する場合の財務上の担保要件の緩和について、 適正な租税債権確保の親点も踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結 論	財務省	特例輸入者が特別申告を利用する場合の財務上の担保要件の緩和については、関税・所国為 費等事職会関税分科会企画部会の下に設けられた貿易円滑化ワーキンググループにおける議 論を踏まえ、適正な租税債権確保の観点も踏まえつつ、平成23年度中に検討の結果、結論を得 る。		0
2		アメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)が、我が 国のAEO事業者について緩和されるよう、関係省庁間で適宜道拠し、交渉を機 続する。	逐次实施	財務省、経済産業省、外務省	(財務省、経済産業省) 我が関のAEO事業者に対するアメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)の適用緩和については、日米経済調和対話などの2国間協議の機会を利用して協議を 行っている。		0
		審査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化について、税関ごとの対応 が異なることにより利用者の利便性が損なわれることがないよう、より一層周知 徹底する。	平成23年度措置	財務省	事査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化については、平成23年9月に認定事業者管理官会議。同年11月に各校開のAEO担当者を対象に専門研修を開催し、統一的な対応が確保されるよう、周知徹底を実施済み。	後の効果及び問題点について注視している。	0
3	いの緩和	営業区域外における通関業務を行いやすぐするための施策(例えば、輸出通関 に係る保税搬入原則の見直し後において、輸出申告後に船積池が変更された 場合に、許可を受けている区域内と許可を受けていない区域内の手続につい て、「同一人から依頼を受けた通関業務その他税間官署に対する手続で相互に 関連するもの(通関業法第9条だとき)」として認める範囲の拡大や、通関業 者が新たな区域に進出しようとする場合の手続の更なる簡素化等)につき検討 し、結論を得る。	論	財務省	輸出通関における保税搬入原則の見直し彼の営業区域外における通関業務を行いやすぐする ための施策(例えば、輸出申告後に船税港が変更された場合に、許可を受けている区域内と許可を受けていない区域内の手線について、「同一人から依頼を受けた通関業務その他段間官署 に対する手線で相互に関連するもの(通関業法第9条ただし書)」として認める範囲の拡大等)に ついては、関連事業者からの意見も踏まえつつ、平成23年度中に結論を得るべく検討中。		0
	経済連携協定に基づく特定原産地証 明制度の利便性の向上	国際競争力を強化するEPA税率の利用を促進するため、以下の点について原産地証明制度を改善する。 位 現行体的下での事務合理化による原産地証明書発給の迅速化策につい て、所要の措置を譲じる。	平成23年度措置	ア向2	システム改修や業務フローの改善を実施し、平成23年7月から完結件数の多いタイ、インドネシアを除てジア諸国向けの延明書発給期間を、1泊2日以内に迅速化した。以後、その他の諸国向けに毛原攻拡大した結果、12月1日以降は全てのEPA締約国向け証明書の発給期間を1泊2日以内に迅速化した。		•
4		② 原産地証明書システムの利便性の向上を図るため、平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」の運用を進めるとともに、協定・ 文渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、更なる電子化の方策について検討 する。あわせて、同様の利便性の向上を見込むことができる認定輸出者自己証明制度の導入を拡大していく。			特定原産地証明書システムの利便性の向上のため、原産地証明制度改革検討会における産業界等との議論も踏まえ、当面は平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」を実施し、電子化に係る実証事業を進める。また、設定輸出者自己証明制度については、スイスに続き、メキシュ、ベルーとの協定において導入に含意したところであり、今後も導入拡大に向けて努力していく。		0
		③ 更新時の登記簿の提出の省略を認めるなど、更新時の手続につき、より負担の少ない方法を検討し、所要の措置を講じる。	平成23年度措置		従前、企業登録の更新時には履歴事項全部証明書の提出が必要だったところ、平成23年9月1日以降は、登録企業の和文社名、代表者、住所に変更がない場合は、現在事項全部証明書(原本)又は有価証券報告書(写し)でも可能とし、負担軽減を実現した。		0
6	45フィートコンテナ運送に係る環境整備	45フィートコンテナ用車両を40フィートコンテナ用車両と同等の通行条件とする 認和措置につき、全国展開に向けて構造改革特別区域における安全画等の検 証を開始する。	平成23年度検討開 始	面土交通省	標遠改革特別区域「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」においては、特区における特例措置に より通行する45フィートコンテナ用草両が平成23年9月5日より実走行を開始した。国土交通省 においては、当該草間の通行の安全面等の検証を実施する、標途改革特別区域推進本部評 価・調査委員会においては、平成25年度に特区における特例措置の在り方について評価する 予定。		0

	制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
番号 提制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	1
国際コンテナの国内利用の促進	輸出されるまでの一定期間内における免税コンテナの国内運送についての手 続を開業化する。	平成23年度措置	財務省	免税コンテナを国内運送に使用する場合において、包括的な原出を認める関税局長適達(「関税法基本適遇等の一部改正について」(平成23年6月30日財関第746号))を発出し、国内運送についての手続の簡素化を措置済み。(平成23年7月1日実施)	更なる簡素化を推進するため、免税コンテナの国内運送への使用に係る条件の廃止について検討している。	0
6	「橋梁照査要領」の国際貨物限定条件を緩和し、特殊車両通行許可制度の基準を統一する等、国際貨物と同じ手続で国内貨物を運送することについて、選法積載車両の指導取縛り強化、車種や経路の限定方法等を含めて検討を行う。	平成23年度検討開 始	国土交通省	国際貨物限定条件を緩和し、国内貨物運送に対しても同一条件で特殊車両通行許可を実施できるかを検討するため、大型車両の通行実態や道路構造への影響、違反状況など必要な調査分析を開始。平成24年度中に検討の結論を得ることを目標とする。		0
水先制度の改革	指名制トライアル事業の成果をフィードバックし、輪書制に捉われることなく指名制度が円滑に機能するよう、引受事務要綱の改善の順次実施等、市場環境の 整備を図る。	逐次実施	国土交通省	措名制トライアル事業の成果として、平成22年9月末の事業終了後も、一定程度の指名制の運用が実施されている。 また、当事者間のイニシアティブにより、指名制の拡大・深度化を図る取り組みとして、平成23年 1月から「指名制運用協議会」が6回実施されている。		0
•	水先人の養成について、質の高い新規参入者(特に3額水先人の増加)を奨励 し、優秀な人材の安定的確保を図り、もって市場をより効果的に機能させるよう、OJTの促進等を図る。	憂次宴施		平成23年度において、19名の3級水先人が新たに誕生したところであり、現在においても、各水 先人登録養成施設にて多数の修業生を養成中のため、今後も新規参入者の増加が見込まれて いる。 また、水先人の安定的確保の一環として、各水先人会に対し、新たに誕生した3級水先人への OJTを適切に実施するよう指導・整督を行っている。		0
安全保障貿易管理制度における該割 判定の事前相談制度の利便性の向。 (3)	該非判定に関して、企業名公署を条件としない、インターネット等による相談及上び該乗判定についての運搬を可能とするなど、効果的な事前相談の方法について検討し、結論を得た上で、所要の措置を論ずる。	平成23年度検討·結 論·措置	经济业录省	該業判定に伴う一般的な法令解釈に関する相談について、インターネットによる受付等を行える ように関連通適の改正作業を実施中です。平成23年度中にパブリックコメントを終了し、4月に 改正通道を公布・施行する予定です。		0
法令遵守優良企業による海外グルー ブ会社に対する貨物の輸出等に係る 許可の手続の簡素化 ⑤	法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可 の手続の簡素化を図るため、特定子会社包括許可制度に関し、その要件(子会 社の資本要件等)の見直しを含めた利便性の向上について検討し、結論を得た 上で、所要の推復を講ずる。	論·措置	経済産業省	特定子会社包括許可制度については、事業者の利便性向上を図るため、資本要件の顧和等を 内容とする関連通道の改正作業を実施中です。平成23年度中にパブリックコメントを終了し、4 月に改正通道を公布・施行する予定です。		0
航空交渉の多国側化 ①	早期に首都開空港を含むオープンスカイを実現し、国際航空ネットワークを拡大 するため、東アジア・ASEANの各国を最優先に、取略的かつ積極的に二国間 交渉を推進する。また、こうした交渉を促進する観点から、多国間の枠組みの活 用を検討する。	続き実施	國土交通省	国際航空ネットワークを拡大するため、東アジア・ASEAN各国を最優先に交渉を推進し、平成23年1月30日時点で、米国、韓国、シンガボール、マレーシア、香港、ベトナム、マカオ・インドネシア、カナダ・オーストラリア、ブルネイ・台湾の計12回・地域との間でオープンスカイに合意済みであり、戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを推進している。	オープンスカイを推進してきたところであり、今後、アジアの	
空港運営の在9方の見載し	国が管理する空港(大阪国際空港を除く)について、航空系・非航空系の経営一体化と民営化等の具体的方策について、検討し早期に結論を得る。	- 平成23年度早期に 結論	国土交通省	国が管理する空港(大阪国際空港を除く27空港)の運営のあり方について、有識者により構成された「空港運営のあり方に関する検討会」の報告者が、平成23年7月29日に取りまとめられたところ。 本報告書においては、コンセッション(民間への運営委託)を主たる手法として想定し、空港経営改革を推進しており、所要の措置を定める法案を平成24年の通常国会に提出予定である。		0
10	成田国際空港株式会社について、平成22年5月に取りまとめられた国土交通省 成長駅略における「これまで完全長営化の方向性が譲渡されてきた、成田国際 空港株式会社の経営の在り方については、今後、首都圏空港における容量拡 充の推移、全国の空港経営の在り方に同けて、最終協・路まえ、成田空港のアジア におけるハブ空港としての地位確立に同けて、長七根略、手順が検討される べきである」との方針を踏まえ、今後、所要の検討を行う。	始。できる限り早期		検討に当たって認まえるべき点とされている。首都圏空港の容量拡充に係る取り組みや、全国 の空港経営のあり方に関する議論の検討状況等を見極めつつ、手順等について検討を進めて いるところ。	首都顧空港の容量拡充、特に成田国際空港の30万回の実 環に向けた具体的な取り組み、空港運営のあり方検討会に おいて示されたコンセッションについての制度の詳細及び関 空・伊丹の経営統合の状況等を踏まえて、できる限り早期に 結論を得る。	

规	制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	宴施状況	進んだ取組・	274
#号 規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	支施時期			残された課題	77
空港免費枠の配分への市場メカ ムの導入	二ズ 国土交通者派長収略における「羽田の寮業枠の配分については、市場メカニズムの導入可能性を調査することを通じて、航空会社の事業展開の自由度を高めつつ、真に必要なネットワークの能検や競争環境の破保を通じた利用者利便の向上といった公共的価値も併せて実現できる手法について検討を行い、平成23年度中に新たな手法を確立した上で、平成25年度に予定されている増枠分の配分を行う」との方針を踏まえ、市場メカニズムの導入可能性について、検討し結論を得る。		国土交通省	無着体配分への市場メカニズムの導入については、学練者の協力を得ながら海外の事例等の 調査を行うとともに、航空会社等の意見も聴取し、その課題・実現可能性等について検討を進め ているところ。		o
ビジネスジェットの利用促進に責 規制の見値し	する 小型ビジネスジェット機によるチャーター事業に係る参入基準及び運航・整備基準につき、国際民間航空条約附属書に定められた国際標準への適合を前提とし、米国の基準を考えした包括的基準を導入することを検討し結論を得る。また、包括的基準の導入の検討と並行して、関係者からの要望等を踏まえ、「機長に要求される資格」「新空性の確認」等の個別の項目について、順次、小型機のオンディマンドチャーターを対象とした基準の導入を検討し結論を得る。	30	国土交通省	平成23年度中に結論を得るべく、関係団体等から要望内容についてヒアリングを行うとともに、 小型ビジネスジェットによるチャーター事業に係る基準の見直しのための検討を進めている。		0
3	我が国へのビジネスジェットの乗り入れ促進に向け、申請手続の檔案化等の利用者負担の軽減策につき、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結 論		開係団体から長望内容についてヒアリングを行うとともに、関係者からなる「ビジネスジェットの権 当に関する委員会」の意見を除まえ、ビジネスジェットの乗り入れ促進に関する利用者負担の経 減策につき、平成23年度中に結論を得るべく検討している。		0
CIQの含理化	複数所省にまたがる人の移動に伴うCIO素清(數種物核疫を除く)に関し、少数 の職員により対応が可能な場合において、運航前の事前調整や到着時の手続 の迅速化など機動性・効率性を高めるための方策について、関係所省が合同 で検討し結論を得る。	平成23年度検討・結 論	法務省、財務省、原生労働省	(法務省、財務省、厚生労働省) 平成23年5月に関係省庁間会議を実施。その後、各レベルの協議を適宜行い、運航前の事前開 整や到着時の手続の迅速化など、機動性・効率性を高めるための方策について、平成23年度中 に結論を得るべく関係省庁間で検討中。		0
米国、飲州等先進国との航空機・ 乗員責格等に関する相互承認の (3)	村、 米国との間で、平成21年4月に締結した航空権材以外の分野(乗員責格、整備 施設、シミュレーター等)においても、相互承認の協議を推進する。また、欧州等 その他の先進国とも協議を推進する。		国土交通省	米国との間では、平成21年4月に耐空性分野について締結した航空安全協定(BASA)を整備 施設、乗員資格、シュミレーター等の分野にも拡大すべく、あらゆる機会を利用してBASA拡大の 早期締結に向けた働きかけを行うとともに、BASA拡大に必要な相手国の制度が自国の制度と 同等であることを確認するためのプロセスを着実に進めているところ。また、欧州との間では、平 成23年7月に開催された日に運輸ルイレベル協議においてBASAの締結に向けた事前協議を 開始することに含まし、作業を進めているところ。		0
沿海航行区域の拡大	限定近海区域のうち、沿海区域に近い部分のみを航行する船舶の構造・設備 要件を設定する。	平成23年度措置	個土交通省	当該要件の設定にかかる検討を終了し、平成24年2月を目発に措置する予定。		0
(b	安全性を確保しつつ、沿海区域の部分的な拡大を検討し結論を得る。	平成23年度検討開始、平成24年度結論		拡大する海域について関係者からの要望を聴取中。具体的な要望を受けて当該海域にかかる 安全性の調査を行う予定。		0
	沿海資格船から限定近海船への変更を容易にするための基準の見直しを行う。	平成24年度措置		見直すべき項目の抽出を終了し、引き続き詳細な内容についての検討を行う予定。		0
海上交通安全法航路における制 カの見宜し	間限速 海上交通安全法航路における速力の制限区間及び制限速力の見直しにつき、 技術的な検討及び所要の調整を実施し、結論を得る。	平成23年度早期に 検討開始。結論を得 次第措置	国土交通省	本件については、平成23年度より、船舶の操縦性能、航走波による小型船への影響、海上交通 安全法適用海域における海難発生状況等に係る情報の収集や分析を行っているところである。 なお、当該見直しの実現には海域利用者全体の理解を得る等、関係者間での調整を行うことが 必要となる。		0
内航旅客船の船舶検査制度の見 し、簡素化 ®	見直 内航旅客船の船体計画保全検査制度について、船舶の安全性への影響等を 考慮しつつ、検査項目の簡素化及び承認基準の緩和について検討し結論を得 る。	平成23年度検討·輔 論	國土交通省	内航のフェリー協会から寄せられた具体的な要望について、安全性への影響等を踏まえつつ、 緩和の可能性を検討中。		0

	規制・制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
番号	730-71 - 71-21 - 71-71	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	
(1)	空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進	成田空港については最短で平成26年度中に30万回、羽田空港については最短で平成25年度中に44.7万回へ年間売着容量を拡大するため、着実に取組を行う。なお、音勝・翻空港については、上配取組により、向こう10年間は需要を占っる供給が可能となることが見込まれるが、今後、インパウンド旅客の増加等により需要が更に継続的に連継令的に増加する場合を見据え、更なる容量拡大、機能強化について、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討する。	続検討	国土交通省	成田空港については、平成23年10月に導入した同時平行職着陸方式による管制の高度化等により、空途の年間発着容量を22万回から23万5千回に増伸した。 羽田空港については、最短で平成25年度中に44万7千回へ年間発着容量を拡大するために必要となる。国際観察客ターミナル拡張のための事業契約の変更やエブロン等の整備などを着実に推進しているところ。		そ も す
		日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、銀行の設資実務への影響に加えて投資家保護の観点から、必要な情報の開示が適切に行われるよう検討する。		金融庁	現在議論が行われている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する慰談会」での議論の結果を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から検討、平成25年3月まで に結論を得る予定。		0
	社債市場の活性化及び国際化の推進	平成23年6月を目途に取りまとめを行うとされている日本証券業協会「社債市場	平成23年度検討・結				+
2	(社債管理者の設置)	の活性化に関する態族会」での議論を踏まえ、社債管理の在り方について検討 を行う。			日本胚券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において引き続き議論中。 (取りまとめ目途の延長(平成23年6月→平成24年3月) (法務省) 日本胚券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において引き続き議論中。 (問題談会における取りまとめの目途が、平成23年6月から平成24年3月に延長された。)		
3	デリバティブ取引規制の適用 (清算機関(CCP)・取引情報蓄積機 関制度の棚目の検討)	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引受業の認可に際しては、金融商品取引法に定める認可書査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。取引情報蓄積機関制度の細目については、関係法令の施行(平成24年11月が期限)までに、利用者の負担等も考慮して内閣府令において定める。	平成24年度措置	愈融庁	國内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引受素の認可要領はないものの、今後板に当該認可申請があった場合には、金融商品取引法に定める認可審査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者利便の関点から適切な水準となるよう対応を行う。取引情報蓄積機関制度の額目については、利用者の負担等も考慮しつつ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年月12日成立、5月20日公布、2年半以内施行)に係る内閣府令の検討を行なっており、平成24年11月までに結論を得て施行する予定。		c
	金融商品取引法に基づく単体財務語 接開示の簡素化	金融商品取引法に基づく単体財務施表開示の簡素化については、会計基準のコンバージェンスの状況等を踏まえ、投資情報の有用性が債なわれないように留意しつつ、検討する。	平成24年接討開始	金融庁	単体財務諸義開示の簡素化については、企業会計書議会で議論されているIFRS適用の検討 項目として、平成24年から、検討開始予定。		c
6	有価証券報告書提出銀行の場合の決 第公告の免除	有価証券報告書を提出している銀行について、会社法の規定にのっとり、決算 公告を免除することを検討の上、結論を得る。	平成23年度検討·結 論	金融庁	有価証券報告書を提出している銀行の決算公告を免除する「資本市場及び金融業の基盤強化 のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布、 11月24日施行。		6
	政策金融機関等の私的整理時におけ る債権放棄の制度構築	株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)による再生支援計画では、 政府系金融機関や独立行政法人に一部債権放棄への協力義務を設けている。 一方、機構による支援決定可能期間は限られている。このため、機構の支援決定可能期間後の私的整理支援を継続していく販点から、産業活力の再生及び 定可能期間後の私的整理支援を継続していく販点から、産業活力の再生及び 度に、機構による再生支援における協力義務と同様の効果が確保できるよう、 有効な方策を検討していくこととする。 その際、まずは機構とも連携しながら、現在の制度上の課題と実態の把握を行う。	100	経済産業省	株式会社企業再生支援機構とも連携しながら、私的整理の専門家の協会である事業再生実務 家協会の協力を得て、現在の制度上の課題と実態の把握を行った。 この結果、政府系金融機関の多くが、機構の再生支援計画でなくとも私的整理が行われる場合 には、債権放棄に協力できるとの回答を得た。	私的整理制度に対する政府金融機関の対応状況の調査を 行った。 令後、仮に債権放棄に対応できないとの事例が生じる場合 には、当該政府系金融機関の所管省庁とも連携して対応を 行う。	
16		今年度前半には実態把握を終え、所要の手当でを行う。					

	規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	100 2	
14	接刺·制度改革事項	規制・制度改革の報要	実施時期	THE BIT	奏絶状況 残された課題	評価
0	の適用除外要件の明確化	協調リースについて、実態を踏まえ集団投資スキーム特分の適用除外要件へ の敵当性を検討し、それを明確にする。	平成23年度調査·検 討・結論	金融庁	協調リースについて、実態を継まえ、集団投資スキーム特分の適用除外要件への該当性の明 確化について検討を行っており、平成24年3月末までに結論を得る予定。	0
8	に該当する受与信取引等の銀行本体 への解禁	イスフム金融取引に該当する受与信取引等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる象務(以下「銀行象務」という。)と実質的に同様しうる取引(銀行象務に単じ、銀行象務との複雑的な銀近性やリスクの同質性が認められる取引)の銀行本体における取扱いについて必要な調査を行う。	平成23年度調査	金融庁	イスラム金融に関する①規模やリスク及び②海外の金融機関における業務範囲・法規制の現実 ここいで調査を行う体制を整備中であり、平成24年3月までに調査を開始予定。	0
9	銀行の子会社の業務範囲の拡大 (リース子会社等の収入制限の緩和)	リース子会社における収入制限規制は、リース子会社の子会社を含むリース会 社集団全体で判断すれば足り、リース子会社から発生する中古物品の売買・保 守点検を専門に行う子会社については、当該リース子会社の一部門と同様でき る場合は、単体での収入制限規制の適用を除外することも含め、リース会社集 団内において、効率的に事業が行えるよう規制の見直しを検討する。	論	金融庁	銀行本体によるファイナンス・リースを解禁する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融 商品取引法等の一部を改正する法律」(「年以内施行)に係る政令・内閣府令業等のパブリック コメントを第年(平成23年11月4日~12月5日)。当該パブリックコメントを踏まえた検討を行い、 平成24年3月末までに結論を得る予定。	0
10	制の見流し (1)保険契約の包括移転に係る規制 についての検討	保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、保険契約の移転単位、移転手機等について、保険契約者等の保護の観点も踏まえつつ、検討を行う。	平成23年度検討	金融庁	平成23年6月29日より、金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」において議論を行い、12月2日に報告書を取りまとめたところ。今後、報告書の内容に沿って必要な制度整備を行う予定。 〈見置い内容〉 「機関契約の移転に係る認可制は維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置(異議申立要件の引き下げや情報提供の充実等)を繋じた上で、移転単位規制を撤廃する。	0
D	制の見直し (2)保険募集人等の委託の在り方の 見直し	保険会社の組練再編が進んでいることも踏まえ、復代理等も含めた保険募集 人等の委託の在り方について、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。	平成23年度検討	金融庁	平成23年6月29日より、金融書議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」において議論を行い、12月2日に報告書を取りまとめたところ。今後、報告書の内容に沿って必要な制度整備を行う予定。 〈見重し内容〉 同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。	0
D	おける民間事業者の事業機会拡大 (再保険の引受け)	平成22年10月の事業仕分付結果(「特別会計の廃止(国以外の主体に移管)」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険(に一体化」)を踏まえつつ、貿易保険制度したお、取引援用保険の民間事業者の事業機会の拡大については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日間議決定)を踏まえ、日系海外子を社の第三国向付輸出について、日系損害保険会社の現地子会社でなどからの再保険引受けを過じて、独立行政法人日本貿易保険が貿易保険を引き受ける新たな取組を令般前倒しで導入したところであり(平成22年措置済み)、引き続きその積極的運用を図っていく。	平成23年度より措置	経済産業省	日系横客保険会社の現地子会社などからの再保険引受については、平成23年10月、タイ洪水 対策の一環として、現地日系企業のタイ国内外向け販売代金回収リスクを広ぐ対象とするなど一 周機械的に運用を行っています。 なお、貿易保険制度の在り方については、平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の傷 止」等)を踏まえ、関連法案の提出に向けた検討を行っています。	一環として、現
13)	投資法人における「瀬資」制度の導入	欠損補でんのための出資総額の減少(減資)制度導入の可否につき、平成25年度度までに行う投資信託・投資法人法制の見直しの検討及び制度整備の実施において、投資常保護、投資法人の導管体としての位置/付け、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討を行う。	平成25年度結論	金融庁	平成25年度までに行う投資信託・投資法人法制の制度整備に向けた見直しの検討につき、現 在、関係業界・や有識者からのヒアリングを通じて実態及び課題の把機を進めており、今後、有識 者を交えた職論のための場を設けることも検討しているところ。本項目についても当該見直しの 中で検討する予定。	- 0
4-	-4. IT分野					
4 -		各戸に引き込むための電線の取扱いについては、道路占用許可申請を別途要 しない旨、取扱いを統一するよう、改めて各道路管理者へ周知・徹底する。	平成23年度中措置	国土交通省	各戸に引き込むための電線の取扱いについては、道路占用許可申請を別途要しない旨、取扱 いを統一するよう、平成23年度中に改めて各道路管理者へ周知・徹底する。	

	・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	294
計号 規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	
河川占用申請書・港湾占用申請書 申請様式の統一化、電子化	の 河川占用申請に関しては、申請フォーマットの簡素化方向での河川管理者間の 統一及び領準処理期間の1か月程度への短縮につき、検討を開始し、結論を刊 た上で、国土交通省から各河川管理者に対して、陽知・徹底する。)平成23年度検討・結 論・措置	関土交通省	調査時点(11月30日時点)において、標準処理期間の短縮等について省内で検討中。平成23 年度内に結論を得て措置を行う。		0
②	港湾区域等の占用許可申請に関しては、港湾管理者が行っている事務についての実施調査を行い、その頼果を踏まえ、港湾管理者に対し申請の統一化に向けた検討を促す文書を発出する。	平成23年度検討·結 論·措置		「港湾法第37条第1項の占用許可等に係る事務処理について」(平成23年5月6日付 国港総第 67号)にて、港湾管理者に対して申請の統一化に向けた検討を促す文書を発出済である。		0
	国土交通省医轄管理施設(道路・河川)の各種申請に関しては、ワンストップ サービスで許可申請が可能となるよう申請書類の標準化及び提出窓口の集約 化等について、検討し結論を得る。			国土交通省直轄管理施設(道路・河川)の各種申請に関しては、ワンストップサービスで許可申請が可能となるよう申請書類の標準化及び提出窓口の集約化等について、省内で検討中であり、平成23年度中に結論を得る。		0
国立公園の景観対策に関する許可 準の周知・徹底 ③	基 国立公園の景観対策に関する許可基準に関して、当該基準を順守するよう、 類・徹底を図る。	平成23年度早期措置	環境省	平成23年4月26日、通知を発出し周知。		0
河川占用標識板の掲示義務の一計和等 ④	が値 占用許可条件として付している占用許可確據の明示すべき事項から、占用期間を削除すべく、各地方整備局に周知・徹底を図る。また占用施設の形態に応じて表示方法を変更できるよう、各地方整備局に周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	国土交通省	[河川占用標膜板の掲示器括の一部緩和等] 河川占用標膜板の掲示器括の一部緩和等を図るため、各地方整備局河川部長等、各部道府県 河川管理担当部局長、関係指定都市河川管理担当部局長に対し、「河川敷地占用許可に付す 許可条件の適用について」(平成23年6月24日付け国土交通省河川局水政課長通知)を発出 した。		0
公益事業者の電柱・管路等使用に するガイドラインの見直し ⑤	到 公益事業者の共棄申請様式の統一化・衝素化、申請手続の簡素化及び電柱対 度の考え方等について、実態の調査・把欄に努め、その結果を踏まえ、必要に 応じてガイドラインの見書しについて検討する。	平成23年度検討・結 論	総務省	平成23年3月に情報通信書議会に「プロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、設備保有者は、現行ガイドラインの規定に基づき、一層の手続の前案化・効率化に向け、電子化や個別契約の書面販止・等に取り組んでいること、また、設備保有者に対し電気通信事業者の使用を前提とした電柱強度を求めることは、通度の負担を強いることとなるおそれがあることから、現行ガイドラインの下、引き続き現状を注視することが適当であるとの結論を得た。		•
光ファイバーケーブルの部分開放 ルールの整備(引込区間の開放)	NTT東西が電柱から顧客(ビル等)の間に敷設する引込線と他事業者の設備を電柱上の接続指等で接続する場合など、新たな接続を認による接続要望について、具体的な要望内容、技術的な可能性及びNTT東西に対する経済的負担の程度を踏まえた上で、光ファイバーケーブルの部分開放(アンバンドリング)に関するルールの明確化を図る。		総務省	平成23年3月に情報通信書議会に「プロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について路間し、平成23年12月の音争において、光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、法的位置づけの整理、実現に当たり必要となるコストの特定等が必要となる方法。まずは事業書間協議において具体的な課題を整理する必要があり、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当であるとの結論を得た。		0
有線電気通信法における設置手材 簡素化・電子化	の 行政手続の簡素化の観点から、事業者の要望等を踏まえつつ、申請業務の簡素化を実現すべく、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結 論	総務省	有線電気通信法上の電気通信設備の設置届出について、その手続きの在り方について検討を 行った。 その結果、①有線電気通信法上の事前届出は、当該設備の安全・信頼性等を事前に確保する 観点の手続であり、また、②工事の2週間前という頻限は、有線電気通信法第7条の改善措置 等の命令を行う必要があるかどうかを総務省が審査するのに最小限足りる期間として設定され ているものであり、当該事前届出は必要最小限の規律として規定されているもので、本件につい ては当面現状の手続を維持することが適当であるとの結論を得た。 また、電子申請への対応については、利用件数が少なかったことに基み、平成22年3月末の総 療省全体の電子申請、福出システムの廃止時に受付を停止したところであるため、ひとまず現状		0
有線電気通信法における卸供給事 者の扱いの改善について ⑧	業 有線電気通信法第3条第4項第4号に基づき、有線電気通信法施行規則第6条 第5号においては、電気股債の技術基準を定める省令第50条の規定により設 重する有線電気通信設備について、有線電気通信法第3条の総務大臣への有 線電気通信設備の間出を不要としているところ。 電気設備の技術基準を定める省令第50条第1項の適用対象設備に係る解釈の 明確化を図る。		経済産業省	では、状況を注視することが適当であるとの結論を得た。 「電気設備の技術基準を定める省令の解釈」について、省令第50条第1項の適用対象設備に係る解釈の明確化を図るための改正を実施し、電気設備(発電設備等の容量等)に応じた解釈の適用系項、通信設備に求められる要件等を明確にした。(平成23年7月1日公布、10月1日適用)		0

	規制・制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	字集状况	進んだ取組・	774
番号		規制・制度改革の被要	実施時期	- '''==''	XIEV/II	残された課題	
9.	電気適信分野におけるユニバーサル サービスの考え方の基本的転換	総務省における「プロード・バンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気運賃役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」の検討・結論を設まえ、早期の制度指置を図る。	平成23年度措置	總易省	ププロードパンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニ パーサルサービス)制度の在り方/音中(平成22年12月14日情報通信事施会答申)を贈まえ、電 弧通信事実法旅行規則(昭和6 年期政金令第26 号)等の一部を改正し、加入電話に相当する 光P電話を基礎的電気通信役務(ユニパーサルサービス)の対象に適加した(平成23年総務省 令第42号。同年4月27日施行。)。		0
100	P電話の品質基準の見渡し	のではなく、国際的に整合性の取れたものとすべく、実際のユーザ体部品質	平成23年度検討、国際概率化の結果を設まえて結論		我が国としては国際標準化機関における標準化活動に参画しているところであるが、未だ国際 標準化の結果が得られていない状況。引き続き国際標準化機関における標準化活動に参画していく予定。		
	固定電話における番号提供条件(番 号区圏)の見寝し	将来のIP網の普及を前提とした番号の在り方について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結 論	総務省	平成23年3月に情報通信書議会に「プロードパンド音及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、可能な限り早期に、NTT東西の利用者が番号を持ち還べる地域を、現在の収容局単位の運用から、例えば番号区圏単位まで拡げることなどが適当であるとの制論を得た。		0
12	無線IP電話への電話番号付与の実現	無線中電話への電話番号の付与条件について、簡知・機底を図る。	平成23年度早期推	総務省	平成23年12月に無線IP電話への電話番号の付与条件を総務省HPにて公開した。		. 0
13	携帯電話の番号要件に係るNTT東西 との直接接続条件の見直し	ネットワークの品質や信頼性の確保が技術的に担保可能である点を確認の上で、NTT東西への直接接続だけではなく、他の電気通信事業者の網を介しての網問信号接続が可能となるよう指置する。	平成23年度検討・軸 論・措置	総務省	平成23年5月に情報通信審議会に「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」について監問し、平成23年12月にNTT東西の第一種指定電気通信設備との直接接続要件の見直しを行うことを適当とする旨の答申(案)がとりまとめられた。平成23年度内に答申を得る予定。		0
0	無線局免許状の管理・保管の負担軽 減	無線局免許状を電子化して交付する等、免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策について検討し結論を得る。	平成23年度検討・結 論	総務省	免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策を検討し、平成23年度内に結論を得る予定。		0
(3)	無線局の設置場所についての記載方 法の簡素化	無線局の開局・変更申請などにおいて、原則、無線局の住所に物件名までの記載が不要である僧について、周知・徹底する。	平成23年度早期措置	総務省	各地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所に対して申請時等にビル名までの記載は不要である旨、免許人に周知するよう通知(平成23年12月20日)。		0
160	無線局の開局目的の簡素化	申請業務の抽象化・効率化の観点及び着変な無線局の監督管理の観点から、 無線局の目的区分の大くくり化に関して、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結 論	総務省	目的の内容等を踏まえ続合・整理が可能なものを検討し、平成23年度内に結論を得る予定。		0
1	携帯電話エリア整備事業(伝送路)に おける各種申請手続の簡素化	申請者(地方自治体及び携帯電話事業者)及び総務省側の業務重削減の観点 から、必要量低限の申請書類で済むよう、提出書類の簡素化について、検討し 結論を得る。		総務省	提出書類について精査を行い、実積報告時の提出書類のうち、①専用サービス申込書、②専用サービス承務書、③専用サービス開通のご連絡、の3種類の書類提出を不要にし、必要最低限の提出書類で済むようにした。		0
10	携帯電話の効率的エリア拡充に向け たネットワークシェアリングのための ルール整備	携帯事業者等の間におけるネットワークシェアリングに向けた事業者間協議が 円滑に実施できるように、事業者の要望等を踏まえ、課題解決に向けて更なる 取組を検討する。		総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「プロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について時間し、平成23年12月の答申において、過去の答申においてローミングの例示的な形態を整理して明示することが事業者の予見可能性を高める観点からも必要とされたことを讃まえ、当事者が含意している場合にはローミングは終容されるべきであるものの、一般的にローミングを義務づけることは適当ではない旨の整理を維持すべきとの結論を得た。一方、同答申において、緊急通報に限定したローミングについては、その早期の実現に向けて検討を行う場を早急に設けることが適当であるとの結論を得た。		0
19		ガイドライン(各種電波利用機器の電波が輸込み型医療 機器へ及ぼす影響を 防止するための指針)の配数について、第二世代携帯電話サービス終了時に 合わせて見重しを行う。		総務省	現在、第三世代携帯電話による輸込み型医療機器(心臓ペースメーカ及び除細動器)への電磁 干渉試験を実施しているところ。今後、試験結果に基づき、ガイドラインの見置しに向けた検討を 行い、平成23年度末に結論を得る予定。		0

NC 64 . 64	度収率に除る方針(平成23年4月8日 閣職決定)における決定内容		新等字件	中体件刀	進んだ取組・	評価
規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	大売 V.八	残された課題	PF 1
を優に搭載された無線装置の定期 をの簡素化	信頼性管理が十分に可能であることを考慮し、また、事業者負担の軽減の観点 から、当該部品を機体から取り外す必要のある「電気的特性の点検」の検査に	平成23年度検討・結 論	総務省	国内における大半の航空事業者が所属する(社)全日本航空事業連合会に対し、航空機の無線 投機の信頼性向上に関する実際調査依頼をしたところ。 調査結果を分析して信頼性の向上傾向を確認したとで、「電気的特性の点検」の更なる簡素化 に向けた方向性について検討し、平成23年度中に結論を得る予定。		0
設協会が交付する条約証書の裏書 多の追加	標線設備に係る関係法制度の整備を踏まえ、貨物船安全無線証書は、国土交 通省が裏書するだけではなく、船級協会でも裏書できるようにする。	平成23年度以降でき る限り早期に措置	国土交通省	船舶安全法の改正も含め、搭置方法について検討中。		0
有用途における権利制限の在り方 検討	科学廳興や技術研究等に資するため、著作物の活用に向けて、学術用途の定 墓について検討を行った上で、権利制限の対象とすべきか否かについて検討を 実施する。	平成23年度検討·結 論	文部科学省	学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究において、 ①我が国の学術用途における著作物の利用形態 ②諸外国の学術用途における著作物の利用形態 ②学術用途の定義 《学術用途の定義 《学術用途の主義 、手究を実施しているところ。 これを踏まえ、学術用途の定義や必要とされる「学術用途における権利制限の在り方」について、基本的な方向性を得るための検討を行い、平成23年度中に結論を得ることを目指す。		0
動車関連情報のIT化	糶の保護に留意しながら、ITを活用した一元管理・公開の可能性を、警察庁と	平成23年度検討・結 論	要家庁、画士 交通省	(養家庁、国土交通者) 口を活用して一元管理、公開した場合の、事故情報の集約・管理の是非や個人情報保護等の訓 題を整理しつつ、その可能性についての検討を進めている。		0
の活用による都市開発のワンストッ t	ITの活用により、国土交通省に係る都市開発に関する行政手続のワンストップ 化について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結 論	第土交通省	国土交通省に係る行政手続きの課題把握を行い、都市開発に関する行政手続きのワンストップ 化について、省内で検討中であり、平成23年度中に結論を得る。		0
住宅·土地分野			TE .			
5化越条物等の競替えに責する難 見制の緩和	容積率の既存不適格物件となっている老朽産業物の連替え方策の検討に向けて、大都市圏内の既存不適格物件について、実態把握のための調査を行う。	平成23年度措置	国土交通省	大都市圏の特定行政庁と連携し、建替え方策の検討に向けて容積率の既存不適格連業物の実 懲把機のための調査を実施しているところ。		0
き信家法における正当事由制度に する情報提供	の紛争の適切な解決に資するため、正当事由が問題となった裁判例の整理・分	平成23年度可能な 限り速やかに措置	法務省	法務省において、正当事由が問題となった裁判例の収集・分析等を開始したところであり、でき る服り適やかな情報提供について検討する。		0
投整備等の促進のためのインセン ブ拡充	や既存道路の拡幅への協力等の公共貢献に見合った容積率の割増し、日影・ 斜機制限の線和等の誘導策に係る諮詢度について、更なる活用を図るため、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平成23年度措置	国土交通省	民間事業者が行う公共・公益施設の整備を評価し、容積率等を緩和する地域地区等の運用実 聴やニーズの調査を実施しているところ。		0
)建築制限の緩和	地として開発することが求められる場合などに、既存の一般道路の通行機能を 表しつつ、一般道路、細衡路等の道路上空を活用し、道路空間と連築物の立体 的利用による大衡区化の都市開発事業を可能とする方策について検討を行	能な限り速やかに措	国土交通省	都市再生特別措置法を改正(平成23年4月27日法律第24号)し、特定都市再生聚急整備地域 内において、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域(重複利用区域)を都市計画に定めることにより、既存の一般道路の上空を活用した、道路空間と連接物の一体的利用を行うことができることとした。また、同改正法の施行にあわせ道路法施行令を改正し、重複利用区域内の道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場を道路占用許可対象物件に適加した。		0
	規制・制度改革事項 を保に搭載された無線装置の定期 を保に搭載された無線装置の定期 を協会が交付する条約証書の表書 をの追加 「用達における権利制限の在り方 を対	議定・任被された無線装置の支別 協工・保護・日本・一分で、国際であるとを考慮し、また、事業者養担の登録の受益に 別して、更なの簡素化 を設立して、更なの簡素を健体から別り外すが表現のある「電気的特性の点検」の設立に 別して、更なの簡素化の情報(保明検生の等の線和、実別点検の証長・信置等) について、実態の把態に努め検討、結論を得る。 を認立が交付する条約証書の要素 個線設置に係る関係法制度の要確を設まえ、貨物配安全無線記書は、国土交通 通名が裏書するだけではなく、船級協会でも要者できるようにする。 指導における権利制限のをり方 割平重異や技術研究等に関するため、事作物の活用に同けて、学術用途の定置について検討を行った上で、権利制限の対象とすべきか否かについて検討を 実施する。 第一年の保護に留意しながら、いき活用した一元管理・公開の可能性を、景勢行と 国上交通省の両者が協議の上、選携して検討を行う。 活用による都市開発のワンストップ について検討し、結論を得る。 活用による都市開発のワンストップ について検討し、結論を得る。 はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	渡崎・朝皮改革事項 「福に福産された無線要置の支荷 の簡素化 「航空機の無線機器の信頼には日々向上しており、総合試験(無行試験)により 「電話信息を確かト分に可能であるとを考慮しまた。基本者負担の経過の競点 から、協議局急を確からの対外する姿の方で、実施的特性の点後1の検索に 「最近に変なるを確なから取り外する姿のある「電気的特性の点後1の検索に 」で、なる場合をはない情報で、現場を表の対象は、表明点象の延長措置等 について、実態の形態に一致わり結構は、結晶を得る。 「協会が父付する条約証書の要素 「無値な者に対ける権利制限の在り方 の違加 「非軍軍や技術等交等に質するため、著作物の活用に向けて、学療用途の至 「最近における権利制限の在り方 関子軍長や技術等交等に質するため、著作物の活用に向けて、学療用途の至 関土交通者の国者が協議の上、達視して検討を行う。 「活用による都市開発のワンストツ 「市場における権利制限の方と力・変換を表現しながら、17を活用した一元管理・公開の可能性を、累勢庁と 関土交通者の国者が協議の上、達視して検討を行う。 「正の活用により、国土交通者に係る都市開発に関する行数手続のワンストツ 「正の活用により、国土交通者に係る都市開発に関する行数手続のワンストップ 「正の活用により、国土交通者に係る都市開発に関する行数手続のワンストップ 「正の活用により、国土交通者に係る都市開発に関する行数手続のワンストップ 「正の活用により、国土交通者に係る都市開発に関する行数手続のワンストップ 「正の活用により、国土交通者に係る都市開発に関する行数手続のワンストップ 「正の活用により、国土交通者に係る都市開発に関する行数手続のフンストップ 「正の活用により、国土交通者に関するが、現場して検討・結論 「正成系術等の重要文に質する。」 「正成系術を呼吸が表現して、表現の重要なの表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	規制・制度改革事項 福川・福田・西田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田	関係の企業を実施の通常の対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	大学 1987年 1987年

	規制・制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	实施状况	進んだ取組・	600 ES
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	151 M W 11	大器状态	残された課題	野猫
6	けた環境整備	通去に市街地再開発事業等により施行された地区の実態を把握するための調査を行い、開査機果を公接する。	平成23年度調査開 始、可能な限り速や かに措置	國土交通省	地方公共団体等に対し、再開発ビル完成後の状況把握に関するアンケート調査を実施中。		0
6	特例容積率適用地区の拡大	特例容積率適用地区制度は土地の有効利用を図る上で効果的な制度であるが、現在、全国で1地区しか指定されていない。このため、本制度の積極的な活用に向け、制度の活用が想定される地区等の実態やニーズを調査・検証し、その結果を踏まえ、地方公共団体に技術的助置を行う。	-0/2	国土交通省	特例容積率適用地区の積極的な活用に向け、本制度のニーズ、課題、制度改善の要望等を 把握するため、民間事業者及び地方公共団体へのヒアリングを実施しているところ。		0
0	直し	3階建で以下の小規模建築物を構造計算適合性利定の対象範囲から除外することなどについて、国土交通省に設置された「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」における検討結果を踏まえ、制度の見直しを検討し、結論を得る。	始、可能な限り速や	国土交通省	応力を伝えない構造方法で核合された小規模施築物、膜構造施築物及び混構造施築物において、簡便な構造計算により安全性の確認が可能であるものについて、構造計算適合性判定の対象外とする各示改正(※)を行ったところ(平成23年5月1日施行)。 ※建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件(平成23年国土交通省各示第428号)、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する件(平成23年国土交通省各示第430号)		•
	自動車登備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和	当面の対応として、自動車整備工場の立地状況や市街地環境への影響、事業 者等の要望等に係る実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な規模の自動 車整備工場の立地を容易にする方向で検討し、所要の指置を講じる。	平成23年度中検討・ 結論・搭置	国土交通省	自動車登備工場の立地状況や市街地環境への影響等について事業者へのヒアリング及び衰滅 調査等を実施しているところ、それらの結果を踏まえ、必要な規模の自動車整備工場の立地を 容易にする方向で検討し、所要の指置を調じる。		0
(8)		また、「連築法体系勉強会」における施築法体系全体の見画しの検討結果を設まえた。次朝建築基準法改正通程において、上配と同様の方向で、本面積制限の在り方も含め検討を行い、結論を得る。			「離策法体系態強会」において、建築物の質の確保・向上に向け、建築基準法などの継張法体 系全体の目指すべき基本的方向を整理しており、平成23年度中に予定されている取りまとめ結 果を踏まえ、本面積制限の在り方も含め検討を開始する予定。		0
9	査制度の見直し	質質用オフィスピルなどで、未入磨部分に本来必要のない智定的な内装仕上げを施して完了検査を受けるという無駄を余儀なされるとの指摘も踏まえ、消防設備や避難経路等については全て工事が完了し、安全上、防火上及び避難上支離がないことが合理的に判断できる場合であって、テナント未入居部分のおよりを作などの内装工事を残して事完了している場合に係る仮使用承認手続の迅速化などについて検討を行い、結論を得る。	lik .	国土交通省	特定行政庁における仮使用承認手続きに係る実態等の確認を行い、仮使用承認手続きの迅速 化などについて検討しているところ。		0
	環境に配慮した鉱業法制の見直し	磁素出願については、申請後数年軽適しても申請中のまま処理されていない場合がある。このため、鉱業の特性に臨み、関係者との関整、事業上の必要性等により、やむを得ないと考えられる場合を除き、鉱業権の設定許可については、原則として標準処理期間内に処理が行われるよう運用する。		経済産業省	改正鉱業法(平成23年法律第84号)が施行(平成24年1月21日)されることに伴い、当省の標準処理期間に関する規程の見重しを行っており、同日付けで改正した。「規制・制度改革に係る方針における決定内容」については、同日付けで定める通連において運用方針を規定した。		0
1		鉱業権の設定に係る出願がなされ、標準処理期間を経過した後、なお、処理が 行われていない場合であって、当該出願に係る区域内で大規模な都市開発事業など他の事業の実施に伴ってやむを得ず付随的に当該出願に係る鉱物の採 課を行う必要が生じた場合において、出願の状況、当該他の事業の状況、開示 の必要性・妥当性、開示が出願人の競争上の地位等に与える影響等を総合的 に考慮して、特に必要かつ適切と認められる場合には、当該他の事業を実施し ようとする者に対し出願人名を開示するとともに、出願人に対し当該他の事業を 実施しようとする者の情報を提供するよう運用を行う。			改正鉱業法(平成23年法律第84号)が施行(平成24年1月21日)されることに伴い、運用方針の見直しを行っており、同日付けで通道を定めた。「規制・制度改革に係る方針における決定内容」についても、本通運に盛り込んだ。		0

	規制・制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	89.60
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期		XIBINU.	残された課題	871
1	5. その他分野 注品添加物の指定手続の簡素化・迅 化	厚生労働省は国際汎用添加物45品目の内、いまだ食品健康影響評価の依頼を行っていない9品目の食品添加物について、早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全委員会はこれを正式に受極化類を行う。食品安全委員会はこれを正式に受理し、審議を適やかに開始する。	平成23年4月中措置	内閣府、厚生	(内閣府、厚生労働省) 国際汎用添加物45名目のうち、食品健康影響評価の依頼を行っていなかった9品目の食品添加 物について、平成23年4月に評価依頼を行った。 9品目のうち平成23年1月末までに評価資料の提出のあった国際汎用添加物「カルミン」及び 「イソプロバノール」については書職がなされている。 残りの7品目については、厚生労働省は評価資料の提出に向け、食品安全委員会事務局と相 該しつつ準備を進めているところである。		0
0		食品安全委員会は以下(1)、(2)の要件を満たす食品添加物の食品健康影響 評価を行うに際しては、客観的かつ中立公正な評価による食品の安全性の確 保を前提として、「JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸國で長期間使用が認 められているいわゆる国際汎用添加物(国際汎用番料を除く。)については、最 新の科学的知見も調査した上で、原則としてJECFA及び欧米諸國で行われた 評価書店が「評価「経過書評価」を行う。」という「添加物に関する食品健康等」 管評価指針(平成22年6月食品安全委員会策定)」に記載する考え方を徹底す る。 (1)国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているも の (2)欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの		内脑府	平成23年11月末までに評価資料・補足資料の提出のあった国際汎用添加物「サッカリンカルシウム」、「カルミン」、「リン酸一水素マグネシウム」及び「イソプロ・パール」については、いずれも「添加物に関する食品優廉影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)」に記載された考え方に沿って審議がなされているところであるが、平成23年度中に国際汎用添加物についての食品健康影響評価依頼をするために必要な資料に関するガイダンスの策定が終了次第、添加物専門調査会で改めて当該指針に記載する考え方を徹底する予定。		0
		意品安全委員会に正式な評価技順をするために必要となる資料について、早期に食品安全委員会の評価プロセスに移行するためのより具体的なガイダンスを策定する。 食品安全委員会の評価プロセスに移行するためのより具体的なガイダンスを策定する。		労働省	(内閣府、厚生労働省) 国際汎用添加物についての食品健康影響評価依頼をするために必要な資料に関するガイダン スについて、平成23年度中の策定に向けて、食品安全委員会事務局と厚生労働省との間で調 豊中。		0
		表面文主学典数学校向C序生力関省の起伤を強化するにのの条件束を束正する。	平敗23年度中措置	内閣府、厚生 労働省	(内閣府、厚生労働省) 平成23年度中に、国際汎用添加物に係る食品健康影響評価の進捗状況について課長値での 情報共有・意見交換を行う場を設けることとしている。		0
5 111	者分野			Se Tree			
7		マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為 規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省 令・通達改正で可能な指置は早息に演じるとともに、取引の安定性にも考慮し て法的措置について検討し、結論を得る。	省市・通道で対応可能な措置は平成23 年度前半に検討・結 一部では平成23 年度前半に検討・指 については平成23年 度中に検討・結論	消費者庁	(消費者庁、国土交通省) 「規制・制度改革に係る方針」等を踏まえ、契約締結前の行為規制に係る部分については、宅 地施納取引象法施行規則(昭和32年施放省今第12号)を平成23年8月31日付けで改正(平 成23年10月1日施行)」、宅地維物取引業者等の勧誘行為について以下のとおり禁止行為を 明確化した。 ①動器に先だって宅地維物取引業者の商号又は名称、勧誘を行う者の氏名、勧誘をする目的で ある旨を告げずに、勧誘を行うことを禁止 ②相手方が契約を締結しない官の意思(勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含 3。)を表示したにもかかわらず、勧誘を機能することを禁止 ③迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を禁止		
Φ					また、平成23年8月16日付けで、関係機関に対して、当該施行規則の具体的な運用に当たって習意すべき事項等として、「「宅地産物取引業法施行規則の一部を改正する命令」の運用についてJを運加した。 このほか、平成23年9月以降、宅地建物取引業者向けに本施行規則の改正に係る説明会を開催したほか、平成23年10月20日付け地方消費生活相談員向けの広報誌に本改正の概要を掲載し、開业を行った。 なお、消費生活センター等に寄せられたマンション勧誘に関する相談件数については、平成23年10月は239件書せられているが前年度と比較すると351%減少している。 契約締結後の消費者保護規定に係る部分については、平成23年度中に結論を得るため、宅地建物取引の実践を把握するための調査を実施中である。		0
					【実施による効果】 消費生活センター等に寄せられたマンション勧誘に関する相談件数(PIO-NET登録件数(平成22年、平成23年ともに12月12日までに登録されたもの)) 9月 10月 平成22年 463 件 368 件 平成23年 375 件 239 件 対前年度比 ▲19.0% ▲35.1%		

	規制・制	度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	
番号	規制・制度改革率項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	神
	貴金属等の買取業者による自宅への 強引な訪問買取りに対する規制強化	東金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りから消費者を保護する ため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な 措置を講じる。	平成23年度中できる 限り早期に措置	消費者庁、結 済産業省、警 察庁	(消費者庁) 「消費者事故等が疑われる事業に関係する事業者24社に対して、消費者安全法 第14条第1項に基づき、業務や取引の内容等に関する責料の提供を要求したところ。不実告知 を誘引する可能性のあるマニュアルの配達、消費者への交付書面における「キャンセル不可」の 記述等がいくつかの事業者に認められた。このため、平成23年9月7日に、これらに対しての留意 点を公表し、貴金属等の訪問買取を行う事業者に対し通切な対応を促している。		
2					(警察庁) 警察庁においては、平成23年6月、悪質な防間買取業者に対する厳正な対応と被害者となりやすい高齢者等への広観客地について都道府県警察に対し指示を行った。また、各都道府県警察では、古物商の許可を取得して訪問買取を行っている業者に対し、各種機会を利用して、法令連守の徹底を指導している。		G
		その一方で、貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得る。			(消費者庁、経済産業者) 学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成される「貴金属等の訪問買取りに関する研究会」を 7月から11月末でに計与国開催し、貴金属等の訪問買取りに関するトラブルの実態を把握・分析 するとともに、当該トラブル解決のための規制のあり方について検討してきた。特定商取引法の 改正によって、勧誘方法の適正化等についての法的措置を譲じることになる。		C

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制	引・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
掛号 規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	
1. グリーンイノベーション分野						
民有林における開発許可に係る いの明確化	5取扱 残価森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上件とはなっていないことを改めて周知する。	、必要象] 平成23年度中措置	農林水産省	平成23年度治山・保安林開保事業プロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、都道府県へ左配内容を改めて周知したところ。	プロック会議における周知の他、平成23年11月28日〜12月 2日に開催される保安林解除及び林地開発許可研修等においても、左記内容について都道府県及び森林管理局担当者 に説明し、更なる周知を図った。	5
国有林野における許可要件 見直し①	連の 再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方 の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(開会を含む)の も可能とする。また、死電大銀貨については、これまでの一般電気事業 え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売 電量の選挙を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。	「間意」で	展林水産省	再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とすること。また、売業売規制については、これまでの一般電気事業者、特定電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことにいて通知改正案を検討中であり、平成23年度中に通知を改正する。		
	あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気に再生可能エネルギーの調道機務が課された場合には、貸付要件に見 先に特定規模電気事業者を追加する。		= 1	賞付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加することについて通知の改正に向け、再生可能エネルギー特別措置法関連政省令の制定内容を確認中である。 再生可能エネルギー特別措置法関連政省令の制定内容を確認後、平成23年度中に通知を改正する。		
	また、際供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギ 事業については、事業終了後の施設の撤去等について、 ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合 又は ・免電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどによりが連帯して責任を負うことが明確である場合 に、資付対象として認めることを明確化する。			また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電所属のエネルギー供給事業については 事業終了後の施設の撤去等について、 ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合。 又は ・発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任 を負うことが明確である場合 に、貸付対象として認めることについて通知改正案を検討中であり、平成23年度中に運知を改正する。		
国有林野における許可要件・基見重し②	等生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属の工 供給事業(熱供給や蒸気供給等)に公共性、公益性を認めることも視野 つつ、これらの事業の用に固有林野を使用させる場合について明確化 関係省庁間で検討・登理する。	に入れ 結論	財務省、農林水産省	(財務省) 経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、再生可能エネルギー免電事業及び再当 可能エネルギー発電付属のエネルギー供給事業(熱供給や高気供給等)の用に国有林野を使 用させる場合について明確化するよう検討中。平成23年度中に結論を出す。 (風林水産省) 「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)に沿って、再生可能エネル 十一発電事業及び再生可能エネルギー発電財展のエネルギー供給事業の用に固有林野を使 用させる場合について明確化するよう、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、 財務省及び風林水産省により検討中であり、平成23年度中に整理を行う。		

規制·制质	変改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	
番号 規制·制度改革事項	担制・制度改革の概要	宝施時期	1/188//	XII WALL	残された課題	評価
保安林における許可要件・基準の見 値し	保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を確まえ、通切に対応する。	平成23年度中于法 整理、平成24年度以 降順次実施		保安林の指定状況等について、森林計画担当部局や都道府県等と意見交換を行いつつ、地域 森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立時に、再精査する手法を検討している。今 後、平成23年度中に検討結果を取りまとめ、都道府県へ通知するとともに、平成24年度以降の 地域森林計画等の樹立に併せて、全国各地で環次再精査を実施する。 なお、平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等 を通じて、検討の方向について周知したところ。		
•	再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が 立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合 には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行 うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、 地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り 扱う。			平成23年度治山・保安林関係事業プロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、左記内容や、再生可能エネルギー特別指置法関係政省令の制定等にあわせて保安林に係る運用について通知する予定である旨を周知した。 今後、再生可能エネルギー特別指置法関係政省令等にあわせて、「公益上の理由」による解除の取扱いについて通知する。		
	再生可能エネルギーの重要性に確み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。			これまでに、保安林解除や作業許可により再生可能エネルギー施設を設置した実例について把握、整理してきたところ。また、再生可能エネルギー施設のために保安林を解除する場合に、他に適地を求め得ない区域を確認する範囲等について、都道府県に事務処理上の扱いに係る関査への協力を依頼したほか、実情を踏まえた運用に係る留意点を整理することを検討している。	その結果等を踏まえ、平成24年度に留意事項を整理の上、	
展地における開発に係る取扱いの居 知①	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、 東生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非島地として区分された土地については、事業主体に、6ず、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを周知する。		農林水産省	再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用幹可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左配通知を発出した後、図、都道府県に対して、研修や担 当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
農地における開発に係る取扱いの用 知②	■ 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種展地及び第3種展地に該当する条件にある土地については、最地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。		展林水度省	再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に 地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左配通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担 当者会議等の機会を捉えて周知敏度する予定である。	
農用地区域内における開発に係る取扱いの周知	双 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、展用地区域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、展用地区域からの除外手続を経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。		農林水産省	再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左配通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
農地法面を利活用した太陽光発電影 備設置に係る基準の見直し ⑧	及 農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置 に当たっての、農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周 知徹底を行う。	平成23年度中措置	農林水産省	太陽光発電施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農 政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左配通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担 当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	

規制・制度	E改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	29
規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	1
用美觀を確まえた養切な検討	輔助金蓮正化法を所管する財務省や補助金を所管する省庁の間において、以下の内容について確認する。 (印) 収益納付条件は任意的補助条件であり、補助金適正化法第7条第2項においても「補助金等の交付の目的に反しない場合に限り」納付すべき質の条件を附することが「できる」とされていること。すなわち、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないと考えられる場合、事業の性質によっては収益納付の条件を附す必要がないこと。 (b) 補助事業により取得しては効用の増加した財産を使用したり、譲渡したり、(i) 各省各庁の長が、補助金等の返還を必須としているものではないこと。すなわち、(i) 各省各庁の長が、補助金等の交付の目的に限らして、国庫納付を求めることなく財産処分の承認をすることがないことや、(i) 各省各庁の長が定める一定期間を経過した場合であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求めるの要がないこと。また、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、同議第2条を適に当ちらないもなの国条連反として交付決定が取り消されることはなく、補助金等の返還義務も生じないこと。 (c) 交付要綱に母音を行が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省各庁の判断により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に四益体の活動により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に知識を係る規定や財産処分に作う収入の国庫納付条件を設けないことができること。		財務省及び機 傷雀庁	(財務者)	(財務省) 今後、各省庁から本件に係る照会があった場合には、本間 職決定の應省を確認する。	
	各省各庁においては、収益納付や返還機務に係る運用実態、例えば、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかどうか等を把握した。まで、北部解釈にのっとって、各省庁が執行している補助金等支付実績中の収益維付や補助金返遷等に戻る規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとる。また、省庁機断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図る。			(満聚香庁) 請養者庁所管の「地方消費者行政活性化基金」については、基金の取り前し期限を1年延長し、 平成24年度までとした。本交付金の返還については、交付要欄において、基金の最終年度に余 刺がある場合には国庫に返納する旨、規定している。 (養際庁) 養育庁間連補助金要欄においては、収益納付及び財産処分に係る補助金返還についての規定 を設けていない。 (金融庁) 上配(かについて 金融庁所管の当該補助事業は、被災債務者が個人版私的整理ガイドラインの運営委員金を利用する際の弁護士費用等を補助するものであり、事業により利益を生じる任質のものではない ため、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないことから、収益納付の条件は附していない。 上記(か)について 当該補助事業は、数災債務者が個人版私的整理ガイドラインの運営委員金を利用する際の弁護士費用等を補助するものであり、補助事業により取得する財産又は効用の増加する財産はない。 上記(の)について 当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業	今後、新規に補助金等に係る交付要綱を策定する場合には、閣議決定に基づき、適切な執行と運用に努める。 (環境3) 運用において既に適正な措置がなされていると判断する。	
				は彼災債務者の弁護士費用等の補助であり、財産の取得は含まれていないことから、補助金交 付要綱に収益納付に係る規定及び財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けていない。 上記理由により、補助金交付要綱に収益納付に係る規定は設けていない。また、補助金返還に 係る規定については、補助金適正化法などの規定に基づく金融庁長官の処分に違反した場合 等に限られる。		

-	規制・制度改革に係る	追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
香号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	12.0		残された課題	- Fri
					(教務省) 補助金等交付裏欄中の収益納付や補助金返還等に係る規定について、各補助事業等の目的に沿って必要性を検討中。平成23年度中に、検討結果を踏まえて、必要に応じ各補助金等の交付裏欄への反映を行う予定。 (外務者) 当省が執行している補助金等交付要欄の運用状況を確認したところ、収益や財産処分に伴う収入の国庫納付に関し、財産処分制限を「減価援助資産の耐用年散等に関する省今に早拠する期間内のみと規定していたり、ある一定金額以上のもののみと規定している等、その全てに国庫納付を整務づけるような規定となっておらず、補助金等の本来の目的の違成を阻害しないかどうかの観点から、当省では各条件部に事業の性質等を勘率し、補助金の遺正な執行管理の観点や国庫納付を求めるなどの必要性を確認する執行管理を行ってできており、これは左配無限にのつとったものと考えられ、今後も引き続き間様の執行を行っていきたい。 (財務省が所管する補助金等に係る交付要欄においては、収益納付についての規定はなく、補助金返還等については、検討した結果、補助金等の本来の目的の違成を阻害するものとはなっていない。 (文部科学省)収益納付や返還養務に係る運用実態の把握方法や、補助金等交付要欄中の収益納付や補助金返還等に係る規定のあり方について検討中。 (厚生労働省) 閣議決定を踏まえ、個別事業に応じ適切に対応することとしている。		
					(農林水産省) 収益納付や補助金返還等に係る規定について、各補助事業等の目的に沿って必要性を検討中である。平成23年度中に、検討結果を踏まえて必要な措置を取る予定である。 (経済産業省)収益納付等の規定のあり方について陽瀟決定を踏まえ現在検討中であり、検討結果を踏まえ23年度中に必要な措置をとる予定。 (国土安通省)検討中 (環境等) 上配(a)収益納付条件については現状の運用においてすべての補助事業等に対し条件を附しておらず、個別事業の審査において、私益として調整を図る必要がある場合についてのみ対応しており調査内容については措置済みであると判断する。上配(b)補助事業により取得した財産の処分にあたっても同様に補助金等運工化法第22条に準じて、また「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分系認基準について」による弾力的な連用しており、安付目的に反しない限りにおいて補助金の変況を必須としているものではない。よって個別事業を総合的に判断して運用していることから調査内容については措置済みであると判断する。上配(a)安付要欄については措置済みであると判断する。上配保事業を総合的に判断して運用していることから調査内容については措置済みであると判断する。また関係各省庁間における指摘事業の要否については適宜、各要欄において適正に運用しているところである。「防衛省) 防衛省の基地周辺対策に係る情勤金等は、障害の防止・軽減・緩和を図ることを目的としているものであり、収益納付条件を附すことが馴染まないため、補助金等支付要欄等に収益納付条件の規定を設けていない。よって、上配(a)、(b)及び(c)の収益納付に関しては該当が強い。また、財産処分に伴う収入の国庫納付条件については、補助金等連絡協働会の決定も踏まえつつ。「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助効果財産の処分について(20.7.20付け地協第2859号、周長重加))により、有様の建築・資付の場合などを除き、国庫納付条件を設けないこととしており、現時点において必要最小限の条件としていることから、更なる補助金等文付要網改正等は要しない。		

וניות י ניות שכא	度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	
規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	La Tringel	All SUM	残された課題	都
完電水利権許可手続の合理化	小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できまう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。	5 平成23年度中検討 開始	国土交通省	海外事例等について情報収集を行うなど検討開始済み。河川環境に与える影響度について検 計の方向性をとりまとめ、詳細検討を実施していく予定。検討結果を取りまとめた上で、最終的な 結論を得る予定。		
	小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されないと判断されるものについて、環境調査等は2要であることとし、その旨、周知徹底を行う。			周知に関する具体的な内容について、省内にて検討中。関係各機関との調査を経た後、平成24 年3月中に発出予定。		
	河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新 等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。	巻 平成23年度中検討 開始、早期に結論		穏地調査を行うなど、構造上の基準について検討開始済み。今後、治水上の支障の有無などに ついて検討し、検討結果を取りまとめた上で、最終的な結論を得る予定。		
	発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止 や河川法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通 省本省内に相談窓口を設置する。			窓口業務について、省内にて検討中。関係各機関との調整を軽た後、平成24年3月中に設置し、 記者発表を行う予定。		
自然公園内における小水力発電設 設置に係る審査手続の簡素化	講 周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設監 備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環 境影響調査を不要とする、あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみでで とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透 明化を図る。	5	環境省	平成23年7月29日、通知を発出し周知。		
展地におけるガス事業の公益特権の 整備及び明確化(1)	D 展地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の競入出用、立 で抗用として一時的に驀地転用許可を受けていない最地を仮設用地に利用す る場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足る管、周知徹底 する。		展林水產省	最地の一時転用許可の取扱いについては、農地法第4条第2項、同項第5号及び同法施行令第10条第1号イ並びに同法第5条第2項、同項第5号及び同法施行規則第18条第1号イに規定されていることから、許可権者である国や都道府県に対して、研修(農業振興推進研修(平成23年7月)、農地版用制度実務研修会(平成23年10月)、や担当者会議(農地転用実務担当者会議(平成24年1月開催予定))等の機会を接えて周知徹底する。		
展地におけるガス事業の公益特権の 整備及び明確化②	の ガス事実法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知道の許可が不要とされていることを周知徹底する。		展林水產者	ガス事業法によるガス工作物の設置に係る農業振興地域制度の取扱いについては、農業援 関地域の整備に関する法律第15条の2第1項第6号及び同法施行規則第37条第28号に規定さ れていることから、許可権者である都道府県に対して、研修 保票 振興推進所経一成23年7 月)、農地転用制度実務研修金(平成23年10月))や担当者金騰(農地転用実務担当者金騰(平成 24年1月開催予定))等の機会を捉えて周知徹底する。		
リチウムイオン電池の取扱規制の見直し	リテウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつ。対ロ前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。	始、平成24年度結	総務省	学職経験者、消防機関や関係業界団体を代表する者等から構成される「リデウムイオン電池に 係る危険物施設の安全対策のあり方に係る検討会」を発足し、平成23年8月9日に第1回を、平 成23年8月14日に第2回を、平成23年11月17日に第3回検討会を開催し、リチウムイオン電池の 火災危険性について実証実験を行うとともに、その結果を踏まえた危険物施設等の安全対策の あり方について検討を行った。平成23年12月5日の第4回検討会において結論を得た上で、当該 結論を踏まえて速やかに所要の措置を讃ずる予定である。		

規制・制品	変改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況 進んだ取組・	評価
語号 規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	残された課題	
ガスパイプラインのインフラ登備に資する占用許可要件等の条款化・明確化 (5)	社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可異件等について、農林水産省は、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。		農林水産省	康集用運路の占用許可要件等について、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件 左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、の明確化が可能となるよう、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを平成23年度中 順等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	!当者 会
動脈物流を活用した食品リサイクルの 促進 (19)	か 食品リサイクル法について、再生利用事業計画(リサイクルループ)の活用が仮 進されるよう検討を行う。	E 平成24年度中検討 開始、平成25年度中 結論		(農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の 無行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘察し、必要があると認めるときは、 新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を繋ずるものとする。」と規定 されている。 このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については、平成24年 度中に検討を開始することとしている。	
優良事業者による合理的な範囲での 再委託の実施	禁出事業者からあらかじめ、再受託者の氏名等を配載した書面による承諾を受けている場合等には再委託をすることが可能であるなど、現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う。		環境省	平成23年度中に現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う予定。	
機響え保管の許可基準の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、討入する産業廃棄物 の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性 及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を 当該産業廃棄物が飛散若しは流出するおそれのない容器に密封し、当該容 妻をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテが 滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等 の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積蓄え又 は保管とみなさないことについて検討を行う。	開始、結論を得次第一措置		実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進め、その結論に沿って措置する予定。	
一般廃棄物処理業の許可の更新期 延長 ③	間 一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業 者の意見等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。	平成23年度開始	環境省	地方自治体、一般廃棄物処理業者等からの意見聴取を行うための調整を行っているところ。	
産業廃棄物処理集者の変更信出規 の合理化 ②	計 計可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者に ついて、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。	平成23年度中検討 開始、結論を得次第 措置		実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行 いつつ検討を進め、その結論に沿って措置する予定。	
数量PCB汚染廃電気機器等の処理 促進の在り方等の見直し ②	廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加され、絶職油や焼却 炉に投入可能な小型の機器等の処理が始まった微量PCB污染廃電気機器等 の処理については、確実かつ適正な処理促進の在り方等を検討する。			今後のPCB廃棄物の適正処理の推進策を検討するため、平成23年10月に「PCB廃棄物適正 処理推進に関する検討委員会」を設置したところ。当該検討委員会において、微量PCB汚染廃 電気機器等の確実かつ適正な処理促進の在り方等についても議論することとしている。	

規制・制度	複改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	1 " 1 1 1 1	× iii v di	残された課題	OT II
自然的原因による汚染土壌の取扱いの見渡し	取扱い 自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞 平成23年度中措置さながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を構じる。			があると認められるときは、 ① 土壌汚染状況調査について、従来の調査方法とは異なる特例を設けるとともに、	対策法の一部を改正する法律による改正機の土壌汚染対 策法の施行について(通知) 5を改正するとともに(平成25年 7月8日)、「土壌汚染対策法に基づく順差の指置に関す るガイドライン 5を放訂した(平成23年8月2日)。 また、既に自然由来特例区域に指定された事例等の調査	
	また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直し を図る。	平成23年度以醫臺 次実施		平成23年7月8日に施行した土壌汚染対策法施行規則の内容について、円滑かつ適切に施行されているかを把握するため、平成23年12月から、地方公共団体や事業者を対象にアンケート及びヒアリング調査を実施しているところである。		
. ライフイノベーション分野						
地域医療計画における基準解除等の見直し	り 接が国の病床教や医師教の状況を替まえ、二次医療圏内の市町村長の同意の下、病床教の削減が違成できた場合には、病床教過剰な他の二次医療圏での増集も認めることも含め、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。	Invested to the	厚生労働省	基準病床の見値しについては、厚生労働省としての考え方を全国知事会に示しており、全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論。		0
	医療法人等が病院又は診療所を別の医療法人等に事業譲渡する際に、事業 譲渡前と病床種別ごとの病床数の増加がない場合は勧告の対象外であること 等勧告の対象外となる事例を改めて周知する。	平成23年度措置		動告の対象外となる事例について改めて通知するための準備を進めており、平成23年度中に 措置する予定。		0
教急教命士のニーズの把握	教急救命士の就職先に関する情報を養成所から志願者に周知するよう指導するとともに、医療機関において教急教命士の採用希望の有無を調査する。	平成24年度措置	厚生労働省	養成所の指導や医療機関の調査の内容について、検討を行っており、それぞれ平成24年度中 に実施する予定。		0
高額療養費制度の見直し	かかった疾病の種類にかかわらず、長期にわたる慢性期の療養の際の負担を より軽減できる制度となるよう、高額療養費制度における外来診療の現物給付 化を行う。	平成24年度措置	厚生労働省	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第327号)により、高額療養費制度 における外来診療の現物給付化を導入したところである。(平成24年4月1日施行)		0
3	更なる負担軽減策(こついては、社会保障・税一体改革成素(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)を踏まえ、検討する。	平成23年度検討		平成24年1月6日に政府・与党社会保障改革本部で決定された社会保障・税一体改革業案では、以下のとおりとしている。 〇高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の電点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討する必要がある。 〇他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成24年4月からの外来現物給付けに引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収300万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。		0

規制・制度は	規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			事施状況	進んだ取組・	
場 規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	所管省庁		残された課題	評価
規制の見直し	① 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医療品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。		厚生労働省	安全性を確保する具体的な要件を検討するため、薬剤師等の情報提供や郵便等販売の状況 等を調査しているところ。 その結果等を踏まえて、当面の合理的な規制の在り方について、引き続き検討を行う。		0
	② なお、医薬品の販売・流通規制の在り方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見度しを行う。	是次实施	博	医薬品の販売、流通規制の在り方については、今後の環境変化に応じて検討、見渡しを逐次 実施する予定。		-
•	③ 第一類から第三種のリスク区分についても、不断の見直しを行う。	Z /// X		平成22年度より、薬事・食品畜生審議会医薬品等安全対策部会において、生薬製剤、漢方製剤等についてのリスク区分の見直しを開始した。 生薬製剤については、量的制限のある成分も含めた123生薬成分について第二類医薬品から 第三類医薬品に変更すること等の薬事・食品畜生審議会の各申を受けて、平成24年9月30日に リスク区分を見直す告示を行ったところであり、同告示は、平成24年4月1日に施行さん。 なお、漢方観剤については、既に告示されている233処方と新たに基準が資定された30処方に ついて見直しを行い、薬事・食品衛生審議会で、引き続き全ての漢方観剤を第二類医薬品とす ることされたことから、新たに基準が策定された30処方について、平成23年12月26日に告示を 行ったところであり、同告示は平成24年6月28日に施行される。		0
	④ 一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証する。	平成23年度検討開 始		平成23年度においても、「一般用医薬品販売制度定着状況調査」事業により、薬局・店舗販売 康での薬剤師等の対面販売の状況について調査を実施しているところ。 また、厚生労働科学研究事業で、平成23年度より、一般用医薬品の供給状況に関する調査研 究を開始したところ。平成24年度以降も引き続き調査研究を行う予定。		0
	⑤ 経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、上記②の断練的な検討・見 値しの内容に反映する。	平成23年度以降検 計開始		企業又は医療関係者からの副作用報告について、可能な限り、平成23年度中に、流通経路別の報告状況を整理する予定。平成24年度以降も必要に応じて適宜整理する。 また、企業や業界団体の協力を得ながら、流通経路別の副作用発生率や情報提供の実施状況等についても調査ができないか、平成24年度以降検討する予定。		0
る事業者間連携の柔軟化	法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。		厚生労働省	左記のとおり、施行状況についての検証を平成23年度より開始する予定。		
	単独型のショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)については、「地域の自主性及び自立性を富めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」において、利用定員数は「標準」とされ、人員配置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。	平成23年度以降検 計	厚生労働省	左配のとおり、施行状況についての検証を平成23年度より開始する予定。		
9	特別養援老人ホームや認知症対応型共同生活介護の短期利用事業における 運用等を踏まえ、有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室における短期入所生活介護の短期利用について、検討を行い、結論を得る。		1	特定施設の空室における短期利用については、社会保障審議会介護総付費分科会において検討が行われ、「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」において、「一定の要件を満たす特定施設については、家族介護者支援を促進する観点から、特定施設の空室における短期利用を可能とする見直しを行う」とされたところ。 現在、平成24年度介護報酬改定に向けて当該審議報告に基づいた具体的な改定案について検討中。		0

	規制・制度	改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された機関	274
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された鉄道	
0	用の見宜し	地域密着型サービスについて、他市町村にある事業所の利用が可能となる例 外については既に制度化されているところであるが、一層介護保険の特長である「サービスの選択」に資するよう、現場の実情を踏まえ、必要に応じて見渡し を行う。	平成23年度中槽置	厚生労働省	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第50 号)において、現場の実情を踏まえ、他市町村にある事業所を指定する際の事務手続を簡素化 した。(平成24年4月1日施行)		٥
8	ホテルコスト・補足給付の適正化	社会保障審議会介護保険都会において、補足給付について、入所前の世帯の 所得状況を勧案するとともに、ホテルコストについて介護保険施設の多床室に おいても適正額を徴収すべきであるとの意見が出されたこと等を踏まえ、補足 給付やホテルコストの将来的な在り方について社会保障と税の一体改革の議 論と併せて検討する。		厚生労働省	平成23年10月以降に開催された社会保障審議会介護保険部会において、社会保障と税の一体 改革における介護分野の制度見直しに関する議論として、多床室の給付範囲の在り方や補足 給付における資産等の勘案について検討が行われ、多床室については室料の負担を求めるの は避けるべきとの意見が多く見られたところであり、また、補足給付については、具体的な仕組 みづくりに向けた実質的な検討を早息に開始すべきとされたところ。		0
9	社会福祉法人以外の保育所運営事業 者の会計報告手続の簡素化	保育所運営事業者の会計については、イコールフッティングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の観点から、会計基準を法人類型ごとの会計ルールに従わせ、一層の簡素化を進める方向で検討し、結論を得た上で実施する。	ステム実施時を目述	厚生労働省	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの横線について検討を行うため「子ども・子育て新システムを開いる場所が設置され、「子ども・子育て新システムの機能において決定された。その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議に称いて決定された。その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に・基本制度ワーキングチーム・幼保一体化ワーキングチームの3つのWTを立ち上げ、基本制度事業網に基づき、有職者、保育所・幼稚園職係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係所省が連携し、具体の検討を進めてきた。平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育で新システムに関する中間とりまためらかたりままめられた。本件については、同中間とりまとめの中で、「会計基準について、会社事について、今後で接対を持ち行うことが明記されたところ。なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法則上の措置を講じることとされている税制技本改革ととは、早息に所要の法律業を国会に提出することが決定された。(平成23年7月2日少子化社会対策会議決定)「子ども・子育で新システム」は、社会保険と残の一体改革の中でも優先課題に位置付けられており、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		c

	規制・制度	を改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
#	号 規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	nean	天爬 仏忒	残された課題	37 (M
10	保育所運営費の使途制限の見直し	保育所運営費の使途範囲の具体的な在9方については、事業者に自由度を持 子たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業への活用を可能とすること などを検討し、結論を得た上で実施する。		厚生労働省	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、効保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム機会と議が設置され、「子ども・子育で新システムの基本制度来要欄」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。その後、平成22年9月に「子ども・子育で新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に・基本制度ワーキングチーム・幼保一体化ワーキングチーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		0
0	保育士試験受験要件等の見直し	認可外保育施設で一定期間保育に従事した者を対象に含めることや、勤務実 子 様に応じ一定の科目免除を行う等、保育士試験の受験資格に関しての見直しを そとも・子育で新システムの検討と併せて検討し、見直し可能な内容を整理の に対 上、実施する。	テム実施時を目途	厚生労働省	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成 支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新シス テム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システム体計会議作業グループ(副大臣・政務官級会 を)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・の3つのWTを立ち上げ、基本制度素要網に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育で当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で、「職員資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況を踏まえた上で検討する」とされたところであり、、今後更に検討を行うことが明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策金議において、受用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の倍置を護じることとされている税制抜本改革ともに、早息に所要の法律案を国会に提出することが決定された。 「平成23年7月29日少子化社会対策会議決定) 「子ども・子育て新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられており、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		0
02	訪問看護ステーションの開業要件の 見直し	病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を 平 図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性 論 値(1人又は2人)について検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。		厚生労働省	東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対 し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、今後、当該措置の実施 状況を把握する予定。		0

	規制・制	度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	実施状況	進んだ取組・	
号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期		X III VA	残された課題	19
(3)	医薬品及び医療機器の審査手続の値し	見 医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医 薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを 行う。	平成23年度検討·結 論、平成23年度以降 順次措置	厚生労働省	医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化を図るため、平成23年7月には腎性質血治 療薬の臨床評価方法に関するガイドラインを発出し、平成23年12月には、睡眠薬の臨床評価方 法に関するガイドラインを発出する予定であることなど審査手順に関する詳細なガイドラインを作 成しているところ。 また、従来より、社会的に極めて関心の高い品目については、審査手順のガイドラインに関す るパブリックコメントを実施するなど、医薬品及び医療機器の審査手続の一層の透明化を図るた かに必要な取組を進めているところ。 さらに、平成24年度予算案(平成23年12月24日閣議決定)において、技術の進歩に対応する薬 事承認審査・安全対策の向上に必要な経費を計上したところ。		
	林-地域活性化分野						H
1	密定農業者制度の見値し	PDCAサイクルの徹底、認定基準の見直し、最地等の集積に向けた取組の強化といった具体策について、早息に検討を行い、意欲のある農家にとってより利益な制度となるよう制度の見直しを行う。	平成23年度中措置	最林水產省	農林水産省内において検討を進めているところであり、平成23年度中に実施可能なものについ て措置する予定である。		
	表が国酪農の競争力強化のための 重し	見 全量委託の例外(生産者団体に部分的に販売委託し、それ以外は自己処理し 販売を認める)拡大について、下記に関し検討し、結論を得る。 -処理に関する共同実施方式の導入 -指定団体に販売委託しない生乳の量の上限の緩和	平成23年度中検討・ 結論	農林水産省	平成23年9月下旬から10月中旬にかけて、現在部分委託やプレミアム乳値取引 [※] を行っている 筋農家及び全国9指定団体に対するアンケート調査を実施し、全量委託の例外による取引の現 状等を把握するとともに、同年11月までに10軒の態農家等及び6指定団体を訪問し、全量委託 の例外の拡大、指定団体の業務運営に関する要望等についてのヒアリングを実施した。今後、 更にヒアリング件数を追加し、意見の集約を図った上で、全量委託の例外等の今後の方向を検 財し、平成24年3月中に結論を得ることとしている。 ※ 付加価値の高い生乳を生産することにより、通常よりも高値で取引される。		
@		意歌ある生産者やその団体の多様な活動を促すよう、指定団体の業務運営の 在り方について、指定団体制度の趣旨も踏まえつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・ 結論				-
3	国家貿易制度の見直し	要・乳製品の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。	愛については平成23 年度に「食と農林漁 裏の再生実現会議」 等の議論の状況に 応じ検討を開始し、 その後、速やかに結 論。乳製品について は平成23年中措置。	農林水産省	(委) 養については、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に基づき、「我が国の 食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月25日食と農林漁業の再生推 進本部決定)において平成23年度中に管定されることとなった「食品産業の将来ビジョン(板称)」 を請まえ、平成23年度中に検討を開始し、その後、速やかに結論を得る予定である。 〈乳製品)国家貿易については、これまで原則としてSBS方式を導入していなかった、バター又 は脱脂粉乳について、これらの品目の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認めら れる場合に輸入を行う際にはSBS方式の導入を図ることとした。このため、乳製品の国家貿易 を担う独立行政は人暴畜産業短興機構究でに本件SBS方式源入拡大についての「加工原料乳 生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第13条第1項及び第16条第2項の規定に 基づく指定乳製品等の輸入及び死激しの業務の実施に係る要購について」(平成23年12月22日 付け農林水産省生産局長酒知)を発出した。		
a)	農業用施設用地の大規模野菜生産 投等建築による農地転用基準の見記。	施 ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体として 直 みれば農地法上の「農地」と扱うことができるかを含め、現場の実態を踏まえ、 農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討 し、結論を得る。	平成23年度中検討 開始、平成24年度中 に結論	農林水産省	実際の園芸用施設の設置工事におけるコンクリート打設工法等について、現場の実態を把握するため、関係団体等から情報収集を行っている。今後、更に情報収集に努め、平成24年度中に結論を得る予定である。		
5	土地改良事業の効率化	土地改良区について、維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施 を促進する。	平成23年度中措置	晨林水產省	土地改良区が行う維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施が促進されるよう、土 地改良区等を指導する都進府県に対して、通知(「土地改良区が行う土地改良事業の効率化に ついて(平成23年12月27日付け23最振第2148号農村振興局土地改良企画課長通知」))を発出 した。	《集友受田》 土物改良反复友均遵计入银道应谓 一部	

	規制・制度	改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		所管省庁	字值状况	進んだ取組・	174
香号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	1//	X BOVIA	残された課題	""
	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し	農林東吉が狩猟免許なくても囲いわなを用いて狩猟期間内に補腹できる「自らの事象地内」には、所有農地・林地のみならず、借地・森務受託した農地・林地 (土地所有者の了解を得ているものに限る)も含むこととする。	平成23年中措置	環境省	「「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」の一部改正について」(平成23年9月12日付け環自野発第110912005号 自然環境局長通知)で各都道府県知事宛通知しており、措置済み。		0
6		横造改革特区で認められている「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従 事者容認事象」を全国展開することで、農林泉組合等の法人が一定の要件を測 たして許可を受ければ、狩猟免許を持たない個人等の風林泉者でも、接獲作業 の従事者として、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣 捕獲を補助者として行うことができるようにする。			「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」について、平成23年8月5日付け環境省告示第59号で改正を行っており、措置済み。		0
0	有書鳥獣補護の促進	業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるととも に、当該者に対して構獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備する。		環境省	平成23年12月から、業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度について、文献調査やヒアリングによる事例収集等により検討に着手。		0
(8)	農地基本台帳整備の促進	農業経営の基盤となる最地を保全するためには所有者等の情報の正確な把握 が必要不可欠であることから、改正最地法で職務付けられた最地相続時の届 出が適確になされるよう、市町村に対し当該制度の周知徹底を図る。	平成23年度上期着	是林水產省	「市町村に対する農地の相続時の届出制度の周知徹底について」(平成23年9月13日付け23経営第1711号経営局農地政策課長通知)を発出し、農地の相続時の届出制度の確実な運用を図る機のから、死亡届の提出先である市町村の戸籍担当に対して、農業委員会と連携し、農地を相続した場合の居出手続を死亡関連居出一覧に含めるよう依頼するとともに、当該制度の周知徹底を図った。		0
9	市民農園開設に係る基準の見直し	①耕作放棄地の解消のためには、市民農園を積極的に活用すべきこと ②自家消費を超える余剰農作物を直売所等で販売することは可能であること について、農業委員会、市町村等関係機関に対して通知を発出する。	平成23年中措置	展林水産省	提前・制度改革に係る違加方針における決定内容を確まえ、耕作放棄地の解消のための市民 農園の活用や、市民農園で生産された最作物の販売の取扱いについて、関係機関に平成23年 12月中に通知(「耕作放棄地の解消に向けた市民農園の積極的な活用及び市民農園で生産さ れた余利農産物の販売について(平成23年12月22日付け23農接第1970号農村振興局長通 知」))を発出した。		0
	農協の農業関係事業部門の自立等に よる農業経営支援機能の強化	農業の成長産業化の促進において、重要な役割を果たすべき最協は、その原 点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門 の自立への取組を進める。 すなわち、農協の農業経営支援機能の強化や器々の組合員の収益力の強化 に向けた主体的な取組を推進することとし、その中で、組合員の意思を踏まえ つつ、事業の効率的通営を行うことにより、信用・共済事業部門から農業関係 事業部門への補てん額の段階的な縮減にも取り組む。 かかる取組についての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取組を 早急に開始する。	平成23年度以降順次計画策定、以降計画策定、以降計画策定、以降計画限に対って指置	農林水産省	農協が中長期計画等の策定に際して、農業経営支援機能の強化、総合員の収益力の強化、事業の効率的運営による農業関係事業部門の収支改善等に向けた主体的な取組を計画的に適慮めるよう、平成23年度中に「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」を改正する予定である。		0
00		農協の経営力強化のため、職員や専門家など幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を豊用し経営を受ねることができるよう、執行機関と組合員代表機関の機能・役割の分化など農業値同組合法に基づ経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験を有する者等の理事への豊用などを進める。	平成23年度中措置		農協の業務執行体制を強化する観点から、経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験者の 豊用などについて、平成23年度中に「農業協同組合・農業協同組合連合会、農業協同組合中 失会及び展事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを 除く。) 平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知) Jを改正する予定である。		0

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	押
規制・制度改革事項	提制・制度改革の概要	実施時期				
範囲拡大	都連府県の負担の有無にかかわらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実務者の直接契約について、契約野菜安定供給事業(契約指定野菜安定供給等業及び契約特定野菜等安定供給促進事業)の対象として取り扱われるよう措置する。	平成23年中槽置	農林水産省	本事業については、平成23年3月1日に全面施行された「地域資源を活用した最林漁業者等による新事業の創出及び地域の最林水虚物の利用に関する法律(「平成22年法律第67号)における特例規定に基づき、指定産地の外を問わず、リレー出荷に取り組む生産者についても支援対象とするとともに、この際、資金造成に係る都道府県の負担をなくすことができるようにした。さらに、23年度予算において、野菜の契約取引における価格・数量の変動に伴う収入減少に対応し、都道府県負担がなく、また産地に関わりなく活用できるモデル事業を開始した。	ロック会議(都道府県、出荷団体等が対象)等において周知 した。 本措置の活用が促進されるよう、引き続き、説明会等におい	
	本事業については、生産地がどこであっても利用できるようにする。	平成23年度中槽電				(
企業信用保険制度の連携強化による 資金供給の円滑化	農林水産業信用保証保険制度(以下「農林水保険」という。)と中小企業信用保 除制度(以下「中小保険」という。)に保る課題は以下であるところ。 ①農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)が保証対象を実態上制度融資 に限定するなど銀行等が活用しづらいものとなっている。 ②金融機関にとって、基金協会の申請の事務手続等が中小保険と異なる。 ③両制度の保験対象が不明確であり、利便性が損なわれている。 ④基金協会の保証料率が資金ごとに一律となっており、利用者の経営努力が 反映されない。 こうした課題に対なするため、現行の中小保険及び農林水保険による連携を強 化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、その課題の改善に両省で取り組 む。具体的には、 ①民間活力の活用の趣旨を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等に よる利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進 んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金 融機関の取組状況の実態把機を行う。	平成23年度中措置	展林水痘省、経済産業省	(農林水産省) ①農林水産省では、基金協会の役員等が参集する全国会議(平成23年6月20日「農業信用保険運営協議会」等に出席して、銀行等の一層の利用促進を間知しており、今後も機会ある毎に、こうした場を活用しながら、農業者等の円滑な資金調達に資するため引き練き利用促進の方針を徹底する。 さらに、取り組み状況の進んでいない地域に対しては、経済産業省の協力を得て、地域金融機関への直接のヒアリング等により平成23年度中に実態調査を行うこととしており、現在その日程等について経済産業省と調整中である。 (経済産業省) ①銀行等による基金協会利用が進んでいない地域に対して、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関への直接のヒアリング等により23年度中に実態調査を行うこととしており、現在その日程等について農林水産省と調整中。		6
	②利用者の利便性向上の観点から、審査ノウハウや事務手続の向上を図るため、信用保証協会と基金協会との合同での研修の実施等を行う。	平成23年度着手、で きる限り早期に措置		(農林水産省、経済産業省) ②平成23年9月30日に基金協会の管理実務担当者向けの研修会が開催され、同研修会の中で、社団法人全国信用保証協会連合会の担当者を講師として、保証協会の現状等を含めた研修を実施。今後、一層の利用者の利便性の向上を図る観点から、引き続きこうした研修の場を活用し、互いのスキル向上に資することとして参りたい。	(農林水産省、軽済産業省) 引き続き、利用者の利便性向上の観点から、互いの制度に ついて研修等の場を通じて理解を深めスキル向上に努めて いく。	
	③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、現本を表現して、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点を踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。	きる限り早期に措置		(農林水産省、経済産業省) ③平成23年度中に、他業態から農業に参入した事例を含めて、両制度の対象業種を明確にした 事例集の作成に着手し、同事例集を活用して利用者の利便性が構なわれないように事業者や 無機勝等に周知撤店を図っていた。 さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者の負担軽減等が図られるよう、基金協会と保証協会間での連携強化を改めて周知撤底する文書を、同事例集作成後できる 限り早期に主務省から発出し、一層の連携を図り利用者の利便性確保に向けた円滑な保証引 受のための体制を構築する。		
	④膜林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、軽済 産業省は、中小保険の制度設計に関する情報提供を行う。	平成23年度検討開始、平成24年度中に 結論		(農林水産省) ④農林水産省は基金協会の保証料率の見直し等について、経済産業省から中小企業CRDの制度設計に関する情報提供を得つつ、保険機関でもある独立行政法人農林漁業信用基金の次期中期目標(平成25年度~)とも連動させた上で、平成23年度から関係機関と十分協議し、平成24年度中に一定の結論を得る。(経済産業省) ③農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省からは、中小企業CRDの制度設計に関する情報提供等を行う。		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・	評価
番号 規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期			残された課題	
	森林・林業基本法の改正(平成13年6月)に伴う緩和に係る指定施業要件の変 更手続について、迅速な対応が図られるよう指導を徹底し、手続の迅速化に努 める。		展林水產省	平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて指定施業要件の変更の迅速化に係る通知の内容について指導を行った他、各都道府県保安林担当者に手続きの迅速化に対する個別指導を実施した。		0
林葉経営に係る許認可・層出等の簡素化	森林所有者の申請手続の責担軽減等の観点から、森林法に基づく保安林の伐 採等の許可・届出について、申請書類の統合を含め、更なる簡素化を図ること のメリット、デメリットについて検討する。	平成23年中検討・結 論	農林水産省	平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等において、各都道府県から左記内容について意見聴取を行い、申請書類の簡素化に係るメリット・デメリット及び対応方向を検討した。		5
林泉用種苗の見直し	林業種苗法における種苗の配布区域について、地域の気候・土壌等の自然条件に適合しているかどうかを検証する観点から、こうした条件への適合性を再 検討の上、地域間で移動を行うことを可能とするなどの柔軟な対応を図る。	平成23年中措置	農林水產省	地域の気候・土壌等の自然条件に適合性を再検討した結果、地域間で移動を行うことを可能と するなどの柔軟な対応を図る観点から、これまでの抵抗性マツ等の植物に限定していた配布区 域外配布の対象を拡大(地域間での移動が柔軟にできるよう造林成績を比較するための植物を 追加)した。	配布承認手続きについて(昭和46年7月24日付け46林野造	
	林業種苗の価格については、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての論議を行わないことについて、早急に指導を徹底する。			文書での周知の他、平成23年度開催の地区需給調整協議会においても周知し更なる指導を徹底した。(「林業用種苗需給調整協議会について(平成23年1月24日付け事務連絡林野庁研究・保全課森林保全推進室長から各都道府県林業種苗担当課長あて」)		0
	あわせて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早息に公正な競争条件の確保に努める。	措置		平成23年1月18日に開催した会議(平成22年度民有林森林整備事業打ち合せ会議)及び平成23年1月末~2月上旬に実施した都道府県との個別打ち合せにおいて、補助対象とする苗木に要件を譲す場合には、地域の自然条件等を踏まえた通切な森林造成の観点から必要最小限のものとし、民間事業者や林業経営者が生産した苗木をもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課すことがないよう、周知・指導した。		0
	植栽本教の低減による低コスト造林への取組など、多様な森林整備を促進する 観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本教を限定していないことの 制度趣旨を周知する。			平成23年1月18日に開催した会議(平成22年度民有林森林整備事業打ち合せ会議)及び平成23年1月末~2月上旬に実施した都運府県との個別打ち合せにおいて、多様な権裁方法や権裁本数等に応じた事業単価(標準単価)の設定について具体的に周知・指導した。	植裁本数の低減による低コスト造林等の取組事例を収集 し、報道府県への情報提供・共有を図ることにより、幅広い 植栽本数の設定等を促すことについて検討中である。	0
森林薄等の整備・民間利用の促進	森林準情報の提供等については、平成22年12月24日付「森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備についてJにて、都道府集への助置を行っているところであり、当該助置に基づく施業集約化等に必要な森林 薄等の情報の提供状況について確認するとともに、森林経営計画を作成しようとする者に必要な情報が提供されるよう引き続き助置を行う。		農林水産省	森林爆等の森林関連情報について、平成23年10月に森林組合や林業事業体への提供状況を確認した。	「森林法の一部を改正する法律』(平成23年法律第20号)に おいて、市町村は森林の経営の受託又は委託に必要な情 報の提供、助宮又はあっせんを行うよう努める旨が規定さ れ、平成24年4月に施行されるところであり、森林経営計画 を作成しようとする者に必要な情報が提供されるよう、その 運用について平成23年度中に助宮を行う。	
水産資源の回復のための資源管理の 強化	7 水産基本法の掲げる水産資源の適切な保存及び管理の実現を図ることの重要性に鑑み、我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、資源管理に計画的に取り組む漁業者を対象として平成23年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」の早息な定着を図ること等を通じて、水産資源の回復に向けた資源管理の強化を実現する。	童	農林水產省	「資源管理・漁業所得補償対策」は、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象とするものであり、水産資源の回復に向けた資源管理の強化に資するものである。現在の本対策の実施状況は、 ・平成23年度9月末時点で717計画の資源管理計画(平成23年度9月末時点)が本対策の下で成24年ところ(同計画は、資源管理協議会(都道府県、研究機関、有識者等で構成)が定期的にその履行を確認)。 ・これまで漁業共済に加入していなかった漁業者が新規に加入するなど、漁業共済への加入が伸びており、その加入率は平成22年3月末の54%から64%に向上(平成23年9月時点)。	本対策の内容や本対策に加入するメリットの周知を行い、加入促進に努めてきたところ。引き続き、取組を継続する。	0

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況 進んだ取組・	197
号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	残された課題	87
10		TAC(修漁獲可能量)設定無値の拡大及びIQ(個別漁獲枠)方式の活用を検討するとともに、指定漁業に係るVMS(漁船モニターシステム)の設置の義務付けの検討や、指定漁業と沿岸漁業の調整に保合が、あっせん等への積極的な対処を行うこと等を通じて、資源管理制度の機能を強化する。	できるだけ早期に推	農林水産省	平成23年11月25日開催の第54回水産政策審議会資源管理分科会において、平成24年のTAC(総漁獲可能量)設定について諮問するとともに、その運用状況について報告しており、継続的に議論が行われているところである。また、平成23年度から開始された資源管理・漁業所得 指定漁業と沿岸漁業との調整について、今後も継続し 指定漁業と沿岸漁業との調整について、今後も継続し 3の活用が進められているところである。 VMSの設置については、関係団体に説明するとともに、平成23年11月25日の水産基本政策 非議会資源管理分科会で議論したところ。 指定漁業と沿岸漁業との調整については、担当者を現地に派遣し関係者の意見を聞くとともに、関係者間の調整会議を開催するなど積極的に実施している。	
1	漁業協同組合経営の透明化・健全化 の実現	組合員・債権者への財務額表の開示と説明責任の徹底、組合員資格審査の顧正化などの搭置の周知徹底、公認会計士の活用の完実・強化等による漁協系統団体の監査体制の更なる整備等を通じて、漁業協同組合の経営の透明化・機全化を一層実現していく。	できるだけ早期に推	晨林水産省	漁業協同組合の経営の一層の透明化・優全化を図るため、 ① 企業会計の基準に準拠して、漁協の事業外収入の内訳(事業外収入の10/100以上のもの 等を決算書類において明示 ② 漁協が行う漁業自営事業の実施に当たっての、役員の組合員に対する事業計画等の具体 的な説明及び慎重かつ丁草な審撮の徹底 ② 組合員資格審査の結果、正組合員教が法定組合員教を下回った組合の解散手続を行うよう、平成23年9月8日付け23水漁第1060号水 度庁長官通知)を改正し、信導を行うた)(平成23年9月8日付け23水漁第1060号水 度庁長官通知)を改正し、指導を行った。 また、規制・制度改革の追加方針の趣旨を徹底するため、 ① 組合員及び侵権者への決算関係書類の開示と説明責任の徹底 ② 定款に基づく組合員資格審査委員会を開催した上で、理事会において組合員資格の有無を 決する、組合員資格に対する能正な審査の実施 ③ 公認会計士の活用を完実・強化し、第三者性と独立性を有する監査体制の更なる整備 を行うよう、周日に直询を発出し、共享等行った(「漁業協同組合経営の通明化・値全化の促進 について」(平成23年9月8日付け23水漁第1061号水度庁水虚経営課長通知))。	(
3 0	養殖管理の適正化	平成23年度から導入した「黄源管理・進業所得補個対策」を通じた無理ごと及び 要殖漁場ごとの適正要殖可能數量の設定の推進、漁場の適切な利用と調和した形での養殖業への円滑な新規参入等を通じて、養殖業の持続的発展を実現 する。	できるだけ早期に権 置	農林水産省	「資源管理・漁業所得補償対策」を利用する養殖業者については、持続的養殖生産確保法に規 漁場改善計画における適正養殖可能数量の策定の取 定する漁場改善計画において、漁場ごと、養殖種類ごとに投入する種苗の数量や施設数の上限 に一定の進展がみられているが、今後、更に、適正養 である適正養殖可能数量を設定。平成23年11月末現在で、22道県で288漁業協同組合が、 135計画の適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画を策定したところ。	日み
	アジア経済戦略、金融等分野 物流・運輸分野					
	国際航空協定に関する独占禁止法通 用除外制度の見直し	関土交通者は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る 状況等を分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と 協譲しつつ、引き続き検討を行う。	平成24年度検討	国土交通省	請外国の国際航空に関する独占禁止法連用除外制度に係る状況について分析を進めるととも に、認可を行った提携深化協定の実施状況等について、今後、事業者からの報告等も踏まえっ つ、その効果・影響等の検証を行う。	(